

件名	県議会令和2年2月定例会概要について
提出理由	県議会令和2年2月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 会期 令和2年2月20日（木）～3月27日（金）（37日間）</p> <p>2月20日 開会 2月26日～2月27日 代表質問 2月28日～3月3日 一般質問 3月6日 文教委員会 3月10日 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 3月16日 予算特別委員会 部局別質疑 3月19日 予算特別委員会 総括質疑 3月24日 予算特別委員会 討論、採決 3月26日 委員長報告 3月27日 委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会</p> <p>2 本会議の質問 質問者数 13人中 10人（76.9%） 質問本数 156本中 31本（19.9%）</p> <p>3 文教委員会における付託議案 4件</p> <p>4 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査事項 1件</p> <p>5 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の意見・提言 4件</p> <p>6 予算特別委員会における付託議案 2件</p> <p>7 決議 1件</p> <p>8 その他 文教委員会及び人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の委員一覧</p>

県議会令和2年2月定例会

本会議における質疑質問者氏名・
質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
2 月 26 日 (水)	小島 信昭 (自民)	教 育 な し	
	岡 重夫 (県民)	5 教職員のわいせつ・セクハラ行為根絶に向けた取組 について (総務課・県立学校人事課・小中学校人事課・教職員採用課)	4
		6 高等学校防災拠点施設について (知事:消防防災課・財務課)	6
		(財務課)	8
2 月 27 日 (木)	田並 尚明 (民主フォーラム)	7 教育局における不祥事について (総務課・県立学校人事課・小中学校人事課)	9
		8 教育内容について (義務教育指導課・高校教育指導課・保健体育課)	11
		11 災害時の避難所対策について (知事:消防防災課*)	13
	西山 淳次 (公明)	1 新型コロナウイルス感染症対策について (知事:保健医療政策課*)	15
		5 教育の充実について (2) コミュニティ・スクールの推進 (小中学校人事課)	19
		(3) 読書教育の充実 (高校教育指導課・義務教育指導課)	21

2 月 28 日 (金)	須賀 敬史 (自民)	1 人生100年プロジェクトについて (知事:共助社会づくり課*)	23
		2 本県の子供たちをどう育てていくのか (知事:公園スタジアム課・青少年課*)	26
		3 ネット依存・ゲーム障害の対策について (保健医療部長:疾病対策課*)	28
		(保健体育課・生徒指導課・高校教育指導課・義務教育指導課)	29
		4 教育局の障害者雇用と教員のわいせつ行為について (総務課・教職員採用課・県立学校人事課・小中学校人事課)	31
		5 スポーツ歯学を取り入れた競技力向上とマウスガードの普及について (県民生活部長:スポーツ振興課*)	34
		(保健体育課)	35
	6 外国人との共生のために (県民生活部長:国際課*)	36	
	(義務教育指導課)	38	
	平松 大佑 (県民)	3 頻発する風水害への備えを (知事:消防防災課*)	39
		4 E d T e c h 推進について (1) E d T e c h 推進方針の策定について (高校教育指導課・義務教育指導課・特別支援教育課)	41
		(2) 県内市町村の小学校・中学校・県立学校の校内ネットワークの整備について (高校教育指導課・義務教育指導課・特別支援教育課)	41
		(3) 県内市町村の小学校・中学校の端末整備計画について (義務教育指導課)	41
(4) 県立学校での端末の整備について (高校教育指導課・特別支援教育課)		41	
5 子供の貧困対策について (福祉部長:少子政策課*)		44	
町田 皇介 (民主フォーラム)	3 学校における働き方改革を実現するための方策について (県立学校人事課・小中学校人事課・高校教育指導課・義務教育指導課・保健体育課・生徒指導課)	46	

3 月 2 日 (月)	高木 功介 (自民)	教育なし		
	安藤 友貴 (公明)	4 避難所生活の被災者のために (2) 避難所となる体育館屋根の改修について (財務課)	48	
		5 手話言語条例制定後の取組について ～ 聴覚障がい者のために ～ (3) 子供の教育相談窓口について (高校教育指導課・生徒指導課)	49	
		(4) ろう学園教員の手話能力の向上はどうなったのか (特別支援教育課)	50	
	村岡 正嗣 (共産党)	6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を (知事:特別支援教育課)	51	
		(特別支援教育課)	52	
		7 文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて (知事:障害者福祉推進課・文化振興課*)	54	
		(高校教育指導課・義務教育指導課・文化資源課)	57	
	3 月 3 日 (火)	木下 博信 (自民)	2 県教育長としての仕事 (1) 埼玉県の子供一人当たりの教育費について (小中学校人事課・総務課)	59
			(2) 教員定数を増やすことについて (小中学校人事課)	59
(知事:小中学校人事課)			61	
(3) 労働法制の学習の必要性について (高校教育指導課)			63	
	醍醐 清 (県民)	教育なし		
3 日 (火)	諸井 真英 (自民)	2 新型コロナウイルス対策に伴う小学校、中学校、高等学校の休校への対応について (知事:特別支援教育課・少子政策課・小中学校人事課・薬務課)	64	
		5 教育長は埼玉県に何を残すのか (教育政策課)	67	
		6 県立高校の再編整備について (1) 再編の進め方について (魅力ある高校づくり課)	70	
		(2) 農業科について (魅力ある高校づくり課・高校教育指導課)	70	
		(3) 定時制高校について (魅力ある高校づくり課)	70	

* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	2	2年2月26日	岡重夫議員
【質問事項】			
5 教職員のわいせつ・セクハラ行為根絶に向けた取組について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員に対しわいせつ行為などの根絶を呼びかける努力をしても、残念ながら事件がなくなっていないが、まずは教育長の現在の思いと、特にわいせつ行為などが無くならない原因をどのように考えるのか。 ・ 子供に特別な関心を持っている者が判別できる質問を入れて不適格者を排除する方法を検討してはどうか、教育長に伺う。 ・ わいせつ行為などの根絶に向けた研修について、さらに内容なども検討し、強化を図ることが必要だと思うが、教育長の考えは。 			

【答弁要旨】

御質問5「教職員のわいせつ・セクハラ行為根絶に向けた取組について」お答えを申し上げます。

まず、「私の思いとわいせつ行為などが無くならない原因」についてでございます。

今年度処分したわいせつ事案は13件で、過去10年で最多の件数となり、極めて憂慮すべき状況であると認識しております。被害者となった児童生徒や県民の皆様に対して大変申し訳なく思っております。

特に学校内でのわいせつ行為は、閉じられた空間の中で、大きな権力を持った教員が弱い立場の子供に対して行う卑劣極まりないものです。

私が教育長に就任して以来、「できることは何でもやる」との方針を掲げ、「不祥事根絶アクションプログラム」を策定し、教職員の意識改革や研修の充実、教員採用試験の工夫改善など、様々な取組を実施してまいりました。

昨年3月には、「教育長緊急メッセージ」として、「児童生徒を性の対象として見ているのであれば、教師という職を辞してもらいたい」という強い思いを全教職員に対して発したところでございます。

これらの取組を行ってまいりましたが、教職員一人一人に確実に伝わっていない、また、定着していないのではないかという、大変悔しい思いを持っております。

わいせつ行為などが無くならない原因については、規範意識の欠如、自分は大丈夫という過信、一方で自制心がきかないという弱さ、更には性に対する依存症に起因するものもあると考えております。

次に、「子供に特別な関心を持っている者を排除する方法を検討してはどうか」についてでございます。

議員お話のように、子供に接触することを目的に教師という職業を選択する者がいるのであれば、決して許されないことです。

平成30年度実施の教員採用選考試験から、個人面接の際に具体的な処分事例をもとにした質疑を行い受験者の観察を行っております。

加えて、今年の夏に実施する試験から女性の面接試験員を増やし、より多様な視点で選考することを計画しております。

御提案の面接試験や適性検査で不適格者を排除することにつきましては、性犯罪に詳しい医師や臨床心理士などの意見を参考に、何ができるのか、どういった質問が効果的か検討してまいります。

次に、「わいせつ行為などの根絶に向けた研修の強化について」でございます。

県教育委員会では、学校向けのホームページに、多様な研修資料を掲載し、職員研修会で活用することで教育公務員の自覚を高めるよう指導しております。

わいせつ行為などの根絶に向けては、既に実施している研修に加え、犯罪防止の専門家の知見を取り入れた研修などを実施する必要があると考えます。

また、今月、岡山県に職員を派遣し、不祥事を原因別に類型化し身近なものとして捉えさせる研修など、外部有識者の知見を生かした先進的な取組を学んでまいりました。

これら他県の取組も参考にしながら、研修を更に充実、強化してまいります。

さらに、被害を受けた子供たちは、将来に渡り深い傷を負うことになるため、性犯罪に巻き込まれないよう、性に関する正しい知識を身に付けるための指導の充実にも努めてまいります。

県教育委員会としては、あらゆる手段を尽くして、わいせつ行為の根絶に全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	2	2年2月26日	岡重夫議員
【質問事項】			
6 高等学校防災拠点施設について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風第19号の際に川越高校、川越工業高校そして坂戸高校が避難所として活用されなかった理由を伺う。 ・ 県民に役立つ防災拠点校としての在り方について検討が必要と考えるが、所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問第6の「高等学校防災拠点施設について」のお尋ねのうち、台風第19号の際に川越高校、川越工業高校そして坂戸高校が避難所として活用されなかった理由についてでございます。

台風第19号では川越市が市内63か所の避難所のうち28か所、坂戸市が22か所のうち16か所を開設しましたが、議員お話のとおり川越高校、川越工業高校及び坂戸高校は活用されておりません。

その理由といたしまして、川越市では近隣の小中学校を避難所として開設することで対応可能であったためと伺っております。

一方、坂戸市では坂戸高校が浸水想定区域内にあるため避難所として活用することを考えなかったと伺っております。

次に、県民に役立つ防災拠点校の在り方についてであります。

防災拠点校は、阪神・淡路大震災の教訓から、大地震の際に被害が想定される地域に人口割合などに応じて設置された経緯があります。

これまで本県には大規模な災害が比較的少なかったことから、実際に防災拠点校の設備が活用された事例はほとんどありませんでした。

しかし、今回の台風第19号では防災拠点校16校が避難所として開設され、うち13校が実際に利用されました。

近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、いざという時に県民の方が安心して避難できる環境の整備が重要です。

防災拠点校は地震を想定して整備したところから、水害時には活用できない施設が存在することや、整備されて20年以上が経過し設備の老朽化が進んでいることなど、防災施設としては課題が存在することも認識しております。

また、災害時の実効性を確保するためには、地域住民と共同で訓練を行うなど、日頃から地域の防災活動と連携した取組も大切であります。

今後行う防災拠点校の活用等の検証結果を踏まえ、市町村からも丁寧にニーズを聞きながら、地域の中で機能し、有効に活用されるよう防災拠点校の在り方について検討を進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	2	2年2月26日	岡重夫議員
【質問事項】			
6 高等学校防災拠点施設について			
【質問要旨】			
・ これまで防災拠点校に関して、所在する市町と避難所としての活用方法などの協議を行ってきたのか伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問6「高等学校防災拠点施設について」のうち、これまで防災拠点校に関して、所在する市町と避難所としての活用方法などの協議を行ってきたのかについてお答えを申し上げます。

防災拠点校の活用方法については、従来は大地震を想定し、地域住民や地元市町の職員に対して非常時に使う施設や設備を実際に動かしながら説明するなど、理解を深めていただいております。

一方、水害など地震以外の自然災害時の活用方法といった視点では、必ずしも十分な協議ができておりませんでした。

そのため、今年の台風19号による大雨を受けて、防災拠点校を含め避難所に指定されている県立学校及び教育機関に対し、市町村の防災担当課と連絡を取り、万全の体制を期すよう指示いたしました。

その結果、市の防災担当者とともに現地を確認しながら、実際の避難を想定した施設の状況把握を行うなど、連携の強化につながっております。

今後とも、これまでの活用状況なども検証し、市町村との連携を深め、災害の種類を問わず、防災拠点校が県民の安心安全の確保に資するよう努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年2月27日	田並 尚明 議員
【質問事項】			
7 教育局における不祥事について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県の教育局から不祥事を無くし、子供たちに尊敬される教師を育てていくという覚悟をもって業務にあたり、その成果を埼玉県の教育局に刻んでほしいが、教育長の覚悟を聞きたい。 			

【答弁要旨】

御質問7「教育局における不祥事」についてお答えを申し上げます。

議員お話のとおり、教師は子供たちの人生に大きな影響を与えます。

そのような立場であるにもかかわらず、県民の信頼を根底から崩すような教師の不祥事が後を絶ちません。

とりわけ、本来、私たちが守らなければならない子供たちが被害者となっている「わいせつ事案」が増加していることは、痛恨の極みでございます。

子供たちを励まし、成長を支えていくべき教職員が、卑劣な行為によって教え子の尊厳を傷つけてしまっていることは、埼玉教育にとって正に非常事態でございます。

県教育委員会では「不祥事根絶アクションプログラム」を策定し、教職員の意識改革や研修の充実、教員採用試験の工夫改善など、様々な取組を実施してまいりました。

また、3月には「教育長緊急メッセージ」として、「児童生徒を性の対象として見ているのであれば、教師という職を辞してもらいたい」という私の強い思いを全教職員へ届けたところでございます。

さらに、11月には「わいせつ行為等根絶 行動指針」を策定し、更なる意識の高揚を図ってまいりましたが、教職員一人一人までには伝えきれていなかったという悔しい思いを持っております。

岡山県では、犯罪防止の専門家などの知見を取り入れ、不祥事を原因別に類型化し身近なものとして捉えさせる研修を実施しております。

今後は、今までの研修に加え、こうした先進的な取組を参考にして、新たな研修を実施してまいりたいと考えております。

御指摘がありました、臨時的任用教員に対する退職手当につきましては、多額の未払い金と遅延損害金を発生させてしまい、県民や議会の皆様に対し、多大な御迷惑をお掛けしていることについて、深くお詫びを申し上げます。

退職手当の問題につきましては、二度とこうしたことが起こらないよう、再発防止に向けて、組織をあげて法令順守の徹底と、正確な事務の執行に全力で取り組んでまいります。

今後とも、できることは何でもやるという強い意志の下、わいせつ行為を始めとする不祥事の根絶を図るとともに、県民、保護者、地域の方々、そして何よりも子供たちに信頼される埼玉教育を目指して、覚悟を持って取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年2月27日	田並 尚明 議員
【質問事項】			
8 教育内容について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語力を高めることが必要だと思うが、県ではどの様に取り組むのか、教育長に伺う。 ・ 高校において、命の重さや人の痛みを感じられる感性を育む一歩踏み込んだ性教育を行っていただきたい。この点につき、教育長の考えを伺いたい。 			

【答弁要旨】

次に、御質問8「教育内容について」お答えを申し上げます。

まず、国語力を高めることについて、県ではどの様に取り組むのかについてでございます。

言葉は、学校における学習活動はもとより、社会生活を送るために重要な役割を果たすものです。

また、国語の授業は言葉そのものを学習の対象としておりますので、国語教育を充実させることは大変重要であると考えております。

新学習指導要領における国語では、子供の語彙を量・質共に深める指導や、読書指導の充実を図ることとなっておりますので、県が資料等を発行し、指導の強化を図ってまいりました。

一方、全国学力・学習状況調査から、本県の子供には「話合いの話題や方向を捉えて的確に話したり、話し手の意図を捉えて聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめたりすること」に課題があると分かりました。

そこで、その課題に対する取組として、国語において、対話やグループでの協議など、少人数で話し合う活動を通して、自分の考えと比較する授業を行うよう指導しております。

また、国語以外の教科についても、各教科の特質に応じた話合いや説明の機会を設けるなど、言葉を用いた活動を充実させることも大切です。

これまでも、県が主催する研修会等で、国語と他教科の授業を関連付けた授業を行うよう指導してまいりました。

例えば、社会や理科の授業では、表やグラフなどを用いて互いに考えを伝え合うなどの学習活動を積極的に取り入れるなどの工夫を行っております。

県といたしましては、今後も引き続き、国語だけでなく教育活動全体を通して、国語力の向上に努めてまいります。

次に、高校において、命の重さや人の痛みを感じられる感性を育む一歩踏み込んだ性教育を行うことについてでございます。

高等学校における「性に関する指導」としては、「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や、「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」などを2年生で行っております。

保健体育の授業は、学習指導要領に基づき行っているため、妊娠の過程や性交といった具体的な内容を取り扱うことは行っておりません。

そのため、議員お話のような指導につきましては、保健室における個別の指導や、日常の学校生活における指導等で、それぞれの学校や生徒の実態に応じて対応しております。

また、保健医療部と連携を図り、助産師等を派遣して、各学校の要望に応じた「妊娠・出産・不妊に関する出前講座」を実施しております。

先月には、性に関する指導の先進県である秋田県に職員を派遣し、医師会と連携した外部講師による性教育講座を見学してまいりました。

秋田県では、各学校で外部講師を積極的に活用し、学校や生徒の実態に合わせて、性に関する指導の充実を図っており、生徒に自分自身を大切にすることを気付かせていることが確認できました。

今後、本県におきましても、秋田県の取組なども参考にしながら、命の重さや人の痛みを感じられる感性を育めるよう、性に関する指導の充実に向けてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	1	2年2月27日	田並 尚明 議員
【質問事項】			
1 1 災害時の避難所対策について			
【質問要旨】			
・ 今回の経験を活かし、県と市町村で避難計画を見直す必要があると考えるが所見を伺う。			
・ 県の施設で避難所として開設可能なところと、市町村と新たに協定を結ぶことはできないか所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問第11の「災害時の避難所対策について」のお尋ねのうち、避難計画の見直しについてでございます。

台風など事前に危険が予測できる災害には、早めの避難行動が何よりも重要であり、そのためには避難すべき場所を県民がすぐに判断できるようにしておくことが大切です。

避難所の中には浸水の危険性があるところもあり、一つの施設が全ての災害に対して安全な場所であるとは限りません。

そのため、洪水により被害を受けるおそれのある市町村を中心に概ね3分の1の市町村では、水害時には開設しない避難所を避難計画に明確に定めています。

また、例えば荒川が氾濫した際、市内全域が浸水が想定されている戸田市では、洪水時には避難所となる施設ごとに2階以上に避難することが決められています。

避難所は災害時に身の安全を守る拠り所であり、災害の種別に応じた使い方を決めておくことは県民の皆様へ安心感を与え、早期の避難にもつながると考えます。

現在、令和元年東日本台風の対応について水害時の避難所の在り方も含め検証作業を進めております。

この検証結果を踏まえ「避難所の運営に関する指針」を改訂し、市町村の避難計画の見直しを促進してまいります。

次に、県の施設で避難所として開設可能なところと市町村との新たな協定についてでございます。

避難所は一定期間、避難者の生活の場ともなりますので、一定程度の面積があり、多数の避難者の受入れに必要となるトイレ、水道等の設備を備えている必要があります。

現在、県立学校以外ではさいたまスーパーアリーナや埼玉県立大学などの施設が市町村と避難所使用に関する協定を結んでおります。

近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、施設自体が被害を受け活用できないケースがあることも想定されます。

できるだけ多くの避難所を確保しておくことは重要であるため、市町村のニーズを確認しながら県保有施設の有効活用を検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	2	2年2月27日	西山 淳次 議員
【質問事項】			
1 新型コロナウイルス感染症対策について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談の状況はどうか。今後、相談は増加すると思うが、体制の強化は大丈夫か。聴覚障害者への対応はできているか伺う。 ・ 検査の方法や体制はどうなっているか。どの程度の検査が行えるのか伺う。 ・ 陽性だった場合の対応は。患者を受け入れる医療機関は県内にどの程度あるのか。さらに受入先を準備する必要があると思うがどうか伺う。 ・ 高齢者や障害者の施設や学校にはどのような指導助言を行っているのか。万が一陽性患者が発生した場合の対応の準備はできているか伺う。 ・ 知事の決意と県民へのメッセージについて伺う。 			

【答弁要旨】

西山淳次議員の公明党議員団を代表されましての御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、御質問第1の「新型コロナウイルス感染症対策について」のお尋ねのうち、電話相談の状況と体制の強化についてでございます。

県ではまず、県民の不安解消のため、他の都道府県に先駆け24時間対応の電話相談体制を7119などを活用して構築をいたしました。

相談件数は1月24日の開設から現在までに1万件を超え、多くの県民の皆様が新型コロナウイルスに対し、大きな不安を感じている状況であると受け止めています。

このため、県民の皆様の実便性をより高めるため、これまで時間帯や曜日によって複数の窓口で対応していた相談業務を集約化し、体制を強化した上で一元的に24時間対応する「県民サポートセンター」を来週3月1日より開設いたします。

聴覚障害者の方からの御相談につきましては、県庁や各保健所などで電子メールやFAXなどにより対応させていただきたいと考えております。

なお、国の相談窓口も同様に電子メールやFAXによる相談となっております。

次に、検査方法や体制についてでございます。

感染が疑われる患者については県衛生研究所においてPCR検査機器による行政検査を実施しております。

検査時間はおおむね6時間程度、1日に24検体の検査が可能となっております。

現在、PCR検査機器の増設により検査体制の強化を図っておりますが、今後の流行の拡大状況によっては、現在の体制では対応が難しくなる可能性も想定されます。

このため、一般の医療機関でも検査ができるよう、全国知事会を通じて簡易検査キットの開発と提供を国に対して緊急に要望をさせていただいております。

次に、陽性だった場合の対応や患者を受け入れる体制についてでございます。

検査により陽性であった場合、現状では症状の有無に関らず感染症指定医療機関に入院していただいております。

入院患者については、24時間発熱がなく、かつ呼吸器症状が改善傾向である「軽快」の状況となってから48時間後と、更に12時間後にPCR検査を行い、共に2回とも陰性であった場合には退院となります。

退院後も、保健所による体温確認などのフォローアップを2週間行うこととしております。

感染症指定医療機関は、現在県内に11医療機関70床整備しておりますが、感染が拡大した場合はこれらの医療機関だけでは受け入れきれないことが想定されます。

国が一昨日発表した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、患者数が大幅に増えた地域では一般の医療機関で患者を受け入れることなどが決められました。

このため、感染が拡大した場合の軽症者の取扱いや感染症指定医療機関以外の一般医療機関での受入れなどのルールの明確化について、国に求めてまいります。

次に、高齢者や障害者の施設や学校などへの対応についてでございます。

感染症法において、「老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、現場で対応することとなっております。

県としても、1月27日以降、国などからの通知を受けて、感染拡大を防ぐために高齢者福祉施設や障害者施設に対して注意喚起を行っております。

具体的には、職員が出勤前に体温を計測し、発熱時の症状がある場合等には出勤をしないことを徹底すること、御家族などの面会もやむを得ない場合を除き制限することが望ましいことを伝えております。

感染が疑われる入所者が発生した場合には、保健所に電話連絡して指示を受けるとともに、個室に移し、ケアを行う職員にはマスクの着用をお願いをしております。

公立、私立学校についても、文部科学省等の通知に基づき、生徒や教職員への手洗いや咳エチケットなどの徹底について注意喚起しております。

また、卒業式などの学校行事においては、実施方法の変更、延期や中止も含め検討するとともに、実施する場合においてもアルコール消毒液の設置などの感染症対策を適切に行うよう周知・指導しております。

また、外国語によるチラシを市町村教育委員会や県立学校に配布するなど、外国人の生徒や保護者に対する情報提供、支援に努めております。

感染者が発生した場合には、速やかに出席停止の措置を取るなど適切に対応するよう指導をしております。

次に、私の決意と県民へのメッセージでございます。

新型コロナウイルス感染症は、全国的な感染拡大という状況ではないものの、地域的に見ると既に感染が広まっている、あるいはいつ感染が広まってもおかしくない状況にまで至っております。

こうした状況であるからこそ、我々行政が迅速・正確に情報を届け、県民の皆様が正しく恐れることが最も効果的な蔓延予防策であると考えております。

このため、全国に先駆けて相談窓口を開設するなど迅速に相談体制を整えてまいりました。

また、予備費を活用した緊急対策を迅速に実行するよう指示してまいりました。

国の専門家会議でも指摘されておりますが、今後1～2週間が感染拡大のスピードを抑えられるかどうかの瀬戸際であり、大変重要な時期であると考えております。

この間は人が集まる機会をできるだけ少なくするため、今朝、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、多数の人が参加する県主催イベントについては、おおむね2週間、3月15日まで原則中止または延期とする方針を決定をいたしました。

行政はもとより、議会、県民、企業などが一体となり、埼玉県がワンチームとしてしっかりとこの新型コロナウイルスに立ち向かっていくことが大切だと考えております。

県民の皆様におかれましては、引き続き、不要不急の集まりは避け、特に高齢の方、基礎疾患をお持ちの方におかれましては人混みを避けるなどの対応をお願いしたいと思います。

また、発熱などの風邪の症状がある時には学校や会社を休む、こまめな手洗いや消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防策を徹底していただきたいと思っております。

企業や団体の皆様におかれましては、休みやすい環境を整えていただくとともに、イベントについては中止や延期を御検討いただき、開催する場合には感染防止策を徹底してくださるようお願いをいたします。

不安や御心配なことについて相談をしたい方、37.5度以上の発熱が4日以上続く方などは新たに開設する県民サポートセンターに御相談をいただきたいと思っております。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年2月27日	【質問議員】 西山 淳次 議員
【質問事項】 5 教育の充実について (2) コミュニティ・スクールの推進			
【質問要旨】 ・ 現時点の導入の進み具合について示してほしい。 ・ 市町村が導入を躊躇する理由は何か。また、人事についての理不尽な意見が出た例はあるか。 ・ 今後どのように推進していくのか。			

【答弁要旨】

御質問5「教育の充実について」の(2)「コミュニティ・スクールの推進」についてお答えを申し上げます。

まず、現時点での導入状況についてでございます。

令和元年5月1日現在、さいたま市を除く62市町村のうち36市町、市町村立小中学校1,056校のうち434校で導入されており、5ヵ年計画の目標値である300校を既に達成し、順調に導入が進んでおります。

次に、市町村が導入を躊躇する理由についてでございます。

市町村への調査結果によりますと、導入を躊躇した主なものとして「類似の組織があるから」、「地域連携により、既に保護者や地域の意見が反映されているから」という理由が挙げられております。

また、一部ではございますが、「教職員の任用に関する意見の申出がなされることに不安を感じている」と回答している市町村もございました。

なお、既にコミュニティ・スクールを導入している市町村からは、人事について建設的な意見が出されたことはあったものの、理不尽な意見が出たとは伺っておりません。

次に、今後どのように推進していくのかについてでございます。

議員お話のとおり、コミュニティ・スクールは、学校が地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育むための有効な仕組みでございます。

県といたしましては、引き続き市町村や学校、地域住民を対象に、研修会やフォーラムを開催し、コミュニティ・スクールの趣旨や効果的な取組事例について県内に広めてまいります。

さらに、コミュニティ・スクールの導入が進まない市町村については、職員が直接訪問し、有効性について丁寧に説明するなど、理解を深めていただくことで全県下での導入が進むよう積極的に働き掛けてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	2	2年2月27日	西山 淳次 議員
【質問事項】			
5 教育の充実について			
(3) 読書教育の充実			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長の読書に対する思いを伺う。 ・ 「読書を通じた人格形成」を本県教育の一つの柱にしていくことを含め、今後、本県の読書教育をどう充実させていくのか。 			

【答弁要旨】

次に、(3)「読書教育の充実」についてでございます。

まず、私の読書に対する思いについてでございます。

読書は、子供たちの豊かな感性や想像力を育むとともに、多くの知識を得たり、多彩な文化を理解できるようになるなど、人格の形成に大きな役割を果たす、重要なものであると認識しております。

また、大人にとっても、様々な知識を取り入れたり、自らの人生を豊かにしたりする上で、非常に有意義なことだと思っております。

私自身も、本から勇気やアイデアをもらうことが、度々ございます。

最近では、教育や文化芸術に関する本を重点的に読んでおり、その中で仕事に役立つ本があれば、教職員をはじめ関係者に紹介しております。

次に、「読書を通じた人格形成」を本県教育の一つの柱にしていくことを含め、本県の読書教育をどう充実させていくのかについてでございます。

県では「第3期埼玉県教育振興基本計画」において、主な取組の一つとして読書活動の推進を位置付けており、子供たちが読書に親しむための環境の整備を行っております。

小・中学校においては、各学校の読書活動の参考となるよう、毎年県内から優れた取組事例を収集し、「本の広場」という県のホームページに掲載し、広く情報提供をしております。

また、各学校の読書活動を一層推進していくため、読書環境の整備などを示した国のガイドラインを市町村に周知し、活用を促しております。

高校におきましては、全校に司書を配置し、幅広い分野の本や、専門的な本に触れる機会を設けたり、朝読書や読書会を実施したりするなど、生徒の自主的・自発的な読書活動に取り組んでおります。

また、県では、生徒が新たな考え方に出合った本や人生を変えた本の魅力を伝え合うビブリオバトルを開催し、読書活動の普及を図っております。

今後とも、児童生徒が読書を通じて多様な考え方を学び、健やかに成長できるよう、学校における読書教育の充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
1 人生100年プロジェクトについて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気な高齢社会を実現するためにどのような地域社会を描くのか所見を伺う。 ・ シニアの健康増進とともに、社会参加をどう戦略的に進めていくのか所見を伺う。 ・ 子供のうちからシニアに至るまで長い人生で地域社会とのつながりをどう作っていくのかという視点が必要と考えるが、所見を伺う。 			

【答弁要旨】

須賀敬史議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「人生100年プロジェクトについて」のお尋ねのうち、元気な高齢社会を実現するためにどのような地域社会を描くのかについてでございます。

本県は間もなく人口減少に転じ全国一のスピードで後期高齢者人口が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み誰も経験したことのない大きな変化への対応をしっかりと行っていく必要があります。

その有力な手段がコンパクトシティであると考えております。

コンパクトシティを大きな柱とする「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」は、本県が今後直面する課題に対する戦略であり、ビジョンです。

このプロジェクトは、コンパクトな街の実現を目指したものであり、住居と職場が集積するエリアをつくり、ワークライフバランスを向上させ、子育て環境を整えます。

高齢者の孤立や空き家問題、買い物難民や交通難民など、少子高齢化で生じる多くの課題解決に寄与するとともに、身近に地域活動や就労の場が得られるものと考えております。

コンパクトシティでは、街の中に子育て中の若い世代やシニアまで様々な世代が暮らすことにより、高齢者や子供たちへの見守りや共助が行え、世代の循環を促して、街の活気や持続性の確保が可能な環境を提供することとなります。

こうした取組を実現させ、元気なシニアがいつまでも健康で自立し、地域活動など様々な分野で活躍できる社会を築いてまいります。

次に、シニアの健康増進とともに、社会参加をどう戦略的に進めていくのかについてでございます。

健康に過ごすためには、運動習慣を身に付けてもらうことが重要であることから、「人生100年プロジェクト」においては、「コバトン健康マイレージ」にも取り組んでまいります。

コバトン健康マイレージは運動だけでなく、社会参加の促進にも活用できると考えております。

それとともに、シニアが自分の意欲や希望に合わせて、地域活動への参加や就労ができる機会や仕組みづくりが重要です。

令和2年度は、県民活動総合センターにシニア向けワンストップ型の総合窓口を設置し、多方面からのシニア応援体制を構築いたします。

また、シニアの元気・自立を支援し、地域の担い手を育成することを目指して、現在の「彩の国いきがい大学」のカリキュラムを刷新し、「埼玉未来大学」として、ライフデザイン科と地域創造科の2科を新設し講義を行ってまいります。

ライフデザイン科では、シニアの食事・運動・生活習慣など元気で自立したシニアライフを送るために必要な知識を学ぶとともに、地域デビューのきっかけをつくります。

もう一つの地域創造科では、地域の課題を解決するため、自ら行動しようとするシニアにきめ細かい支援を行い、地域の担い手を育成いたします。

今後も、シニアの社会参加について様々な取組を戦略的に進めてまいります。

次に、子供のうちからシニアに至るまで長い人生で地域社会とのつながりをどうつくっていくのか、という視点についてでございます。

議員御指摘のとおり、人生100年時代を考える場合には、シニアだけではなく子供や若者を含めた全ての世代を対象にする必要があると思います。

先ほど申し上げた「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」による多様な世代が共生できる仕組みに加え、世代を超えて地域活動に参加し、交流を深める事業を行ってまいります。

例えば、環境保全の分野では、地域で川や緑の再生に取り組む「川の国応援団」、
「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の支援などに取り組んでいます。

また、小学生や中高生には東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、ボランティアとして参加をしていただき、世代間交流を体験していただきます。

私は、人生100年プロジェクトを子供からシニアまで生涯を通じた取組と捉え、生き生きと活躍できる社会づくりを目指し、強力に推進してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
2 本県の子供たちをどう育てていくのか			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と連携してボール遊びができる地域の公園を増やしていくべきと考えるが所見を伺う。 ・ 大人の意識の持ち方も含め、本県の子供たちをどのように育てていくのか所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、「本県の子供たちをどう育てていくのか」のお尋ねのうち、市町村と連携してボール遊びができる地域の公園を増やしていくことについてでございます。

公園は、人々の憩いの場であると同時に、レクリエーションの場になる貴重な地域の財産だと思えます。

県営公園は、比較的面積が広いことなどから、一部の特殊な施設を除き、他の利用者の迷惑にならない範囲であればボール遊びは禁止しておりません。

一方、市町村が設置、管理している地域の公園は、比較的面積も小さく生活に密着しているため、住民からの要望や苦情が多く寄せられているのが実情です。

このため、ボール遊びの禁止など何らかの制限をかけざるを得ない公園が増えているのではないかと、私は思っています。

地域の公園は、子供たちがボール遊びをし、走り回ること、体力をつける場や学校以外の時間の居場所になるという、議員のお話については私も同じように感じています。

そこで、行政としても知恵を絞る必要があると思えます。

子供たちの遊び場となり、高齢者達の憩いの場ともなる生活に密着した地域の公園は、限られた空間を地域の方々がみんな快適に利用していくことが理想であります。

都内の例ではありますが、例えば足立区ではモデル地域を定め、住民の意見を聞いた上で、誰もが自分に合った過ごし方をできるよう公園をにぎわいの公園とやすらぎの公園の二つに分類する試みを行っています。

にぎわいの公園では、できるボール遊びを掲示し、限られたスペースではあるものの、子供たちが大きな声を出して元気に、そして安全に遊べるようになったと伺っています。

市町村も工夫を重ねているとは存じますが、公園の整備や管理に当たっては、様々な声を聞きながら地域にふさわしい公園づくりを行うことが求められています。

県といたしましては、市町村の公園について、憩いの公園と棲み分けして、ボール遊びができる公園などを増やしていけるように、先行事例の情報提供や相談への対応などの支援をまいります。

次に、大人の意識の持ち方も含め、本県の子供たちをどのように育てていくのかについてでございます。

いついかなる時代においても、未来に希望をもたらす子供は社会の宝であります。

子供たちが伸び伸びと成長し一人一人の能力を発揮できるよう、大人が温かく見守りながら、様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育てていくことが重要だと考えます。

そのためには、県や市町村はもとより、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組むことが必要です。

現在、県内の各学校において、児童・生徒が、発達段階に応じて自然体験、職場体験、社会奉仕体験などを行う「埼玉の子ども70万人体験活動」を実施しています。

また、県では、県内の企業や大学などの協力を得て、小学4年生から6年生を対象に、アナウンサーやデザイナーなど、憧れの職業を体験する教室を実施し、子供たちの夢や希望を育てています。

さらに、県内では、地域の団体などが子供たちに無料や低額で食事を提供する「子ども食堂」や、登下校時の見守り活動などを行う「学校応援団」など、地域の大人が子供を見守り支える活動も広がっています。

子供には無限の可能性があります。私は全ての子供たちに等しく活躍するチャンスがあり、元気に伸び伸びと活躍できる社会に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
保健医療部長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
3 ネット依存・ゲーム障害の対策について			
【質問要旨】			
・ 相談窓口である保健所に人材を配置できるよう研修や専門人材を育成し、ネット依存・ゲーム障害についての対策を早急に進める考えはないか。			

【答弁要旨】

御質問3「ネット依存・ゲーム障害の対策について」のお尋ねのうち、相談窓口である保健所に人材を配置できるよう研修や専門人材を育成し、ネット依存・ゲーム障害についての対策を早急に進める考えはないか、についてお答えを申し上げます。

現在県では、ネット依存やゲーム障害に関する相談はアルコールやギャンブルなどと同様に依存症に対する相談として、県の13の保健所や精神保健福祉センターにおいて対応しております。

平成30年度は、13の保健所においてネット依存とゲーム障害の合計で68件、精神保健福祉センターにおいては97件の相談を受けています。

相談には依存症の特性に精通した専門職である精神保健福祉士、保健師、公認心理師などが対応しております。

相談は家族からの電話から始まるケースが多く、そうした場合でも本人の来所を促し、面接では生活歴、ネットやゲームの過度な使用に至るまでの経緯、発達障害などの傾向などを確認し支援方針を決めます。

自らがそれまでのゲームへの依存やこだわりを修正し、ゲームに依存し過ぎない生活へと踏み出すことを助ける認知行動療法などの治療に繋げております。

こうした中、国はゲーム依存症対策について関係者連絡会議を開催し、実態把握や対策の在り方について議論をしております。

またゲーム依存症の相談マニュアルや治療ガイドラインを作成するなど、ゲーム依存症対策を現在まとめているところであります。

こうした国の動きを踏まえ、保健所職員を対象とした研修にゲーム障害を盛り込み、ネット依存・ゲーム障害に対応できるより専門性の高い職員の育成を進めるなど対策を早急に進めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 1	【質問年月日】 2年2月28日	【質問議員】 須賀 敬史 議員
【質問事項】 3 ネット依存・ゲーム障害の対策について			
【質問要旨】 ・ ネット依存・ゲーム障害についての対策を早急に進めるべきと考えるが教育長の考えを伺う。			

【答弁要旨】

御質問3「ネット依存・ゲーム障害の対策について」お答えを申し上げます。

いわゆるネット依存・ゲーム障害については、今後、学校においても対応していくべき、健康課題の一つであると認識しております。

まず、実情の把握についてでございます。

WHOが疾病分類に加えたことによる日本国内での取扱いについては、現在、国が議論を始めたところでございます。

今後、その議論を踏まえ、実情を把握するための方法や内容などについて研究してまいります。

次に、相談・治療体制の整備についてでございます。

まず、教員とスクールカウンセラーの研修についてでございますが、学校における相談体制を整備するためには、教員やスクールカウンセラーがネット依存・ゲーム障害を正しく理解することが大切です。

今後は、教員やスクールカウンセラーの研修会などでも、ネット依存・ゲーム障害について取り上げ、正しい知識の普及とともに、その習得を図ってまいります。

また、予防キャンプについてでございますが、児童生徒を対象とした予防キャンプのプログラムを実施している自治体がございますので、その事例を把握し、紹介してまいります。

次に、予防教育の推進についてでございます。

ネット依存・ゲーム障害を予防するためには、インターネットゲームの怖さなど、負の側面を含めた視点での教育も必要です。

新学習指導要領では、中学校の情報モラルの必要性に係る授業の中で、使い方次第でネット依存等の問題が発生する危険性があることを扱います。

また、高等学校の授業では、情報化が社会に及ぼす影響と課題について、生徒が主体的に考え、話し合いを通して理解させる学習を行っております。

さらに、家庭の果たすべき役割も大きいことから、保護者会や学校保健委員会のテーマとして、ネットやゲームの負の側面についても取り上げるなど、さまざまな機会を捉え、保護者も含めた周知を図ってまいります。

今後、これらの取組を通して、児童生徒がネット依存・ゲーム障害にならないよう努めるとともに、必要に応じて、医療機関につなげられるよう関係者と連携してまいります。

【再質問事項】

3 ネット依存・ゲーム障害の対策について

【再質問要旨】

- ・ 予防キャンプは、既にネットやゲームにある程度依存している者の重症化を防ぐために実施するものであるため、例えば中高生全員を対象とし、学校行事として実施するようなものではない。
- ・ 予防キャンプは、何処かに紹介して学校でやってもらうことではなく、県が主導して行うものである。
- ・ これらの点について、教育長の認識を今一度確認したい。

【再答弁要旨】

須賀敬史議員の御質問3「ネット依存・ゲーム障害の対策」についての再質問にお答えを申し上げます。

予防キャンプでございますが、今、議員お話のとおり、既にネット依存・ゲーム障害にかかっている子供たちなどを集めて実施しているもので、国の委託事業としても、例えば、秋田県とか大分県などで行われているということ把握しております。

そういった事例を学びながら、おそらく教育委員会だけでなく保健医療部あるいは医療機関等も協力をしていただいて、実施していくことになると思いますので、実施方法については工夫をさせていただきたいと思っております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
4 教育局の障害者雇用と教員のわいせつ行為について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは教員を志してもらわなければ始まらないが、志願者の増加に向けてさらに工夫が必要と考えるが、所見を伺う。 ・ 障害のある方を雇用するにあたり、業務量ややりがいについてどのように考えているのか伺う。 ・ 教員の採用選考に当たっては、処分事由をしっかりと調べ上げ、この事由は生涯にわたり、引き継がれるべきと考えるが、教育長の所見を伺う。 ・ わいせつ行為ができない環境を作り上げるなど、新たな取り組みが必要だと考えるが、教育長の決意を聞きたい。 			

【答弁要旨】

次に、御質問4「教育局の障害者雇用と教員のわいせつ行為」についてお答えを申し上げます。

まず、志願者の増加に向けて更に工夫が必要でないかについてでございます。

県では、障害のある教員が生き生きと働く姿をホームページや受験案内に掲載したり、教員養成課程を有する大学等に職員が直接訪問して説明するなど、教員採用選考の志願者数の拡大に努めているところでございます。

また、障害のある学生の積極的な受入れや、学びやすい環境の整備について、教員養成課程を有する大学等に働き掛けを行ったり、国に対しても大学に働き掛けるよう要望を行っております。

今後、障害のある教員をサポートする体制の構築など、働きやすい環境づくりを進め、教員採用選考の志願者数の更なる拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、障害のある方を雇用するにあたり、業務量ややりがいについて、どのように考えているのかについてでございます。

障害者雇用においては、一人一人の障害の種類や程度のほか、スキルの習得状況、本人の希望、意欲などを十分に把握し、仕事や業務量とのマッチングを図ることが重要です。

そのため、一人一人の状況を採用面接において十分に聞き取り、活躍できる場を見極めた上で配置するなど、やりがいを感じていただけるよう努めております。

例えば、今年度新設した事務集約オフィスでは、これまで教育事務所の職員が担っていた小中学校教職員の旅費支給事務を集約し、障害のある職員が行うなどの工夫を行っております。

加えて、必要に応じて業務をサポートする支援員を配置し、業務量の調整や進捗状況の管理、事務処理のフォローなど、障害のある職員が安定的に、生き生きと仕事に取り組めるようサポートをしております。

県といたしましては、障害のある方が担う仕事を限定的に考えるのではなく、それぞれが能力を十分に発揮し、やりがいをもって働ける環境の確保に引き続き努めてまいります。

次に、教員の採用選考に当たっては、処分事由をしっかりと調べ上げ、この事由は生涯にわたり、引き継がれるべきについてお答えを申し上げます。

児童生徒に対して大きな権力を持つ教員が、その立場を利用して行うわいせつ行為は、卑劣極まりないもので、こうした行為により懲戒免職処分となった者には、二度と教壇に立ってほしくありません。

議員お話のとおり、教育職員免許法の規定により、懲戒免職処分から3年を経過すると教員免許を再び取得できるとされています。

このため、採用選考に当たっては、志願書に賞罰の有無を記載させるとともに、記述が真実である旨、自筆の署名をさせております。

また、教職経験がある者からは、履歴書の写しを提出させ、処分歴を確認するとともに、過去の教員免許失効情報との照合なども行っております。

懲戒処分については、被害者保護の観点から公表しない自治体もあり、すべての処分事由を把握することは困難でございますが、できる限りの確認を行い、免職処分を受けた者が、二度と教壇に立つことのないよう取り組んでまいります。

次に、わいせつ行為ができない環境を作り上げるなど、新たな取り組みについてでございます。

これまで、学校の準備室やトイレなどを常に整理整頓し、死角を作らないようにするとともに、校内を見回りするよう指導しております。

また、密室において一対一で生徒を指導することがないよう、複数での組織的な対応をするように指導しておりますが、徹底されていないケースもみられます。

そこで、県では、学校でより注意をしていけば防ぐことができた事例を基に、ビデオ教材を作成し、今年度中に使用を開始できるよう準備をしているところです。

さらに、被害を受けた子供たちは、将来に渡り深い傷を負うこととなるため、性犯罪に巻き込まれないよう、性に関する正しい知識を身に付けるための指導の充実にも努めてまいります。

県といたしましては、あらゆる手段を尽くして、わいせつ行為の根絶に全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
5 スポーツ歯学を取り入れた競技力向上とマウスガードの普及について			
【質問要旨】			
・ 歯科医師会などと連携したマウスガードの作製の補助を含めた支援について伺う。			

【答弁要旨】

御質問5「スポーツ歯学を取り入れた競技力向上とマウスガードの普及について」のうち、歯科医師会などと連携したマウスガードの作製の補助を含めた支援についてお答えを申し上げます。

スポーツを楽しむには、何よりもその安全性が確保されていなければなりません。

例えば、ボクシングや空手などの競技では、安全性を考慮し、マウスガードの装着が義務付けられております。議員お話のラグビーやホッケーなどでも、中高生には装着が義務化がされています。

また、野球の打撃時やウエイトリフティングなど、一瞬のうちに力を溜めたり発揮する競技では、マウスガードを装着することで、選手のパフォーマンスが高まるという効果もあります。

これまで、県ではマウスガードによる安全性の確保とパフォーマンスの向上という二つの効果について、指導者などに対し、機会を捉えて周知してまいりました。

例えば、運動能力の高い小学生を育成するプラチナキッズ事業では、その保護者に対してスポーツと歯の関係などについて説明をしてきたところです。

今後は、県スポーツ協会や県歯科医師会とも連携し、マウスガード装着の有効性と効果について、スポーツ選手やその指導者を集めた研修会などで一層の周知を図ってまいります。

議員お話のマウスガード作製に対する補助については、補助金支出の効果や他のスポーツ用具との整合性などを踏まえながら、その必要性について研究してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
5 スポーツ歯学を取り入れた競技力向上とマウスガードの普及について			
【質問要旨】			
・ 教員が歯の健康の重要性を理解し生徒を指導すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問5「スポーツ歯学を取り入れた競技力向上とマウスガードの普及について」お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成30年度障害見舞金の給付状況では、歯の喪失などの「歯牙障害」によるものが16.87%と3番目に多くなっております。

体が成長し、技術が向上する時期にスポーツ活動を行う際、マウスガードを利用することは、けがの防止と競技力の向上に効果があると考えております。

このような状況の中、高等学校体育連盟に加盟しているボクシング、ラグビー、ホッケー、アイスホッケーの4競技では、公式大会出場の条件としてマウスガードの装着を義務付けております。

また、大学やトップリーグのラグビーにおいて、ほとんどの選手がマウスガードを装着しているのは、高校時代の教員などの指導による影響があるとも伺っております。

来年度、県の主催する養護教諭研修会においては、歯科保健を扱うことが予定されており、その中でマウスガードについて取り上げることとなっております。

今後とも、こうした研修会を通して、マウスガードの有効性を周知してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
6 外国人との共生のために			
【質問要旨】			
・ 在留外国人が地域社会を構成する一員としてその能力を発揮し、社会を支えていく存在となるためには、外国人に対して日本の制度をしっかりと教えることが必要ではないか。			

【答弁要旨】

次に御質問6「外国人との共生のために」のうち、「外国人に対して日本の制度をしっかりと教えることが必要ではないか」について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、県内に居住する外国人が地域社会を支える存在となるためには、日本の文化や制度を理解していただくことが重要と考えております。

県では外国人の方々が日本の文化や制度、地域のルールを理解できるよう、市町村と連携して多言語による情報提供などに取り組んでおります。

例えば、日本で暮らす上で必要な在留管理制度や医療、防災などに関する情報を「外国人の生活ガイド」としてまとめ、八つの言語で情報提供しております。

また、外国人からの生活相談などに多言語で対応している県内の市町村は、14市町でございます。

県では、「外国人総合相談センター埼玉」を設置し、外国人からの生活相談や出入国管理などの専門相談に11の言語で対応するとともに、市町村からの依頼による通訳も実施しております。

また、県内約140のボランティア団体などではおよそ200か所の日本語教室を運営しており、日本語の学習支援だけでなく、身近な生活相談や料理教室などの交流イベントを実施しております。

こうした日本語教室の多様な活動は、教室に参加する外国人が日本の文化や道徳を学ぶ良い機会になるとともに、外国人と日本人との相互理解が深まる効果も期待できます。

そこで、県では令和2年度から日本語教室の人材の育成や日本語学習教材の作成など、新たな支援を開始することを考えております。

県といたしましては、今後とも市町村やボランティア団体、地域住民と連携しながら、外国人が地域社会の一員としてその能力を発揮し、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年2月28日	須賀 敬史 議員
【質問事項】			
6 外国人との共生のために			
【質問要旨】			
・ 小中学校での日本語教育に、日常生活の題材を取り入れるなどの工夫により、日本での生活や道徳を合わせて学ばせることが大切であると考えているが、教育長の所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問6「外国人との共生のために」についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、外国の子供たちに日本語の指導を行う際に、日本での生活ルールや道徳的な内容を扱うことは、日本語の能力向上に加え、将来、地域社会を支える人材の育成にもつながると考えております。

また、そうした授業の内容を子供が保護者に伝えることで、日本の生活や、道徳に対する保護者の理解を深める機会にもなると考えております。

現在、一部の学校では、日本語の指導において、学校生活を行う上で大切な、時間を守って行動するなどのきまりを題材とした指導を行っております。

また、道徳についても、県が中国語やスペイン語など4か国語に翻訳した教材「家庭用 彩の国の道徳」を活用し、日本語と母国語を比較しながら学ばせている学校もございます。

例えば、「わたしのお父さん」という話には、消防団の一員として活動する父親の姿が描かれており、進んで公共のために働く態度を養うことにも資すると考えております。

加えて、国際交流員等が学校を訪問した際に、海外では馴染みのない、宿泊を伴う行事や、小学校の集団登下校について、外国人児童生徒の保護者から相談を受けて、アドバイスをしております。

今後、これまでの取組に加え、子供たちの日常生活や、道徳と結び付けて行われる日本語指導の優良事例を広く周知するなど、指導の充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	2	2年2月28日	平松 大佑 議員
【質問事項】			
3 頻発する風水害への備えを			
【質問要旨】			
・ 倒木による停電への対応について早急に協定を締結すべきと考えるが、進捗状況について伺う。			
・ 長期の大規模停電に備え、県民総ぐるみで電源を確保していく取組が必要と考えるが、見解を伺う。			

【答弁要旨】

最後に、「頻発する風水害への備えを」のお尋ねのうち、倒木による停電への対応についてでございます。

令和元年房総半島台風では、千葉県内の広い範囲で被害を受けた電力設備の復旧作業が多数の倒木除去により難航し、長期間にわたり電気の供給がストップをいたしました。

この教訓を受け、本県では東京電力との間で倒木の処理など電力設備の早期復旧に向けた協定締結について協議を進めているところであります。

現在、詳細を詰めている段階であり、令和2年4月中には締結の見込みであります。

また、協定が実効性のあるものになるよう、県の関係部局と東京電力で災害発生時の初動対応のシナリオづくりを進めるため、この3月から図上検討会を開始をいたします。

次に、県民総ぐるみで電源を確保していく取組についてでございます。

まず、家庭への取組については、再生可能エネルギーの活用を広めるため、戸建て住宅への蓄電池の設置に対して補助を行っています。

平成26年度から令和元年度までで3,070戸の住宅に補助を行いました。

引き続き補助事業を通じ住宅への蓄電池の設置を促進してまいります。

企業への取組としては、現在、CO2削減の観点から太陽光発電設備の導入への補助を行っています。

これは分散型電源の導入にもなりますので、引き続き補助を通じて災害時のリスク低減に努めてまいります。

学校での発電設備や蓄電池の整備については、平成31年4月現在で、避難所となる公立学校における非常用発電機などを保有する割合が72.3パーセントであり全国平均60.9パーセントを上回っている状況にあります。

災害発生時に避難所となる学校や公民館などの公共施設での発電機等の設置に対して、国による補助制度がありますので、市町村に対し活用を促してまいります。

さらに、本年1月には電気自動車を避難所の夜間の照明などの電源として活用できるよう自動車会社と県として協定を締結したところでございます。

なお、埼玉版スーパー・シティプロジェクトでは、市町村と連携し、コンパクトなまちの中に、分散型電源として太陽光発電や蓄電池などで得られたエネルギーを共有して、強靱なまちをつくっていくことを考えております。

これによって災害時にも停電がなく、共助が成立するまちをつくりあげていくことができると考えています。

大規模停電の長期化は、県民生活や経済活動に極めて深刻な影響をもたらしますので、議員お話のとおり県民、企業、公共部門による総ぐるみの取組が進むよう努めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年2月28日	【質問議員】 平松 大佑 議員
【質問事項】			
4 EdTech推進について			
(1) EdTech推進方針の策定について			
(2) 県内市町村の小学校・中学校、県立学校の校内ネットワークの整備について			
(3) 県内市町村の小学校・中学校の端末整備計画について			
(4) 県立学校での端末の整備について			
【質問要旨】			
・ 小中学校での日本語教育に、日常生活の題材を取り入れるなどの工夫により、日本での生活や道徳を合わせて学ばせることが大切であると考えているが、教育長の所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問4「EdTech推進について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「EdTech推進方針の策定について」でございます。

EdTechは、教育におけるICT等の新しいテクノロジーを活用した手法であり、これを活用することは、Society 5.0時代に必要な資質、能力を育むために効果的であると認識しております。

議員お話のEdTechを含め、教育の情報化が急速に進む中においては、ICT環境の整備のみならず、人材育成や教育指導を含めた広い視野に立った計画が必要だと考えております。

現時点で、国の学校教育情報化推進計画は策定されておりませんが、本県では、先行して教育局内に組織を立ち上げ、ICT環境の整備方針や授業での活用方法などの検討を進めております。

今後、国の計画が策定され次第、速やかにEdTechの活用を含めた本県の学校教育情報化推進計画の策定を行います。

次に、(2)「県内市町村の小学校・中学校、県立学校の校内ネットワークの整備について」でございます。

今回の国のG I G Aスクール構想では、例えば、動画を使った観察・実験といったI C Tを用いた新たな学びを実現することが目的とされており、そのために、高速大容量通信に対応した学校のネットワーク環境整備が必須だと考えております。

県といたしましては、今回のG I G Aスクール構想の機を捉え、整備状況に課題のある市町村を直接訪問し、教育長などから、現状や課題を丁寧に聴取するなど、各市町村のネットワーク環境整備を強力に促しております。

今後とも、各市町村において必要なI C T環境が整備されるよう、積極的に取り組んでまいります。

また、県立学校においても、高速大容量通信に対応したネットワーク環境を整備できるよう、予算案に必要な経費を計上しております。

これにより、将来的に児童生徒が一人1台の端末を活用する場合においても、十分に活用できる環境を整えられると考えております。

次に、(3)「県内市町村の小学校・中学校の端末整備計画について」でございます。

各市町村が一人1台端末の環境を整備する上では、計画的に整備を進めることが大変重要だと考えております。

G I G Aスクール構想の端末に係る補助金の申請にあたっては、市町村は、一人1台の端末配備計画の提出が求められております。

県といたしましては、この計画を基に市町村の状況を適切に把握し、計画的な整備が進むよう支援してまいります。

次に、(4)「県立学校での端末の整備について」でございます。

議員御指摘のとおり、県立学校においても、小・中学校のI C T環境と同様に一人1台の環境整備が必要であると考えております。

そこで、特別支援学校の小・中学部については、小・中学校と同様に、一人1台の端末を計画的に整備できるよう、予算案に国の補助金等を活用した必要な経費を計上しております。

一方、県立高校及び特別支援学校の高等部については、国の補助金がないため、県の予算で生徒全員分の端末を整備する場合には、財政面で大きな負担がございます。

そのため、県立高校においては、生徒所有の端末を授業で使用する、いわゆるB Y O Dによる端末整備の検討を進めており、モデル校においてその実証のための予算案を計上しているところです。

高校教育指導課・義務教育指導課・特別支援教育課

来年度、端末を用意できない生徒への対応などの課題を含めて実証を行い、その成果を基に、スピード感をもって県立学校における児童生徒一人1台環境の実現を目指してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	2	2年2月28日	平松 大佑 議員
【質問事項】			
5 子供の貧困対策について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村を巻き込んだ会議体で各地域の特性に合った取組を実施していただきたいと考えるがいかがか。 ・ 経済的貧困そのものを低減緩和させる取組についてもさらに取組を進める必要があると考えるがいかがか。 			

【答弁要旨】

御質問5「子供の貧困対策について」お答えを申し上げます。

まず、市町村を巻き込んだ会議体で各地域の特性に合った取組を実施することについてでございます。

市町村の子供の居場所づくりに対する意識には温度差があり、団体からは「市町村に活動の必要性が理解されず連携が進まない」との声が寄せられています。

そこで県では、市長会や町村会、市町村教育長の会議などの場を通じて、子供の居場所づくりや、子供の貧困計画策定の意義、効果についてお伝えしています。

また県は、平成30年12月に個人や企業、全ての市町村が加入する「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げました。

このネットワークでは、市町村を含む官民連携の体制づくりや、子供の居場所づくりに取り組む方と食材や場所の提供者とのマッチングに取り組んできました。

今後は、市町村職員を対象に子供の貧困計画の策定や地域資源を活用した市町村におけるネットワークづくりに関する研修会を新たに実施し、各地域に応じた取組が活発に展開されるよう支援してまいります。

次に、経済的貧困そのものを低減緩和させる取組を更に進める必要についてでございます。

ジュニア・アスポート事業については、子供たちの生きる力を育み、貧困の連鎖解消に有効であると考えております。

モデル事業終了後も、学習ボランティアや地域団体との連携などについて、市に対し引き続き支援を行ってまいります。

また、議員お話の県が実施した子どもの生活実態調査では、母子家庭の57.7%が「生活が苦しい」と回答するなど、母子家庭の貧困は深刻です。

ひとり親への支援としては、これまで各種手当の支給や貸付のほか、就業相談や資格取得支援を行ってきました。

また、ひとり親家庭の約7割は養育費を受け取っておらず深刻な問題となっており、養育費確保に向けた啓発や相談対応に力を入れております。

さらに、地域の皆さんの自発的な取組として、ひとり親世帯に無料で食料を配布する「フードパントリー」が県のマッチング支援により急速に広がっており、更なる支援の充実を図ってまいります。

今後も、ひとり親の皆さんの声をあらゆる場でお聞きし、ニーズの高い支援等について検討してまいります。

様々な取組を幾重にも実施し、経済的貧困を低減緩和するとともに、貧困の連鎖解消に向けてしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年2月28日	町田 皇介 議員

【質問事項】

3 学校における働き方改革を実現するための方策について

【質問要旨】

- ・ 教員の業務量削減の実現に向けては、研修等の抜本的な見直しや縮減、外部人材の活用を強力に推し進めていかなければ難しいのではないかと。
- ・ 本県では、教員の持ち帰り業務の実態を把握しているか。仮に把握していないのであれば、今後把握する考えはあるか。また、今後、持ち帰り業務が生じないように、どのような対応を考えているか。

【答弁要旨】

御質問3「学校における働き方改革を実現するための方策について」お答えを申し上げます。

まず、「教員の業務量削減の実現に向けての取組」についてでございます。

年次研修の見直しや縮減につきましては、教員の資質能力の維持向上とのバランスを取りながら進めていくことが大切であると考えております。

県では、これまでも、教員の経験年数に応じて求められる資質能力を体系化し、研修内容の見直しなどを行ってまいりました。

例えば、来年度の初任者研修では、これまで総合教育センターなどで行ってきた研修の内容を、学校で行うよう見直すことで、出張を伴う研修を2日減らし、教員が子供と向き合う時間を増やすことといたしました。

また、市町村が独自に行う研修につきましては、県が実施する研修の内容などを踏まえ、その必要性を十分に精査し、見直しや縮減を図るよう働き掛けております。

今後も、研修の内容が、より効率的・効果的となるよう見直しを行ってまいります。

また、外部人材につきましては、効果的に活用できるよう配置を拡充するための予算を、今議会にお願いしております。

今後、業務量の削減に繋がるような外部人材の配置による成果や、先行的な事例を市町村や学校に情報提供し、より効果的に活用する方法について県内に広めてまいります。

県立学校人事課・小中学校人事課・高校教育指導課・義務教育指導課・保健体育課・生徒指導課次に、「本県の持ち帰り業務の実態把握の状況や、今後の対応」についてでございます。

県では、平成28年6月に教職員の勤務状況調査を実施いたしました。

その調査によると、県立学校では、教員一人当たりの1ヶ月の持ち帰り日数は、平均1.9日でした。

議員御指摘のとおり、在校等時間の厳格な管理が行われることにより、持ち帰り業務が増加・常態化してしまっては意味がありません。

そこで、昨年9月に策定した「学校における働き方改革基本方針」に基づき、業務の削減や平準化といった取組を着実に進めることで、持ち帰りをすることなく、在校等時間を減らしてまいりたいと考えております。

併せて、教育局職員による「フォローアップ委員会」で、今後の教員の持ち帰り業務の実態の把握方法について、検討してまいります。

学校が子供たちにとってより楽しく魅力ある場となるためには、教員が心身共に健康で、充実した日々を送ることが不可欠でございます。

県といたしましては、学校における働き方改革を着実に推進し、教育現場の最前線にいる教職員を全力でバックアップしてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	2	2年3月2日	安藤 友貴 議員
【質問事項】			
4 避難所生活の被災者のために			
(2) 避難所となる体育館屋根の改修について			
【質問要旨】			
・ 遮音や断熱性能を考慮した体育館の屋根の改修はどうか。			

【答弁要旨】

御質問4「避難所生活の被災者のために」の、(2)「避難所となる体育館屋根の改修について」お答えを申し上げます。

県立学校の体育館につきましては、学校施設としての機能整備に合わせて、避難所としての環境改善にも取り組んでおります。

暑さ対策といたしましては、今年度から可動式エアコン用電気設備の整備のほか、体育館大規模改修において屋根の防水改修を行う際に、遮熱効果のある塗装を併せて施工したところでございます。

体育館屋根の改修に、議員から御提案のございました、断熱及び遮音の効果が高い工法を採用することも、避難所となる体育館の環境改善につながると考えております。

今後、ランニングコストも含めた費用対効果などを確認しながら、体育館の大規模改修の際には、御提案の断熱効果の高い工法の採用も検討してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年3月2日	【質問議員】 安藤 友貴 議員
【質問事項】			
5 手話言語条例制定後の取組について ～ 聴覚障がい者のために ～ (3) 子供の教育相談窓口について			
【質問要旨】			
・ 合理的配慮の点から、聴覚障がい者のために電話教育相談を改善することについて教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問5「手話言語条例制定後の取組について～聴覚障がい者のために～」の(3)「子供の教育相談窓口について」お答えを申し上げます。

県では、教育相談窓口を県立総合教育センター内に設置し、子供や保護者からのいじめなどの悩みに対して、電話・メール・FAXで相談を受け付けるとともに、要望に応じて県内2か所で面接相談を実施しております。

いじめなどの悩みを抱える方全てが、相談できる体制を整備することは大変重要であり、議員御指摘のとおり、聴覚に障害のある方についても、相談できる環境を整備する必要があると考えております。

このため、今後は第一言語が手話である方にも対応できるよう、相談があった際には、担当窓口到手話通訳者を配置してまいります。

併せて、子供や保護者向けに配布している、相談窓口の案内用リーフレットに、手話通訳による面接相談もできることを記載するなど、聴覚に障害のある方が、相談しやすい環境の整備に努めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年3月2日	【質問議員】 安藤 友貴 議員
【質問事項】			
5 手話言語条例制定後の取組について ～ 聴覚障がい者のために ～ (4) ろう学園教員の手話能力の向上はどうなったのか			
【質問要旨】			
・ ろう学園の教員の手話能力は向上したのか。			

【答弁要旨】

次に、(4)「ろう学園教員の手話能力の向上はどうなったのか」についてでございます。

聴覚に障害のある児童生徒が、豊かなコミュニケーションを通じて学び成長するためには、手話は大変重要でございます。

ろう学園教員の、手話能力の向上を図るべきとの議員の御提案を踏まえ、昨年度、全国手話検定の解説集や、DVDによる教材を購入し、学習環境を整えました。

また、今年度から新たに、全国手話検定の資格取得に向けた補助制度を新設し、校長から教職員に対して、制度の趣旨を丁寧に説明し、受験について働き掛けてまいりました。

その結果、この補助制度を利用して多くの教員が受験し、2級以上の資格取得者は、平成30年度当初は、5名でございましたが、2月25日現在、17名へと増加しております。

今後も、資格取得の促進に継続して取り組むとともに、経験や技術に応じた手話研修会や、手話通訳士によるワークショップなどの充実を図り、ろう学園の教職員の手話能力の向上にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	3	2年3月2日	村岡 正嗣 議員
【質問事項】			
6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を			
【質問要旨】			
・ 医療的ケアを必要とする子供やその保護者の通学困難な実態、過酷な現状について所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、「肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を」についてのお尋ねでございます。

障害のある子供たちが安心して学校に通える環境を整えることは大変重要であると考えております。

私も、肢体不自由特別支援学校に通う子供の保護者から、通学負担の現状についてお話を伺う機会がありました。児童生徒や保護者の通学負担が大きいことは、課題として認識しております。

とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の負担や、学校までの送迎をする保護者の苦労は、より一層大きいものと感じています。

この課題については、対応を検討するよう、既に教育委員会に伝えており、調査研究を進めているというふうに聞いております。

今後、期限を区切って、肢体不自由特別支援学校の通学負担の緩和に関する調査研究の進捗状況について、フォローアップをさせていただきます。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年3月2日	村岡 正嗣 議員
【質問事項】			
6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を			
【質問要旨】			
・ 医療的ケアが必要な児童生徒がスクールバスに乗車できるよう看護師を確保すべきだが、いかがお考えか。			
・ 川口市への肢体不自由特別支援学校の整備に向けて、市及び保護者等と協議の場をつくるべきだが、いかがお考えか。			

【答弁要旨】

御質問6「肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を」についてお答えを申し上げます。

まず、医療的ケアが必要な児童生徒がスクールバスに乗車できるよう看護師を確保すべきについてでございます。

現在、医療的ケアが必要な児童生徒も、主治医の指導助言などを踏まえ、バス乗車中に医療的ケアが必要ないと判断される場合は乗車しております。

一方、乗車中に医療的ケアを実施しなければならない児童生徒がバスに乗車するためには、器具の消毒や、安全に実施するための停車の必要性、更には看護師の確保など課題がございます。

医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保につきましては、ケアの内容や、保護者の負担軽減といった観点も踏まえ、どのようなことができるのか、東京都などの先進事例を参考に引き続き研究してまいります。

次に、川口市への肢体不自由特別支援学校の整備に向けて、市及び保護者等と協議の場をつくるべきについてでございます。

県立肢体不自由特別支援学校の通学区域が広域となっており、地域によっては通学の負担が大きいことは、課題として認識しております。

越谷特別支援学校の通学負担の緩和については、これまでも川口市教育委員会と意見交換を重ねており、川口市内に学校の設置を求める声があることも承知しております。

また、県特別支援学校PTA連合会からも、通学負担の緩和について要望を頂いております。

引き続き、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密対策を進めるとともに、越谷特別支援学校の通学負担の緩和に向けた手法について、川口市などと協議をしてみたいと思います。

【再質問事項】

6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校を

【再質問要旨】

- ・ 関係する保護者や家族には、教育長が答弁したようなメッセージが届いていない。
- ・ 川口市などと協議をしていくとの答弁だったが、関係する保護者や家族の意見を聞く場をもっと幅広く持っていただきたいと思うが、教育長の考えを伺う。

【再答弁要旨】

村岡正嗣議員の御質問6 肢体不自由児の負担軽減と川口に特別支援学校をについての再質問にお答えを申し上げます。

越谷特別支援学校へ川口市内から通う児童生徒の通学負担が非常に大きいということについては、かねがね、教育委員会としても憂慮しております。

叶うことであれば、川口市内に肢体不自由特別支援学校を予算も認めていただいた上で作ることができればと思い、川口市ともこれまで公的な施設の活用が可能ではないかなどについて相談をしてきているところでございます。

保護者等の御意見もこれまでも伺っておりますけれども、今後も幅広く保護者を含め、御意見を伺ってまいりたいと思っております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	3	2年3月2日	村岡 正嗣 議員
【質問事項】			
7 文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ S D G s の実現には文化・芸術活動が不可欠と考えるが所見を伺う。 ・ 「蜷川レガシー」をどう継承していくのか決意を伺う。 ・ 障害者アートに対する所見を伺う。 ・ 県として積極的な財政支援を行っていただきたいが、所見を伺う。 			

【答弁要旨】

最後に、「文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて」のお尋ねのうち、S D G s の実現には文化・芸術活動が不可欠であることについてでございます。

私も障害者によるダンスチーム「ハンドルズ」の公演を鑑賞し、愉快的な表現に笑い、躍動感あふれるパフォーマンスに心惹かれました。

公演を鑑賞した方からは、「自分の心にある偏見に気が付いた」「表現することに障害の有無は関係ないと思った」といった多くの声が寄せられています。

その活動が評価され、今年度は文化庁やNHKなどからお招きいただき、県外でも公演をしています。

多くの人々の心をとらえるハンドルズの活動は、障害の有無に関わらず多様性を認め合う共生社会の理念を体現するものであります。

私は、誰一人取り残さない社会を目指すS D G s を実現していく上で、こうした文化・芸術の力は大きいと実感しているところです。

次に、「蜷川レガシー」をどう継承していくのかについてでございます。

故蜷川幸雄芸術監督は、「彩の国シェイクスピア・シリーズ」や高齢者演劇の「さいたまゴールド・シアター」、若手演劇の「さいたまネクスト・シアター」など特色ある取組を国内外に発信し高い評価を得てまいりました。

「ゴールド・シアター」は、国内各地はもとより、フランス、ルーマニア、香港など海外からも招へいされて公演を行い、彩の国さいたま芸術劇場の知名度を世界的に広めていただきました。

こうした蜷川監督が残されたレガシーは、県にとって大変重要な財産であると考えています。

平成28年に、残念ながら蜷川監督が亡くなられた後も、蜷川監督の薫陶を受け共に作品を作ってきたスタッフを中心に、蜷川レガシーをしっかりと守りながら、劇場運営に当たっています。

世界でも類を見ないシェイクスピア全37作品を上演する「彩の国シェイクスピア・シリーズ」は、吉田鋼太郎さんが引き継ぎ、33作品目から精力的に作品づくりを行っています。

「ゴールド・シアター」、「ネクスト・シアター」などの取組でも、若手の新進演出家を迎え新作を発表するなど、活発に活動を続けています。

現在、空席となっている芸術監督につきましても、蜷川監督が残されたレガシーを引き継ぎつつ新たな展開が図れるような方を前提に、芸術文化振興財団とともに、今、慎重に検討をしているところでございます。

今後とも、芸術劇場において、蜷川レガシーをしっかりと継承するとともに、新たな展開も加えて発展させ、優れた舞台芸術を積極的に発信してまいります。

次に、障害者アートについてでございます。

障害者が創作する作品には、作者の内面や生きるエネルギーをストレートに表現したすばらしい作品が数多くあり、人々の共感を呼び起こします。

私も、障害者アートは、自己表現や社会参加という福祉的な意義とともに芸術的な価値を持っており、障害者への理解を深め、心のバリアフリーを社会に浸透させていく力があると考えています。

次に、県としての積極的な財政支援についてであります。

県では、障害者アートが持つ可能性に早くから着目し、その振興に取り組んでまいりました。

「障害者アート企画展」は、福祉施設や大学など民間団体の協力を頂き、平成21年度に始まりました。

当初は県が中心となっておりましたが、現在は、民間のネットワークが主催し、県と連携して展覧会を運営しており、他県のモデルともなっています。

経費面についても、平成30年度から、展覧会の開催や、障害者アートに取り組むための相談・人材育成などの活動に助成を行っています。

今後とも、障害者アートの振興のため、効果的な支援を検討・実施してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 3	【質問年月日】 2年3月2日	【質問議員】 村岡 正嗣 議員
【質問事項】 7 文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて			
【質問要旨】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での演劇鑑賞の果たす役割について教育長の所見を伺う。 ・ 2018年12月に採択された「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願」について、高校における演劇鑑賞への支援、今後の取組について伺う。 ・ 美術館から遠い位置にいる人々へ感動を提供することは、公立美術館の重要な使命である。その為の環境整備を進めていただきたいと考えるが、教育長の考えを伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問7「文化・芸術活動の持つ力と障害者アートについて」お答えを申し上げます。

まず、「学校での演劇鑑賞の果たす役割について」でございます。

演劇鑑賞等の体験は、子供の豊かな情操を養うとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しむ態度や、思考力・判断力・表現力等を育成する上で大きな役割を果たしていると考えております。

次に、「高校における演劇鑑賞への支援、今後の取組について」でございます。

県立高校では、各学校の実情に応じて芸術鑑賞会を実施し、生徒が演劇や伝統芸能、音楽などの文化芸術に親しむ機会を設けております。

県では、平成30年12月定例県議会での請願採択を受け、各県立高校に対し、演劇鑑賞等の文化芸術に触れる機会を確保するよう通知するとともに、校長会議等において働き掛けを行ってまいりました。

その結果、平成30年度に演劇鑑賞を実施した県立高校は29校でしたが、令和元年度は40校が実施いたしました。

引き続き、校長会議等において、請願の趣旨や演劇鑑賞の果たす役割について周知するとともに、実践事例を情報提供するなど、高校生が演劇鑑賞等の文化芸術に触れる機会の確保に努めてまいります。

次に、「美術館から遠い位置にいる人々へ感動を提供するための環境整備」についてでございます。

公立美術館は、全ての方と文化芸術をつなぐ重要な役割を担っております。

近代美術館では、障害のある方が芸術に触れ、楽しんでいただくために、議員お話の「視覚障害者向けガイド」など様々な取組を実施しております。

「視覚障害者向けガイド」の参加者からは「遠近感や筆遣いが分かって良かった」などの感想をいただいております。

このほかにも、近代美術館では、特別支援学校等にアーティストと共に職員が訪問して創作体験などを行う「ミュージアム・キャラバン」や出前授業など、来館が難しい方へのアウトリーチ活動も進めております。

障害のある方が文化芸術への理解を深め、楽しんでいただくためには、様々な御意見を踏まえ、障害の程度や種別などに応じた展示や解説について工夫していくことが求められます。

今後、近代美術館において、一つ一つの取組を丁寧に積み重ねていくことにより、障害のある方へ、文化芸術による感動をより一層提供できるよう努めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 1	【質問年月日】 2年3月3日	【質問議員】 木下 博信 議員
【質問事項】			
2 県教育長としての仕事			
(1) 埼玉県の子童一人当たりの教育費について			
(2) 教員定数を増やすことについて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小松教育長は、新知事就任後、進退伺いをされたのか。されて一定の期間を任されて現在も職務に当たっているのか、法的に任期があるから当然のこととして在任されているのか。 ・ 埼玉県の子童一人当たりの教育費が低い（全国最低レベル）ということを通正だと考えているのか。 ・ 子童生徒一人当たりの教育費の不均衡を少しでも解消していくよう、国に対し配置基準に基づく計算に、教員一人当たりの子童生徒数の要素を加えていく必要性を訴える考案があるのか。 ・ 採用一年目からクラス担任となる仕組みをどう考えているのか。改善すべき課題と捉えられないか。 ・ 国に提案要望をする考案はあるか。国が対応するまでの間、県が独自に対応するということは選択肢に入らないのか。 			

【答弁要旨】

御質問2「県教育長としての仕事」についてお答えを申し上げます。

まず、大野知事就任後、進退伺いをしたのかについてでございます。

令和元年8月に大野元裕知事が就任されましたが、当時、各方面に相談させていただいた結果、教育行政の一貫性の観点から、引き続き教育長として職務に当たることになりました。

次に、(1)「埼玉県の子童一人当たりの教育費について」でございます。

教員の定数は、いわゆる「義務標準法」に基づき、おおむね学級数によって決められております。

本県は、他の都道府県に比べて、一学級当たりの児童生徒数が多くなっているため、児童生徒一人当たりの教育費は低くなりますが、そのことが必ずしも本県の教育の現状を正しく表したものではないと考えております。

一方、新学習指導要領の本格実施に伴い、小学校外国語教育の教科化や、プログラミング教育の導入など教育内容が拡大するとともに、学校が担う役割も複雑化、多様化しております。

これらの課題に対応するため、教員の増員は必要であると考えております。

次に、(2)「教員定数を増やすことについて」でございます。

これまでも、学級数に加え、児童生徒数を基礎とした算定基準とするよう、国に対して要望してまいりました。

今後も引き続き、国に対して強く要望してまいります。

次に、採用一年目からクラス担任となる仕組みをどう考えるのか。改善すべき課題と捉えられないかについてでございます。

義務標準法に基づき、教員を配置しますと、小学校の場合、校長に加え、学級数とほぼ同数の教員が配置されるため、採用1年目の教員も学級担任となります。

初任者も学級担任として力量を高めていくことは必要であり、そのために、初任者一人一人をサポートすることが重要であると考えております。

そこで、初任者が学級担任をしながら職務に順応できるよう、経験豊富な指導教員を配置し、学校全体で組織的・計画的に指導・育成する体制を整えております。

次に、国に提案要望をする考えはあるか。国が対応するまでの間、県が独自に対応するということは選択肢に入らないのかについてでございます。

義務教育における教員数の増員につきましては、全国一律の教育水準を確保するため、国の責任において実現する必要があると考えておりますので、引き続き、国に対して要望をしてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	1	2年3月3日	木下 博信 議員
【質問事項】			
2 県教育長としての仕事			
(2) 教員定数を増やすことについて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県中47位の埼玉県の立場から、国に提案要望をする考えはあるか伺う。 ・ 国が対応するまでの間、県が独自の対応をするという選択肢はあるか伺う。 			

【答弁要旨】

次に、「県教育長としての仕事を」についてのお尋ねのうち、「教員定数を増やすことについて」の国への提案要望についてでございます。

本県は、都市部を中心に人口がまとまっていることなどから、一学級当たりの児童生徒数が多くなっており、そのため、児童生徒一人当たりを単位としての教育費では、全国順位が低くなるものと認識しております。

私は、この指標の全国順位47位ということをもって、必ずしも本県の児童生徒の学力の状況や、教育環境などの現状を正しく表しているものではないと考えております。

しかしながらその一方で、近年の学校を取り巻く環境が、複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、教員への負担が大きくなっている状況がございます。

この状況を改善するためには、教員一人一人の力量を高めることはもとより、教員の増員が必要であると考えます。

このため、これまでも学級数に加えて児童生徒数を基礎とした教員の配置基準となるよう、定数改善について国に要望をしているところでございます。

具体的には、昨年6月に、県教育委員会の幹部職員が、文部科学大臣に直接お会いをいたしまして、教員定数の増員と同時に配置基準の見直しを要望しております。

今後も、議員のお話を踏まえ、国に対して強く要望してまいります。

次に、国が対応するまでの間、県が独自の対応をするという選択肢はあるのかについてでございます。

義務教育における教員数の増員につきましては、全国一律の教育水準を確保する必要があるため、国の責任において実現する必要があると考えております。

そのため、先ほど申し上げましたとおり、県教育委員会と連携をし、教員の増員が図られるよう、国に対し強く要望してまいります。

【再質問事項】

2 県教育長としての仕事を

(2) 教員定数を増やすことについて

【再質問要旨】

- ・ 都市特性のため全国一律の教育水準に達していない。
- ・ 県単独で国ができないことをやることも選択肢として入るかどうか伺う。

【再答弁要旨】

2「県教育長としての仕事を」(2)「教員定数を増やすことについて」でございますが、全国一律になれていない部分について、県単独でやるべきかにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、私は基準とそれから増員については、まずは国がやるべきものだというふうに思っております。

その一方で埼玉県におきましても、様々な地域において地域要件が異なる場合がございますので、そこについては教育委員会に対して改めて指示をさせていただき、いかなる検討ができるかについて指示をしたいと思っております。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 1	【質問年月日】 2年3月3日	【質問議員】 木下 博信 議員
【質問事項】 2 県教育長としての仕事を (3) 労働法制の学習の必要性について			
【質問要旨】 ・ 県立高校において、民間団体等が作成した資料であっても良いものであれば、 教材の選択肢に入れられるか。			

【答弁要旨】

次に、(3)「労働法制の学習の必要性について」でございます。

高校生が、将来にわたって、いわゆる「ブラックバイト」や「ブラック企業」の被害に遭わないためには、労働法制について、十分に理解を深めることが重要です。

高等学校では、各学校の実態に応じて、厚生労働省が作成した資料等を活用し、全ての生徒が公民科の授業で、労働法制について学習しております。

また、埼玉労働局や産業労働部等と連携し、労働関係法規に関する講座を開催している学校もございます。

生徒が被害者にならないためには、労働者としての当事者意識を持って学習することが必要であると考えております。

県といたしましては、民間団体等が作成したものも含め、学習に効果的な資料を授業等で活用できるよう、県立高校に周知してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	3	2年3月3日	諸井 真英 議員
【質問事項】			
2 新型コロナウイルス対策に伴う小学校、中学校、高等学校の休校への対応について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、特別支援学校を臨時休校の対象から除く理由を伺う。 ・ 保育園や放課後児童クラブにおいて、ウイルス感染の危険性が増す懸念をどう考えるか、見解を伺う。 ・ 放課後児童クラブの支援員が不足する場合の子供たちの行き場をどうするのか、所見を伺う。 ・ 保育園や放課後児童クラブが安全に運営されるためには、マスクやアルコール液が必要であるが、どのように確保するのか、所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、「新型コロナウイルス対策に伴う小学校、中学校、高等学校の休校への対応について」のお尋ねのうち、本県では、特別支援学校を臨時休校の対象から除く理由についてでございます。

埼玉県では、国からの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業に関する要請を受け、2月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、今後の対応方針について決定をいたしました。

特別支援学校に在籍する児童生徒は障害があるため、保護者が仕事を休めない場合などには、自宅で一人で過ごすことができない児童生徒が多くおられます。

急な要請であることから、障害特性に応じた授業以外の支援を行うことは難しく、また、放課後等デイサービスなどの地域の障害福祉サービスとの調整がつかずに児童生徒の1日を通した居場所の確保も困難な状況であります。

このようなことを踏まえて、特別支援学校においては、感染予防対策に十分配慮をした上で、当面の間、通常どおり授業を実施をすることといたしました。

次に、保育園や放課後児童クラブにおいて、ウイルス感染の危険性が増す懸念をどう考えるかについてでございます。

国は、保育所や放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に一人で行うことができない未就学児や小学校低学年の子供が利用していることから、原則開所との方針を示しています。

県でも、この方針を踏まえ、子供たちの安全や保護者の安心の観点から、県内市町村にも原則開所の要請をしたところです。

一方、放課後児童クラブは、通常の学校の教室よりも密集度が高く、更なる児童の受入れは難しいとの声もあったことから、議員からも相反すると御指摘のあった防疫と子供たちの居場所の両面に鑑み、より良い選択を提供するべく、学校施設に預けることができるよう、市町村に要請をいたしました。

また、保育所や放課後児童クラブの開所に当たっては、手洗いやアルコール消毒の実施、職員や児童の体調管理など、感染拡大防止の取組を各施設で徹底していただくよう、重ねて要請をしております。

次に、放課後児童クラブの支援員が不足する場合の子供たちの行き場をどうするのかについてでございます。

学校の臨時休業が要請されたことを受け、放課後児童クラブについては、長期休暇などにおける開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をしてほしいとの国からの要請がありました。

このことを受け、県からも実施主体である市町村に対し同様の要請を行っておりますが、議員御指摘のとおり、職員の十分な配置ができないなど、受入れ体制を整えられないクラブが生じることが予想をされました。

そのため、児童が在籍する学校施設で受け入れていただくよう市町村に対して要請をさせていただいたところでございます。

この要請を踏まえ、各市町村では、児童の受入れを順次始めていただいております。

次に、保育園や放課後児童クラブにおけるマスクやアルコール液の確保についてでございます。

県では、国から通知される保育所や放課後児童クラブの安全な運営に係わる留意事項などについて、市町村を經由して、各施設に周知を行っております。

具体的には、感染症防止のためのマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒の徹底、職員や児童の体調管理の徹底など、感染拡大防止に努めていただくようお願いをしております。

県では、2月25日に「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」にあてて、医療機関、高齢者福祉施設などのほか委託業者にもマスクが十分に供給されるよう流通の仕組みを構築することなどを要望したところであります。

今後、保育所や放課後児童クラブの現場の状況を把握した上でこうした施設でもマスクやアルコール消毒薬の確保が可能になるよう国に要望していきます。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年3月3日	諸井 真英 議員
【質問事項】			
5 教育長は埼玉県に何を残すのか			
【質問要旨】			
・ 小松教育長は何を成し遂げて、埼玉県に何を残したのか、この3年間でどのように評価されるのか伺う。			

【答弁要旨】

御質問5「教育長は埼玉県に何を残すのか」についてお答えを申し上げます。

教育長就任以来、教員不祥事や障害者雇用の問題、臨時的任用教員の退職手当の一部支給漏れなど、県民の皆さまに御迷惑をお掛けする案件があり、大変申し訳なく思っております。

また、課題解決に多くの時間を要したことも事実でございます。

一方、教育や文化の振興は、子供から大人まで県民それぞれの人生を豊かにし、社会全体の発展の基盤をつくる大変重要なものであるとの認識の下、様々な取組も進めてまいりました。

その中から、三つの施策について御紹介をさせていただきます。

一つ目は、子供たちの学力向上です。

本県独自の施策である「埼玉県学力・学習状況調査」は、私の着任した当初は、結果の活用方法が市町村教育委員会や各学校に十分理解されているとは言えませんでした。

そこで、市町村教育委員会や学校に対して、丁寧に意義や活用方法を説明するため、県の課長や指導主事を派遣し、学力を向上させた良い実践事例などを関係者の間で共有する仕組みを作ることによって、各校での学習指導の充実に結び付けるようにいたしました。

その効果もあり、国の学力調査で全国平均を下回っていた本県の水準が、全国平均に近づくなどの成果が広く認められ、趣旨に賛同した福島県や県外6市町村でも同様の学力・学習状況調査が実施されるまでになりました。

また、この調査を継続実施して得られたビッグデータを含む学校保有のデータをAIで分析し、小中高を通じて、子供たち一人一人に最適な学習内容、指導方法を開発するという取組も始めました。

具体的な成果はこれからになりますが、EdTechの進展と相まって、子供たちの学習環境を大きく変える取組に着手できたと考えております。

二つ目は、学校と地域の連携です。

私は、以前から、学校で学んだことが実際に社会の中でどのように機能するのかを実感できなければ、本当に身に付いた学力にはならないのではないかと考えておりました。

県立高校のうち、専門高校では、企業等の御協力もあり、実社会との結び付きがございましたが、普通高校では不十分でした。

また、普通高校は、より一層地域の期待に応える存在になってもよいのではないかと感じました。

そこで、平成30年度から新たに始めたのが「学校地域WIN-WINプロジェクト」です。

この取組によって、高校生が、企業やNPO、地域コミュニティなど、学校以外の人的・物的な力をお借りして、実社会から多くのことを学べるようになりました。

また、地域にとっても、若い世代による理解が進んだり、課題解決のための新しい発想を得られたりするなどの効果が生まれております。

プロジェクトの中からは、例えば、小川町の小中学校と小川高校の児童生徒が、町の文化や歴史、産業などの理解を深め、地域活動への参画や地域の課題解決に取り組む「おがわ学」の構築に発展した事例も出ております。

三つ目は、埼玉の文化資源の魅力発信です。

小中学生の頃から地域の文化に愛着を持ち、郷土愛を育むことが重要であることから、博物館・美術館と学校が連携して、子供たちに学びの機会を提供する博学連携の取組を進めております。

また、文化財への関心が薄い若い世代に、身近な文化財に興味を持ってもらうため、「101匹の埼玉狛犬」と題し、インスタグラムを活用した新たな取組にもチャレンジいたしました。

これは、県内の狛犬の写真の投稿、投票を呼び掛けたもので739件の投稿、9万6千件近い投票があったほか、書籍化の企画も寄せられ、本県文化財の魅力を発信する上で、参加者主導で広がっていく新たな行政手法となりました。

さらに、地域総がかりで本県文化財の適切な保存活用を促進する方向性を示した「埼玉県文化財保存活用大綱」を今年度中に完成させる予定でございます。

なお、これらの取組も、県議会の御指導の下、知事をはじめ県幹部や教育委員の御理解があり、職員や学校の教職員も一緒に頑張ってくれ、そして、県民の皆さまの協力添えがあってこそできたものと感謝をしております。

近い将来、これらのまいた種が花を咲かせ、社会の持続的な発展を支える多様な人材が、埼玉県から世界に羽ばたいてくれることと信じております。

教育長としての任期は残りわずかになりましたが、本県の教育、文化の振興のために、引き続き全力で取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 3	【質問年月日】 2年3月3日	【質問議員】 諸井 真英 議員
【質問事項】			
6 県立高校の再編整備について			
(1) 再編の進め方について			
(2) 農業科について			
(3) 定時制高校について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県においては今後どのように対象校を認定し、いつ、どのくらいの数の高校を統廃合する考えなのか。また、どのような説明をすれば地元の理解を得られると考えるのか。 ・ 具体的に期間を定め、入学志願者が定員に満たない高校を対象とすると明確に定め、高校統廃合を進めた方が地元の理解を得やすいと考えるが教育長の見解を伺う。 ・ 設備の老朽化した農業高校にドローンや無人トラクター等の機械を配置し、スマート農業を扱う学科を開設してスマート農業の推進に寄与すべきと考えるが教育長に伺う。 ・ 定時制の状況をどのように捉え、どう対応するのか。 ・ 早急かつ大胆な再編整備が必要と考えるが教育長の見解を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問6「県立高校の再編整備について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「再編の進め方について」でございます。

今後、公立中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれることや、社会状況の変化、生徒・保護者のニーズの多様化にも対応するため、再編整備も含め魅力ある県立高校づくりを進める必要があると考えております。

そこで、平成28年3月に「魅力ある県立学校づくりの方針」を策定し、これを踏まえて、平成30年4月に「再編整備の進め方」を公表し、対象校の認定を進めてまいりました。

この進め方の中で、対象校の認定につきましては、「適正な学校規模の維持」、「地域や社会のニーズへの対応」、「近隣の高校の設置の状況」の三つの観点を基に検討することとしております。

特に認定で重要となる「適正な学校規模の維持」につきましては、1学年5学級以下の高校について、生徒募集の状況、地域の生徒減少率等も参考に検討することとしております。

時期及び規模につきましては、令和11年4月を目途に3期程度に分けて、現在134校ある県立高校の全日制課程の学校を121校から124校程度とすることとしております。

また、地元の理解を得るための説明についてでございますが、再編整備の必要性や統合後の学習環境の向上、県民や時代、地域のニーズに応える新校の魅力について丁寧に御説明し、御理解を得られるよう努めてまいります。

次に、対象校の明確な基準の設定についてでございますが、県立高校の再編整備という事柄の性質からも、議員御指摘のとおり、県民に分かりやすくすることが大切だと考えております。

一方で、近年県立高校は地域活性化の大きな要素として期待されており、5学級以下の高校を機械的に対象とするのではなく、高校の現状や県全体のバランスについて考慮することも重要であるとと考えております。

県の考え方をより明確に御説明し、まちづくりの考え方など地元の声も伺いながら、地元の期待に応えられるような魅力ある県立高校づくりに努めてまいります。

次に、「(2)農業科について」でございます。

現在、農業高校の老朽化した温室や実習棟の整備を計画的に進めており、新しい施設・設備も活用して、生産工程の管理や改善を行うGAPに取り組むなど、時代に合わせた農業教育を行っております。

例えば、杉戸農業高校では、国際基準である「GLOBALG.A.P.」の認証を新たに取得し、東京オリンピック・パラリンピック大会での食材提供を目指すなど、実践的な取組を行っております。

また、スマート農業につきましても、農家や企業などから講師をお招きしたり、生徒が企業で実習したりする中で、学習する機会を設けていきたいと考えております。

児玉白楊高校では、農機具メーカーの方をお招きし、無人運転トラクターについての講義や実際の操作を体験するなど、スマート農業の有用性を学んでおります。

この児玉白楊高校は、令和5年度に児玉高校と統合し、新校となる予定であり、現在、新校の基本計画を検討しております。

新校では、スマート農業なども取り入れた先進的な農業の学びを通し、新たな時代を見据えた農業教育を実践したいと考えております。

本県農業の担い手となる子供たちが、夢を持って教育を受けられるよう、農業高校の学習環境の整備に努め、スマート農業の推進にも寄与する人材の育成に取り組んでまいります。

次に、(3)「定時制高校について」でございます。

近年の定時制高校の実態をみますと、不登校や中途退学の経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒など、様々な入学動機を持つ生徒への対応が求められております。

そのため、福祉や教育の現場で豊富な経験を積み、専門的知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員などと連携し、きめ細やかな支援を行っております。

併せて、習熟度別学習や個別指導などの生徒の到達度に応じた指導を行い、社会的に自立できる生徒の育成を図っております。

定時制高校につきましては、議員御指摘のとおり生徒数は減少傾向にございますが、様々な事情を抱える生徒の通学の利便性を確保するためには、一定の学校数は必要であると考えております。

定時制高校の再編整備につきましては、入学者数や在籍者数の動向等に加えて、こうした様々な教育ニーズに対応する必要性も踏まえ、検討を行ってまいります。

県議会令和2年2月定例会 文教委員会 (付託議案)

【付託議案】

頁		説明内容	議決結果
1	第35号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	可決
2	第36号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決
3~37	第52号議案	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち教育局関係	可決
	第61号議案	令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	可決

第35号議案（埼玉県議会定例会議案① 121ページ）

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定する。

2 内 容

学校職員の定数の改定

区 分	令和元年度定数	令和2年度定数	比較増減数
小 学 校	17,379人	17,450人	71人
中 学 校	10,107人	10,125人	18人
高 等 学 校	9,562人	9,430人	△132人
特別支援学校	4,577人	4,619人	42人
合 計	41,625人	41,624人	△1人

3 施行期日

令和2年4月1日

第36号議案（埼玉県議会定例会議案① 122ページ）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、服務を監督する教育委員会が講ずべき措置について必要な事項を定める。

2 内 容

教育職員が行う業務量の適切な管理や、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に規定する指針（文部科学大臣告示）に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うこととする規定を設ける。

3 施行期日

令和2年4月1日

令和元年度 2 月補正予算

歳出予算の事業概要

第 5 2 号議案 令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第 7 号）

第 6 1 号議案 令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業
特別会計補正予算（第 1 号）

教育局

令和元年度2月補正予算の概要

教育局

1 一般会計

(1) 予算規模

補正前の額	434,723,459千円
補正額	△ 272,051千円
補正後の額	434,451,408千円

(2) 歳出予算の主な内容

ア 増額補正

(ア) 国の補正予算等への対応

(単位:千円)

事業名	補正額	備考
県立学校大規模改修費	1,794,286	特別支援学校2校の校舎の老朽改修工事 特別支援学校7校の校舎の空調改修工事
県立学校体育館整備費	108,729	特別支援学校1校の体育館の老朽改修工事
情報教育推進費	1,952,845	県立学校における高速大容量通信に対応した 校内通信ネットワーク等の整備
県立高等学校実験実習棟改築費	1,646,296	高等学校5校の実験実習棟等の改築工事

(イ) その他の増額

(単位:千円)

事業名	補正額	備考
教員退職手当調整額未払金	2,683,846	退職手当の調整額未払者に対する調整額の支払
教員退職手当支払遅延損害金	339,932	退職手当の調整額未払者に対する遅延損害金の支払
教育環境整備基金積立金	13,673	寄附金が当初の見込みを上回ったことによる増額

イ 減額補正

(単位:千円)

事業名	補正額	備考
給与費	△ 2,789,723	給与費の執行が見込みを下回ったことによる減額
教職員退職手当	△ 1,422,953	勸奨退職者数が見込みを下回ったこと等による減額
その他	△ 4,598,982	入札差金、節約等による減額

(3) 繰越明許費の設定

(単位:千円)

事業名	金額	備考
県立学校大規模改修費ほか5事業	4,603,201	国の補正予算対応分(4,034,532千円)など

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計

(1) 予算規模

補正前の額	773,624千円
補正額	△ 101,278千円
補正後の額	672,346千円

(2) 歳出予算の主な内容

(単位:千円)

事業名	補正額	備考
奨学金貸付費	△ 101,278	金融機関へ支払う事務手数料が当初の見込みを下回ったこと等による減額

1 歳出予算 (教育委員会所管分)

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	1 教育委員会費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教育委員経費	15,995	△508	15,487	一般財源 △508	旅費等が当初の見込みを下回ったことによる減額	

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	2 事務局費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
事務局経費	738,518	△20,797	717,721	一般財源 △20,797	使用料及び賃借料等の節約による減額及び委託料等に係る入札差金の減額	
教育行政企画費	15,414	△2,729	12,685	国庫支出金 △1,087 一般財源 △1,642	使用料及び賃借料等に係る入札差金の減額及び需用費の節約等による減額	
学校教育改革推進費	12,559	△2,895	9,664	国庫支出金 △2,662 諸収入 △233	国庫支出金の交付決定に伴う減額	

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	3 教職員人事費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教職員人事事務費	50,824	△17,084	33,740	一般財源 △17,084	雇入時健康診断の対象者数が見込みを下回ったこと等による減額	
公務災害補償基金 負担金	272,185	△696	271,489	一般財源 △696	算定基礎額の確定に伴う減額	
教職員給与等管理 事務費	96,029	△27,930	68,099	一般財源 △27,930	委託料に係る入札差金の減額	
教職員退職手当	36,290,284	△1,422,953	34,867,331	県債 3,200,000 一般財源 △4,622,953	退職者数が見込みを下回ったこと等による減額	
教員退職手当 調整額未払金		2,683,846	2,683,846	一般財源 2,683,846	(増額補正) 教員退職手当調整額未払金 退職手当の調整額未払者に対する調整額の支払	
教員退職手当 支払遅延損害金		339,932	339,932	一般財源 339,932	(増額補正) 教員退職手当支払遅延損害金 退職手当の調整額未払者に対する遅延損害金の支払	
教職員住宅等管理費	37,889	△5,472	32,417	財産収入 △5,434 一般財源 △38	需用費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

単位 (千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
県立学校総務事務 システム推進費	265,967	△26,851	239,116	諸 収 入 △1 一 般 財 源 △26,850	委託料に係る入札差金等の減額
非常勤講師等配置費	866,798	△53,164	813,634	国 庫 支 出 金 △3,267 諸 収 入 △123 一 般 財 源 △49,774	非常勤職員の勤務日数等が当初の見込みを下回ったことによる減額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	4 教育連絡調整費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
被災児童生徒就学等 支援費	26,463	△1,737	24,726	国庫支出金 △1,737	支給対象者数が当初の見込みを 下回ったことによる減額	
教育課程推進費	12,432	△2,108	10,324	一般財源 △2,108	使用料及び賃借料の節約等によ る減額	
教員研修費	10,656	△4,291	6,365	国庫支出金 △981 一般財源 △3,310	補助金が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	
指導内容研究推進費	333,003	△25,687	307,316	国庫支出金 △20,004 諸収入 △435 一般財源 △5,248	国庫支出金の交付決定に伴う減 額及び委託料に係る入札差金等 の減額	
国際理解教育推進費	452,863	△37,764	415,099	国庫支出金 △24,376 諸収入 △654 一般財源 △12,734	国庫支出金の交付決定に伴う減 額及び報酬等が当初の見込みを 下回ったことによる減額	
進路指導推進費	62,318	△14,917	47,401	国庫支出金 △10,000 一般財源 △4,917	国庫支出金の交付決定に伴う減 額及び報酬が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	

単位（千円）

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
指導内容充実費	128,388	△33,654	94,734	国庫支出金 △2,666 諸収入 △40 一般財源 △30,948	賃金が当初の見込みを下回ったこと等による減額
いじめ・不登校総合 対策費	963,571	△36,636	926,935	国庫支出金 △12,000 諸収入 △1,196 一般財源 △23,440	補助金が当初の見込みを下回ったこと等による減額
非行防止対策費	51,929	△6,672	45,257	一般財源 △6,672	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額
特別支援教育推進費	33,502	△2,680	30,822	国庫支出金 △743 一般財源 △1,937	外部専門家の派遣回数が当初の見込みを下回ったこと等による減額
学校教育総合支援 事業費	17,785	△10,084	7,701	国庫支出金 △5,039 一般財源 △5,045	補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額
教科用図書選定費	6,680	△1,359	5,321	一般財源 △1,359	臨時職員の勤務日数等が当初の見込みを下回ったことによる減額
道徳教育推進費	22,991	△7,754	15,237	国庫支出金 △7,754	国庫支出金の交付決定に伴う減額

単位（千円）

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
生徒進路保障対策費	5,953	△991	4,962	諸収入 △991	奨学金貸与者からの返還金が当初の見込みを下回ったことによる減額
人権教育推進費	5,430	△899	4,531	国庫支出金 △899	国庫支出金の交付決定に伴う減額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	5 教育センター費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
総合教育センター費		161,351	△11,120	150,231	使用料及び 手数料 △1 財産収入 △220 諸収入 △339 一般財源 △10,560	旅費が当初の見込みを下回った こと等による減額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	6 恩給及び退職年金費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
恩給及び退職年金費		37,496	△8,071	29,425	一般財源 △8,071	恩給等受給人員が当初の見込みを下回ったことによる減額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	7 教育財産管理費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
県立学校建物等 維持管理費	3,332,423	△396,838	2,935,585	国庫支出金 △3,134 県債 △283,000 一般財源 △110,704	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	
快適ハイスクール 施設整備費	2,783,303	△491,556	2,291,747	県債 △490,000 一般財源 △1,556	工事請負費に係る入札差金等の 減額	
県立学校大規模改修費	3,368,064	467,224	3,835,288	国庫支出金 260,693 県債 213,000 一般財源 △6,469	(増額理由) 県立学校大規模改修費 県立特別支援学校における老朽 化対策工事 9校 (減額理由) 工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	
県立学校体育館整備費	823,902	△7,966	815,936	国庫支出金 20,390 県債 △8,000 一般財源 △20,356	(増額理由) 県立学校体育館整備費 県立特別支援学校における老朽 化対策工事 1校 (減額理由) 工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	
県立高等学校防音校舎 空調設備設置費 (平成30年度着工分 ・継続事業第2年次支 出額の変更)	468,065	△206,538	261,527	国庫支出金 △35,489 県債 △170,000 一般財源 △1,049	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	

単位 (千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
教育関係庁舎建物等 維持管理費	1,518,638	△237,802	1,280,836	県 債 △217,000 一 般 財 源 △20,802	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額
教育関係庁舎解体 事業費 (令和元年度着 工分・継続事業第1年 次支出額の変更)	449,197	△187	449,010	一 般 財 源 △187	賃金が当初の見込みを下回った こと等による減額
教育環境整備基金 積立金	34,015	13,673	47,688	財 産 収 入 △12,869 寄 附 金 26,542	(増額理由) 教育環境整備基金積立金 寄附金が当初の見込みを上回っ たことによる増額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	2 小 学 校 費		目	1 教 職 員 費
事 業 名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事 業 概 要
	給与改定等に伴う 所要額	138,105,982	△686,206	137,419,776	国庫支出金 594,585 諸 収 入 102,125 一 般 財 源 △1,382,916	給与過不足調整に伴う減額
	旅費	473,153	△10,141	463,012	一 般 財 源 △10,141	学校職員旅費の節約による減額

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	3 中学校費		目	1 教職員費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与改定等に伴う 所要額	82,840,553	△529,411	82,311,142	国庫支出金 409,246 諸収入 184,748 一般財源 △1,123,405	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	475,754	△11,129	464,625	一般財源 △11,129	学校職員旅費の節約による減額	

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	1 高等学校総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与改定等に伴う 所要額	80,703,713	△707,830	79,995,883	使用料及び 手数料 △44,579 国庫支出金 △1,384 諸収入 42,212 一般財源 △704,079	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	553,001	△6,404	546,597	一般財源 △6,404	学校職員旅費の節約による減額	
非常勤講師等配置費	1,195,856	△68,543	1,127,313	諸収入 △7,567 一般財源 △60,976	非常勤講師の勤務日数等が当初 の見込みを下回ったことによる 減額	
高等学校入学志願者 選考費	46,384	△5,145	41,239	一般財源 △5,145	需用費が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	2 高等学校管理費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
全日制高等学校管理費	4,685,511	△82,138	4,603,373	使用料及び 手 数 料 △690 国庫支出金 △37,290 財 産 収 入 12,868 諸 収 入 △77 一 般 財 源 △56,949	委託料等に係る入札差金の減額 及び需用費等の節約による減額	
定時制高等学校管理費	247,260	△2,851	244,409	使用料及び 手 数 料 △329 一 般 財 源 △2,522	委託料に係る入札差金の減額及 び需用費の節約による減額	
通信制高等学校管理費	54,119	△337	53,782	一 般 財 源 △337	需用費の節約による減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金	506,381	△114,294	392,087	一般財源 △114,294	埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計における事業費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
公立学校父母負担 軽減事業費	12,865,614	△466,686	12,398,928	国庫支出金 △301,707 一般財源 △164,979	支給対象者数等が当初の見込みを下回ったことによる減額	
産業教育設備費	106,281	△2,521	103,760	県債 △1,000 一般財源 △1,521	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
定時制・通信制教育 振興費	4,947	△1,873	3,074	一般財源 △1,873	貸付金が当初の見込みを下回ったことによる減額	
情報教育推進費	1,950,544	1,783,258	3,733,802	国庫支出金 976,422 県債 894,000 一般財源 △87,164	(増額理由) 校内通信G I G Aネットワーク 整備事業 県立学校における校内通信ネットワーク等の整備 (減額理由) 備品購入費に係る入札差金等の減額	

単位 (千円)

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	4 学校建設費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
県立高等学校 エレベーター等設置費	33,115	△7,098	26,017	一般財源 △7,098	委託料に係る入札差金等の減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費	258,592	133,121	391,713	国庫支出金 88,576 県債 46,000 一般財源 △1,455	(増額理由) 高校生の「農力」育成強化プロジェクト 県立高等学校における温室等の 整備 1校 (減額理由) 工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (平成30年度着工分 ・継続事業第2年次支 出額の変更)	841,061	899,523	1,740,584	国庫支出金 206,954 県債 708,000 一般財源 △15,431	(増額理由) 県立学校施設耐震化事業 県立高等学校における実験実習 棟の改築工事 2校 (減額理由) 使用料及び賃借料に係る入札差 金等の減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (令和元年度着工分・ 継続事業第1年次支出 額の変更)	1,250,789	551,484	1,802,273	国庫支出金 110,488 県債 439,000 一般財源 1,996	(増額理由) 県立学校施設耐震化事業 県立高等学校における実験実習 棟の改築工事 2校 (減額理由) 役務費が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	1 特別支援学校総務費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
給与改定等に伴う 所要額		36,419,180	△710,013	35,709,167	国庫支出金 △33,984 諸収入 △166,081 一般財源 △509,948	給与過不足調整に伴う減額
旅費		163,830	△3,965	159,865	一般財源 △3,965	学校職員旅費の節約による減額
非常勤講師等配置費		277,709	△32,688	245,021	諸収入 △1,918 一般財源 △30,770	非常勤講師の勤務日数等が当初 の見込みを下回ったことによる 減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	2 特別支援学校管理費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
特別支援学校管理費		1,166,576	△7,066	1,159,510	一般財源 △7,066	委託料に係る入札差金の減額及び需用費等の節約による減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
ゆとりある障害児教育 推進事業費	560,628	△21,706	538,922	一般財源 △21,706	委託料に係る入札差金等の減額	
就学奨励費	698,750	△11,078	687,672	国庫支出金 △4,800 一般財源 △6,278	支給額が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
スクールバス運行費	2,259,631	△61,049	2,198,582	一般財源 △61,049	委託料に係る入札差金の減額	
就労支援推進事業費	81,232	△18,216	63,016	諸収入 △1,502 一般財源 △16,714	非常勤職員の勤務日数等が当初の見込みを下回ったことによる減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	4 特別支援学校施設費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
県立特別支援学校 教室不足対策費		174,433	△42,453	131,980	県 債 △37,000 一 般 財 源 △5,453	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額
県南部地域 特別支援学校（仮称） 校舎整備費（継続事業 第2年次支出額の変更）		1,449,611	△1,317	1,448,294	国庫支出金 353,219 県 債 △353,000 一 般 財 源 △1,536	需用費が当初の見込みを下回っ たこと等による減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	1 社会教育総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与改定等に伴う 所要額	2,626,236	△143,232	2,483,004	諸 収 入 3,829 一 般 財 源 △147,061	給与過不足調整に伴う減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	2 社会教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
青少年教育振興費		338,341	△46,348	291,993	国庫支出金 △21,304 一般財源 △25,044	国庫支出金の交付決定等に伴う減額
社会教育振興費		66,154	△7,969	58,185	国庫支出金 △668 諸収入 △469 一般財源 △6,832	使用料及び賃借料が当初の見込みを下回ったこと等による減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	3 文化財保護費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
埼玉古墳群整備費		106,509	△9,759	96,750	国庫支出金 △4,832 県債 △2,000 一般財源 △2,927	国庫支出金の交付決定に伴う減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	4 社会教育施設費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
文化財収蔵庫建設費	163,615	△20,581	143,034	県 債 △19,000 一 般 財 源 △1,581	工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
げんきプラザ費	351,468	△742	350,726	使 用 料 及 び 手 数 料 △740 諸 収 入 △2	賃金等が当初の見込みを下回ったことによる減額	
文書館費	30,670	△1,180	29,490	一 般 財 源 △1,180	需用費に係る入札差金等の減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	5 博物館費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
歴史と民俗の博物館費	88,565	△6,168	82,397	一般財源 △6,168	委託料等に係る入札差金の減額 及び需用費等の節約による減額	
史跡の博物館費	41,500	△628	40,872	一般財源 △628	需用費等の節約による減額	
自然と川の博物館費	269,432	△1,212	268,220	財産収入 558 諸収入 △82 一般財源 △1,688	需用費の節約等による減額	
自然と川の博物館 展示改修費（継続事業 第3年次支出額の変更）	46,401	△22,646	23,755	県債 △23,000 一般財源 354	委託料に係る入札差金の減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	6 美術館費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
運営費	80,368	△811	79,557	一般財源 △811	需用費等の節約による減額	
企画展開催費	82,975	△10,244	72,731	使用料及び 手数料 △12,355 財産収入 △3,723 諸収入 8,158 一般財源 △2,324	需用費等の節約による減額	
美術作品取得費	63	△2	61	財産収入 △2	基金の運用益が当初の見込みを下回ったことによる減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	1 保健体育総務費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
給与改定等に伴う 所要額		213,590	△12,335	201,255	諸 収 入 △267 一 般 財 源 △12,068	給与過不足調整に伴う減額

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	2 学校保健連絡調整費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教職員健康診断費	195,758	△19,203	176,555	諸収入 △18 一般財源 △19,185	委託料に係る入札差金等の減額	
学校保健推進費	434,204	△54,218	379,986	国庫支出金 △4,283 一般財源 △49,935	委託料に係る入札差金等の減額	
学校安全管理強化費	261,415	△10,196	251,219	国庫支出金 △1,742 諸収入 △6,656 一般財源 △1,798	災害共済保険加入生徒数が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
学校給食食中毒等 事故防止対策費	25,005	△5,460	19,545	一般財源 △5,460	臨時職員の勤務日数等が当初の見込みを下回ったことによる減額	
学校環境整備推進費	33,404	△2,823	30,581	一般財源 △2,823	委託料に係る入札差金等の減額	
登下校安全対策推進費	3,642	△969	2,673	国庫支出金 △969	役務費に係る入札差金等の減額	

単位（千円）

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	3 体育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
学校体育振興費	136,170	△26,067	110,103	国庫支出金 △6,822 一般財源 △19,245	補助金等が当初の見込みを下回ったことによる減額	
社会体育振興費	2,087	△771	1,316	一般財源 △771	報償費等が当初の見込みを下回ったことによる減額	

2 繰越明許費 (款) 10 教育費 (教育委員会所管分)

単位 (千円)

項 目	事 業 名	金 額	理 由
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校建物等維持管理費	172,117	入札不調や工法の選択に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	快適ハイスクール施設整備費	153,510	入札不調により、学校運営に支障のない範囲で工期を確保することが困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校大規模改修費	168,787	工法の見直し等に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することが困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校大規模改修費	1,794,286	国の補正予算等に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校体育館整備費	108,729	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 3 教育振興費	情報教育推進費	1,952,845	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 4 学校建設費	県立高等学校 実験実習棟改築費	74,255	資材の調達や工法の選択に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 4 学校建設費	県立高等学校 実験実習棟改築費	178,672	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。

単位 (千円)

会 計 名		埼 玉 県 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 特 別 会 計			
事 業 名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事 業 概 要
奨学金貸付費	773,624	△101,278	672,346	財 産 収 入 △420 繰 入 金 △114,294 繰 越 金 8,121 諸 収 入 5,315	金融機関へ支払う事務手数料が 当初の見込みを下回ったこと等 による減額

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室
令和 2 年 3 月 6 日（金）
10:00 開会～12:08 閉会
（休憩 11:18～11:25）

1. 議案

【第 35 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例】

Q： 小中学校について、学級数の増加により定数が増員したと説明があったが、児童生徒数は減少傾向にある中で学級数が増加するのはなぜか。また、国の定数改善という説明があったが、国の定数改善の具体的な内容を伺いたい。

高等学校について、生徒数の減に伴うものとはいえ、132人が減員となっている。働き方改革を進めている中で、教員の負担が増加するような状況にはならないのか伺いたい。

特別支援学校について、児童生徒数の増に伴い定数も増員するという説明だったが、令和3年度からの新校開設に向けての増員なども含まれているのか伺いたい。

（小中学校人事課長）

A： 小中学校につきまして、全体では児童生徒数は減少しておりますが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。特別支援学級は通常学級よりも1学級当たりの児童生徒数の上限が少なく設定されております。また、障害種別ごとに学級編制をするため、通常学級に比べて児童生徒数の増加が学級数の増加に反映されやすくなっております。そのため、通常学級の減少数に対して特別支援学級の増加数が上回り、全体の学級数も増加するというところでございます。

国の定数改善の主な内容としましては、新学習指導要領の円滑な実施と複雑化する教育課題に対応するため、特に小学校における質の高い英語教育を行う専科教員の増員が挙げられます。また、中学校における生徒指導体制の充実強化のための増員もでございます。

（県立学校人事課長）

A： 県立学校につきまして、まず、高等学校132人の減についてでございます。これは、生徒の収容定員の減少に基づく教職員定数の減でございます。教職員一人当たりの生徒の受け持ち数は変わらないということもございまして、教員定数の減少が直接的に教職員の負担増にはつながらないと考えております。特別支援学校の新校開設に向けた定数分が含まれているのかということもございまして、開設準備室を含んだ定数となっております。

Q： 特別支援学級はどれくらい増加するのか。

（小中学校人事課長）

A： 今年度と来年度の見込みを比べますと、小学校につきましては128学級の増加、中学校につきましては34学級の増加となります。

Q： 小学校の教員の増加について、英語教育との関連性はあるのか。あれば理由を教えてください。

(小中学校人事課長)

A： 来年度、国では英語の教科化のため、1,000人増員するということで、県ではその5%で50人程度の増加を見込んでおります。

Q： 第35号議案であるが、定数はとても重要な案件である。

それぞれの増減理由は伺ったが、それぞれの学校の定数に含まれている臨時的任用職員、今回未払いでも不利益を被ったわけだが、その臨時的任用職員がこの定数の中に何人含まれているのか。また、全体の何%ぐらいなのか伺う。併せて埼玉県は臨任率が非常に高いと伺っているの、全国で何番目に高いのか伺う。

2点目、この中に通級指導教室の教員も含まれていると思うが、今年度途中で私も先生たちに聞いているが、県の要領の改正で、今まで13人に1人付いていたものが、最大で25人まで見るようになるということ、必要数が付かなくなってしまうのではないかという声が上がっている。通級指導教室の教員の数がどう変わっていくのか伺う。

3点目、産休代替の未配置の問題も先生たちに聞いている。直近での未配置の状況について伺う。

(小中学校人事課長)

A： まず、小中学校での臨任者の数ですが、令和元年5月1日現在で申し上げますと、小学校は1,675人で10.2%、中学校は1,046人で11.0%となっております。また、全国でどのくらいの位置にいるかということでございますが、文部科学省の調査によりますと、小中学校で合わせてとなりますが、全国で臨任率が高い方から8番目となっております。

次に、通級指導担当教員の人数について令和元年度から令和2年度への推移についてですが、20名ほど増える見込みでございます。

次に、産休代替の未配置についてですが、令和元年9月1日現在となりますが、小学校では17人、中学校で8人となっております。

(県立学校人事課長)

A： 県立学校分についてお答えさせていただきます。臨任数と臨任率でございます。小中学校と同じ令和元年5月1日現在の教員で申し上げますと、高等学校は408人で5.0%、特別支援学校は617人で15.0%でございます。

全国での臨任率は、県立学校については文部科学省でも公表されておられませんので御理解いただければと思います。

産休代替の未配置については、高等学校では9月は2人おりました。特別支援学校では9月の時点で未配置はおりません。

Q： 1点目、臨任率が非常に高いということが明らかになったが、今後どう改善していくのかを伺う。

2点目、未配置がこれだけ多いということをお初めて聞いたので、今までどう対応して、今後どう改善していくのかを伺う。

3点目、通級指導教員については、20名ほど増えるとのことだが、今まで配置していた所が、今後、配置できなくなるということはないということでしょうか伺う。

(小中学校人事課長)

A： 臨時的任用教員が多いと思われる状況をどのように改善を図るのかにつきましては、退職者数を見込みながら初任者の人数を計画し、なるべく臨時的任用職員の数を減らすことができるように努めてまいります。

未配置についてどう改善していくかについてですが、このことにより学校教育に支障を生じさせてしまっていることや、学校現場に負担を掛けているということ、重く受け止めております。臨時的任用職員の配置につきましては、関係課や各教育

事務所等と常に連携し、臨時的任用職員の登録者を把握するとともに、登録者がいない場合には、近くの教員免許取得が可能な大学に出向いたり連絡を取るなどにより、卒業生や知り合いなどで働いていただける方がいないかなど聞きながら探しております。また、退職された本採用の方にも意向を伺うなど、様々なチャンネルを活用して、配置について最大限努めているところでございます。

(県立学校人事課長)

A： 高等学校においては、定年退職者数や再任用者数を見込んだ上で新規採用者数を適切に確保して臨時的任用者数を減らしていくことに取り組んでまいります。

(義務教育指導課長)

A： 通級指導の関係で、今まで教員を配置していたところで配置しなくなることはないのかについてでございます。去年まで配置していたところに必ず、配置できるというわけではないのですが、全体の9割以上のところには配置していく状況でございます。児童生徒数が基準に満たないようなところにつきましては、近隣市町村と連携をして、児童生徒数を積み重ねていただくことで、他の市町村から巡回指導していただくことが可能と要項に加え、県でも市町村間の取組を支援しているところでございます。

Q： 臨任率を減少させていくために、臨任の方を正規で採用していく必要があると考えるが、認識について伺いたい。

通級指導教員について、今、配置しているところには、しっかり配置するというを確認したい。

(教職員採用課長)

A： 教員採用選考については、臨時的任用であるからといって特段の優先権を持たせることはできないと法律上、明確に規定されているところでございます。

県といたしましては、臨時的任用であるかないかによらず、採用選考試験を公正公平に実施しておりますので、今後も引き続き、公正公平に実施してまいります。

(義務教育指導課長)

A： 通級指導の関係につきまして御答弁申し上げます。

先程、御答弁させていただきましたとおり、今まで配置されているところ全てが配置されるということではございません。

今まで配置されていたところを基に算出しますと、9割以上は、来年度も配置されるというかたちになります。また、市町村の規模が小さく、児童生徒の数が積み上げられず、単独では基準を満たせないようなところについては、他の自治体と連携することで、自治体間をまたいで巡回指導をするという仕組みを整えさせていただいているところでございます。

【第36号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例】

Q： 次に、36号議案について、今回の条例改正については、学校における働き方改革の流れの中で公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」が改正された中でそこに規定された指針に基づく改正だと思うが、指針の主な内容はどのようなものか伺いたい。また、服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うと規定されているが、具体的には何をどのように定めるのか聞かせていただきたい。

(県立学校人事課長)

A： 指針の内容としましては2点ございます。

業務を行う上限時間の原則、それと教職員のサービスを監督している教育委員会の講ずべき措置の2点ございます。

まず、1点目の業務を行う上限時間の原則についてでございますが、出勤から退勤までの時間である在校時間、これから休憩時間等を除いたものを在校等時間と呼んでおります。この在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間、これを時間外在校等時間と呼んでおります。今回上限の原則を定めましたのは、時間外在校等時間を1か月につきまして45時間以内、1年間につきまして360時間以内ということを決めたものでございます。

2点目のサービス監督者の教育委員会が講ずべき措置でございますが、二つございまして時間外在校等時間の上限等に関する方針、これを教育委員会規則等において定めることと、在校時間をタイムカード等により客観的に計測するということが、この二つが含まれております。

続いて、サービス監督を行う教育委員会が定めるところにより行うという具体的内容についてお答えさせていただきます。先ほどお答えしました時間外在校等時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内ということ「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定めることとなります。また、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置につきましては、すでに昨年9月に決めました「学校における働き方改革基本方針」におきましてどのように業務削減を行うかについて示しているところでございます。

Q： 今回は上限を決めるという中身だと思うが、先生方の働き方改革を進める機運が高まっているのは良いが、上限を決めてもなかなか仕事量が減らないという中では絵に描いた餅になるのではないかとという危惧もあるので、不必要な仕事量を減らすという手立てについてどのように考えているか伺う。

(県立学校人事課長)

A： 条例改正の趣旨は、教育職員の業務量の適切な管理等を行うためのものでございます。県では昨年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定して業務量の削減や条件整備といった取組を進めているところでございます。

教員が子供と向き合う時間を確保するため、例えば、来年度の初任者研修では出張を伴う研修を2日減らすなどしております。併せて、県立学校で3月から稼働している勤務管理システムで教職員の在校等時間を客観的に把握して、学校全体の業務を見直すことで業務の平準化を図り、教職員の負担軽減を図っているところでございます。

○： 勤務時間の上限については工夫していくということなので頑張ってもらい、仕事量を減らしてほしい。

【第52号議案 令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち教育局関係】

Q： 国の補正予算に伴う増額補正ということだが、国では、教育局に関係してどのような補正予算が組まれたのか伺う。また、校舎の改修等に関する補正3事業の具体的な内容について伺う。

情報教育推進費について、高速大容量通信に対応した校内通信ネットワーク等の整備とあるが、具体的にどのようなことを行うのか。

非常勤講師等配置費が5,316万4,000円と6,854万3,000円の減ということだが、働き方改革で教員も大変な状況だが、非常勤講師が減額補正となっている。なぜこのような状況になるのか伺いたい。

指導内容充実費について3,365万4,000円の減額となっているが、指導

内容を充実するための予算であるから、必要であるならしっかりと使っていただきたいというところもあるが、なぜ減額補正されているのか伺う。

(財務課長)

A： 国では、令和元年12月13日に、「災害からの復旧・復興と安全・安心の確保」、「経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援」、「未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上」の3本を柱とした補正予算が閣議決定され、今年1月30日に予算が成立したところでございます。そのうち、文部科学省の予算としましては、「学校施設の防災機能強化等の整備」として1,170億円、「GIGAスクール構想の実現」として2,318億円等を計上しているところでございます。

これを受けた県の増額補正でございますが、「県立学校大規模改修費」では、騎西特別支援学校などの2校で、校舎の屋上防水改修や外壁の塗装、トイレ改修や照明のLED化などを実施いたします。また、熊谷特別支援学校などの7校では、空調機器の入れ替えや、それに伴う配管工事等を実施いたします。

「県立学校体育館整備費」では、秩父特別支援学校の体育館につきまして、屋根の補修や外壁の塗装、床板の張替えなどを実施いたします。

「県立高等学校実験実習棟改築費」では、熊谷農業高校など県立高校4校の実験実習棟の建て替えを行うとともに、川越総合高校の温室及び鶏舎の改築を実施いたします。

(県立学校人事課長)

A： 非常勤講師等配置費の減額補正につきまして、これは初任者配置が効率的に行われたため、このような減額になっております。

初任者は、初任者研修を行っているときには授業を受け持つことができないため、別の者が授業を行う必要があります。初任者が配置されている学校には人的な措置を行っております。この対応を基本的には非常勤講師で行っておりますけれども、初任者を同一校に複数人配置した場合同様にしましては、国からの加配定数を使った教諭を配置することで補充を行っているところでございます。

令和元年度の初任者配置につきましては、先ほど申し上げました同一校への複数配置、これが多くできたため非常勤講師の必要額が当初の見込みよりも少なくなったということでございます。授業のみを担当する非常勤講師に比べまして、教諭は授業以外の様々な業務を担当することができるため、学校の教育力を高める効果が期待できる、ということでございます。

(高校教育指導課長)

A： 情報教育推進費について御説明いたします。

事業内容ですが、国のGIGAスクール構想を受けまして、県立学校において高速大容量の校内通信ネットワーク等を整備するものでございます。

具体的には、校内の通信用配線、LANケーブルを10ギガに対応したものに入れ替えます。また、県立中学校及び特別支援学校へのタブレット用の充電保管庫の整備などに必要な経費を盛り込んでおります。今後はこれらの環境を活用しまして生徒の情報活用能力の育成を推進するとともに、協調学習などの学び合いの授業にICTを取り入れることで主体的・対話的で深い学びを充実してまいります。さらに、遠隔教育などにも活用していきたいと考えております。

指導内容充実費につきまして御説明いたします。

減額の主な理由でございますが、県立高校教育環境整備支援事業における生活介助支援員の賃金が当初の見込みを下回ったことによる減額となっております。生活介助支援員ですが、障害のある生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、生徒の日常生活の介助を行う職員のことです。当初予算では、生徒が常時介助を必要とする場合であっても支援可能な体制を整えるために必要な金額を計上してい

たところでは、実際には、生徒の障害の程度が様々でございまして、教室移動や排せつなど短時間の介助が多かったり、実習など特定の授業のみの介助であるなど、日々の介助を必要としない生徒も多くございました。そのため、生活介助支援員の賃金が当初の見込みを下回ったものでございます。

**Q： 大規模改修について、あとどのくらい行うものが残っているのか伺う。
情報教育推進費について、校内通信ネットワーク等の整備を行うということだが、対象校はどれくらいか。**

(財務課長)

A： 大規模改修につきましては、建築後20年を経過した施設に対して実施しております。近年では年間に校舎を5校程度、体育館を3校程度、ローテーションで行っております。何棟やれば終わりというものではございません。実際には計画どおり回っていないという状況もございしますが、長寿命化のために今後も実施していく必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

(高校教育指導課長)

A： 情報教育推進費における対象校についてですが、校内LANの関係につきましては県立中学校、県立高校137箇所、これに全ての特別支援学校を加えまして、計180箇所を対象としております。充電保管庫につきましては、県立中学校と特別支援学校の義務教育課程に整備いたします。

**Q： 退職金の未払の関係だが、既に亡くなっている方がいらっしゃるのか、見付からない方がいらっしゃるのか、そういった状況はあるのか。
県立高等学校防音校舎空調設備設置費の補正額について、見込みを下回ったとあるが、あまりにも見込みと違いすぎると思うが、理由を伺う。**

(教職員課長)

A： 退職手当の未払の関係につきまして御説明させていただきます。対象者につきましては、2月3日の時点で9,723名の方に御連絡を差し上げたところでございます。最新のデータは3月4日時点のものになりますが、書類を返送いただいた方は8,952名になります。書類は届いているものの、返送のない方については、再度提出のお願いをしているところでございます。この方については、523名でございます。

なお、住所が不明として、本人と連絡が取れていない方は248名、それから、現時点で亡くなられている方は、死亡退職による方が3名、退職後に亡くなられた方が2名、合計5名いらっしゃいます。

(財務課長)

A： 防音空調の補正は、豊岡高校についての事業でございしますが、アスベストの含有が判明したことにより、当初4棟の工事を予定しておりましたが、3棟に減じたこと、また入札差金が生じたことにより、このような減額となっております。

Q： 退職金の未払について、亡くなった方が5名ということだが、この場合はどのようにお金をお渡しするのか。

(教職員課長)

A： 死亡した方につきましては、遺族の方と御連絡を取らせていただきまして、お支払いをする予定で事務を進めているところでございます。

Q： 退職手当未払金の関係だが、教育長として今回の問題をどのように受け止め、責

任の所在をどのように考えているのか伺う。

また、退職手当で未払となっている調整額と遅延損害金の額が一人当たりいくぐらいになるのか伺う。対象者で連絡が取れないというような事態も予想されると思うが、どのように対応するのか伺いたい。それと、未払の調整額と遅延損害金の支払はどのような方法で行うのか、スケジュールがあれば伺いたい。

(教育長)

A： まず、退職手当が未払となっている皆様に大変御迷惑をお掛けしていることについて、深くお詫びをしたいと思います。それから、正しく支払われていれば支出する必要がなかった多額の遅延損害金が発生しておりますので、そのことについては、県民並びに県議会の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。

今回の事案は、平成26年度の条例改正時の確認が不足しており、また、そうした誤った取扱いが担当者間で引継がれ、改めて条例の趣旨とか規定の確認をきちんとしていなかったということで未払となったものでございますので、組織的なチェック体制が抜けていて、責任は私を含め教育総務部のラインにあるというふうに考えております。今後、二度とこうしたことが起こらないように、再発防止策を講じて、法令順守の徹底と正確な事務の執行に努めてまいりたいと思っております。

(教職員課長)

A： 退職手当の調整額と遅延損害金の額についてでございますが、未払の調整額につきましては、勤続年数などにより異なるため一概には申し上げることができませんが、最も金額の大きい方の場合には、651,000円でございます。少ない方につきましては65,100円でございます。平均を申し上げますと276,030円となっております。

遅延損害金についても勤続年数などによって異なるところでございますが、最も金額の大きい方の場合には89,450円、最も少ない方の場合につきましては640円、こちらも平均で申し上げますと34,940円が発生することと想定しております。

なお、今申し上げた遅延損害金につきましては、未払の調整額を現時点では4月10日に支払うことを想定して計算させていただいているところでございます。

それから、対象者のうち連絡が取れない人へどのような対応をするのかについてでございます。先ほども少し申し上げましたが、まず、2月3日に発出しました通知に対して返送がなかった方に、再度通知を发出させていただいたところでございます。また、住所不詳等で、通知が返送されてきてしまった場合については、当時の在籍校へ問い合わせを行いまして、現在の状況等を可能な限り把握し、通知が届くように努めているところでございます。

できる限り全ての方に通知が届くよう努めてまいりますが、最終的に連絡が取れなかった場合につきましては、法務局等に供託の手続を行うことになるかと考えております。供託した場合につきましても、対象者は供託所に手続をとることにより、未払金及び遅延損害金を受け取ることが可能となってまいります。供託後も、引き続きホームページ等で周知を図りまして、可能な限り対象者の皆さんが受け取れるように努めてまいりたいと考えております。

それから、支払のスケジュールについてでございます。対象者には、2月3日に郵送によりまして、退職手当に一部未払があったことについて、お詫びの通知を发出させていただいたところでございます。その時に、併せまして、調整額の未払額をお知らせするとともに、追加支給に向けまして、氏名や住所、振込口座、遅延損害金の請求の意思などを確認するための書類の返送をお願いしたところでございます。予算につきまして御議決いただければ、送付された書類をもとに、4月10日を目途に支払手続を行えるよう、現在事務を進めているところでございます。

Q： 関係者への処分をしっかりと行うべきだと思うが、どのような処分を行うのか。

それから、退職手当未払に関して、今後の再発防止策というものを考えるのかどうか。

(総務課長)

A： 今回の問題につきましては、未払い金が26億8,000万円ということで、非常に多額の未払い金が生じていること、そして今回この事務を誤らなければ生じることのなかった遅延損害金が多額ということもございまして、こういうことを考えれば、関係職員の責任の所在を明らかにした上で処分を行う必要があると考えています。

現在、平成26年度の改正当初から今年度に至るまでの関係職員から聴き取りを行うなどしまして、詳細な事実関係の確認を進めておるところでございます。遅くとも今年度中を目途に厳正な処分を行いたいと考えております。

(教職員課長)

A： 退職手当の未払の再発防止についてでございます。今回の件につきましては、我々教職員課の担当課において、制度改正時の確認が不十分でございまして、また、その後においても十分に確認を行わないまま事務を進めたことが原因でございまして、組織として把握できなかったことに問題があると考えております。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、次のような対策を講じていきたいと考えております。

まず、あらゆる事務において、制度改正時には改正内容について管理職以下関係職員全員による確認を怠らないこと、関係部局との情報共有を徹底すること、先入観により事務を行うことがないよう、制度改正の有無にかかわらず、毎年度当初に管理職を含めまして担当職員全員で制度の確認を行うこと、お互いの事務について担当職員以外の目で相互に確認を行うこと、必要に応じてチェックシートを導入するなど意思決定の各段階で確実にチェックできるよう対策を講じていくなどを考えております。

Q： 繰越明許費について、県立学校建物等維持管理費と快適ハイスクール施設整備費に関する理由のうち、入札不調になっているのがどのようなもので、どのような傾向があったのか伺う。

(財務課長)

A： 一例を申し上げますと、快適ハイスクール施設整備費のトイレ改修工事の2校が入札不調となっております。傾向としましては、平成30年度の夏の猛暑を受けた小中学校の空調設備工事などで管工事業者への発注が増え、人手が不足していたと業者からのヒアリング等では聞いております。そのほか、オリンピック・パラリンピック関係の建設需要や台風等の災害復旧事業も多かったことに加え、業者の人手不足もあり、夏休み工事が中心で工期に余裕のない県立高校の工事が敬遠され、他の緊急性の高い工事が優先された結果と推測しております。

Q： 県立高等学校実験実習棟改築費について、5校の改築工事と伺った。この中で耐震化が図られるものもあると思うが、文部科学省への報告で平成31年4月1日現在の耐震化率が93.1%としていたものが、この補正予算による工事の結果、何%になるのか伺う。また埼玉県は耐震化率100%となる年度を未定としているが、あと何棟必要なのか伺う。合わせて、現時点でも未定の状況に変わりはないのか伺う。

(財務課長)

A： この補正予算は来年度に繰り越して実施するものでございますので、来年度の当初予算による事業も含めた数字となりますが、令和2年度末で耐震化率は95%で

ございます。

また、本県では、実習棟などの耐震化を優先しているため、部室棟の耐震化が進んでいない状況でございますが、部室棟以外につきましては、令和3年度末の耐震化率100%を目指して取り組んでおります。

Q： 退職手当未払の問題については教育長の方からも県民に対してということで反省の弁もあったが、臨任の方ということもあって、私も非常に胸を痛めている。今回、どうやって発覚したのか伺いたい。

それから、遅延損害金についてだが、今回は県の責任でこういうことが起きた訳なので、本来は「損害金を請求できる」という規定かとは思いますが、「できる」ということではなく全ての方にすべからく補償するという決断をすべきではなかったかと思うが、そういう検討はされたのか伺いたい。

それから、退職手当には国からの交付税措置があるのかどうか伺いたい。

(教職員課長)

A： 1点目、どのような経緯で把握したのかというところでございますが、支払担当課は当課でございます、当課におきまして、今年度異動してきた退職手当を担当する職員が、自分で所掌する各種事務の根拠規定などを一から確認していたところ、条例など現行の規定では、臨時的任用教員が調整額の支給の対象であることに気付いて発覚したところでございます。

2点目、遅延損害金につきましてですが、民法第415条では「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」という規定になっております。この規定に基づきまして、対象者に遅延損害金を支払うに当たりまして、対象者に請求権を行使していただく必要があると考えたところでございます。大変心苦しいところではございましたが、御本人の意思を確認するため、「請求する」、「請求しない」を選択していただくことにさせていただきました。

3点目、退職手当について交付税措置等がないのかという御質問でございます。退職手当については、地方交付税措置が行われております。

Q： 遅延損害金について、全員に補償すべきだという検討はしなかったということなのか。

(教職員課長)

A： 先程、民法の415条の規定によりまして「請求することができる」ということをお話させていただきましたが、この件につきましては、顧問弁護士の方とも何度も相談をさせていただきました、どのようなかたちであれば御本人に御納得いただけるかということを検討した結果として、このようなかたちを取らせていただいたというところでございます。

【第61号議案 令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)】

Q： 金融機関へ支払う事務手数料が当初の見込みを下回ったとあるが、事務手数料はどのような仕組みになっているのか伺う。また、なぜ見込みを下回ったのか伺う。

(財務課長)

A： 事務手数料の仕組みについてでございますが、本県の奨学金は、金融機関が貸与及び債権管理を実施し、県が金融機関へ手数料を支払う金融機関連携方式を採用しております。金融機関に支払う手数料の額につきましては、金融機関が貸与した奨学金の貸付残高に、市場金利を踏まえて決定する手数料率を乗じて算定している仕

組みとなっております。

今回、手数料が見込みを下回った理由でございますが、手数料は市場金利と貸与残高に応じて支払うものですが、市場金利に変動がなかったこと、貸与残高が見込みを下回ったことにより、手数料の額が見込みを下回ったものでございます。貸与残高が見込みを下回ったことにつきましては、様々な要因がございますが、世帯の経済状況の改善等により、奨学金を借りなくてもすむ世帯が増えたものと推測しております。

2. 所管事務調査

【新型コロナウイルス感染防止に係る対応等について】

Q： 新型コロナウイルス感染防止に係る対応について伺う。

御存知のとおり、国から、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業とするように要請があった。これを受けて県でも全ての県立中学校、高校を臨時休業にして、市町村教育委員会所管の小中学校も同様の臨時休業とするよう要請したと承知している。これによって、今週中には全ての市町村で臨時休業に入ると伺っている。併せて、小学校低学年、あるいは特別支援学級の児童生徒について、自宅に一人で待機することができない場合において、学校で受け入れるように要請をされたが、学校預かりをするケース、あるいは学童保育で預かるケースということで、対応が場所によって様々になっている現状ということも承知している。そこで、何点か伺う。

1点目、臨時休業が始まって一週間経って今見えている課題、今検討している課題、問題点があれば示してほしい。

2点目、市町村の中には学童保育を朝から開所してほしいとの要請があつて、朝からやっている所もあるが、日頃、学童保育を利用していない児童の中には、親が日中パートなどで家を空けなければならないといった家庭もあると思うが、そういったケースの受け入れはどうしているのか。また、学童保育を朝からやれというのは簡単だが、人がいないといった問題点もあると思う。また、人がいたとして、学童保育はずっと机に座って勉強させているわけではないので、感染をさせないということで学校を休業させているが、学童保育に人がたくさん集まると感染のリスクが高まってくると思う。学校で預かる場合も同じで、本会議でも聞いたが、どのように対応していこうと考えているのか伺う。

3点目、卒業式について。実施する場合の対応方法について、県から通知を出していると思うが、それについての対応状況はどうか。また、マスクや消毒液についても用意しろとのことだが、県が確保、または国に要請するのもいいと思うが、現場でそろえるというのは難しいと思うが、その対応状況はいかがか。

4点目、特別支援学校を開校しているが、これは関東近県で埼玉県だけである。

その理由については知事に答弁いただいたが、埼玉県の特別支援学校だけが開校しなければならない理由としては弱いと思った。

開校するという判断は、それはそれで良いと思うが、一番の目的は「感染をさせない」ということである。

感染させたくないと思えば、登校させたくないと思う家庭もあると思うが、それは把握しているのか。

私の周りにも子供を特別支援学校に通わせている保護者がいるが、「うちの学校だけやっていて大丈夫なのか」と、そういう声も聞いている。そういった不安に、県としてどう応えるのか。

5点目、3月いっぱい休みとなってしまい、その間に勉強しなければならないと思う。当然見込んでいた授業時間が下回ってしまうことになってしまいが、その際の期末試験や課程の修了、卒業の認定などへの影響はどうか。卒業する人以外に

ついて、内容の穴埋めをどのように行っていくのか。

(高校教育指導課長)

A： 1点目の臨時休業から5日経ち、見えてきた課題についてでございます。はじめに県立高校についてでございますが、学校からは主に教育指導面における課題が上がっております。具体的には、休業前に十分に示しきれなかった学習の課題等をどのように生徒に渡したらよいのか、また、学力に課題を抱える生徒に対する補習時間をどのように確保したらよいのかなどが上がっております。

(義務教育指導課長)

A： 指導面について、小中学校における課題を御答弁申し上げます。小中学校におきましても、今回の臨時休業措置が急な措置であったため、児童生徒が学習できていない内容について、どのように引継ぎや指導をするべきか、児童生徒に十分に示し切れていなかった家庭学習の課題をどのように渡すか、家庭学習の取組状況をどのように把握していくか、このような点について課題があると考えております。

(小中学校人事課長)

A： 2点目の児童の受入れについてお答えいたします。児童生徒が自宅で一人で過ごすことができない場合には、学校で受け入れるよう、各市町村教育委員会に要請してまいりました。その結果、さいたま市を除いた62市町村のうち60市町村で学校による受入れが行われています。

学校での受入れを行っていない2市町につきましては、一つは日ごろ学童保育を利用していない児童も含めて、学童保育での受け入れを行っているとのことです。

もう一つは、日頃、学童保育を利用している児童しか学童保育での受入れを行っておりませんが、必要に応じて児童の受入れが適切に行われるように要請をしているところです。また、学童保育の中でのことにつきましては、福祉部で行っております。

(義務教育指導課長)

A： 3点目、卒業式の件につきまして御答弁申し上げます。

卒業式の実施予定でございますが、3月5日時点で把握しているところでは、さいたま市を除く、県内62の市町村のうち58の自治体の実施する予定でございます。また、二つの自治体は式を行わずに卒業証書の授与は行う予定となっております。残りの2自治体は未定と聞いております。このような実施の可否につきましては、設置者が判断することとなっております。

県としては、感染拡大防止の観点から市町村立学校において卒業式を実施する場合には、必要最小限の実施とすること、また、万全の感染防止対策を講じた上で実施すべきことを市町村に要請しております。なお、県立の学校につきましては、全て実施予定でございます。

(保健体育課長)

A： 4点目、特別支援学校についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、感染を拡大させないということが最も大切なことです。

現在、島根県と本県の2県のみ特別支援学校を開校していますが、本県では、「感染防止の観点から欠席させる」と御家庭で判断をされた際には、子供たちに不利益が生じないように対応をさせていただいております。

なお、特別支援学校の方では、既にそのような柔軟な対応が行われております。

(特別支援教育課長)

A： 現在の特別支援学校の状況につきまして、御説明いたします。

3月2日から平常通りの授業をしておりますが、児童生徒の出席率としては、平均で83.1%、一番多いところでは97%以上のお子さんが通常通り登校している現状がございます。

先ほど、保健体育課長からもありましたが、感染を拡大させないということが大切でございますので、学校としての衛生管理とともに、保護者の団体であります埼特P連とも連携を図りまして、学校と保護者の両面で衛生管理について徹底していきたいと考えております。

現在、消毒用のアルコールあるいはマスクの確保についても、薬務課と連携を図りながら、可能な限り調達できるように調整しているところでございます。

(高校教育指導課長)

A： 5点目、今回の臨時休業に伴いまして、各学年の課程の修了や卒業認定に影響が出ないのか、また今後どのようなフォローを行っていくのかについての御質問にお答え申し上げます。

各学年の課程の修了、卒業の認定につきましては、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっております。総合的に判断するものであることから、大きな影響はないものと考えております。

特に高等学校につきましては、学年末考査を終了しているところも多くございます。3月中は、入学者選抜に係る業務のための休業日が複数日ございます。講演会や避難訓練などの特別活動を実施しているため、授業の回数はそれほど多くないと考えております。その中で通常であれば、3月の授業ではこれまでの振り返りだとか次年度の学習の準備を行っているところですが、これらにつきましては、4月以降に各学校が生徒の実態を考慮した上で補習などを実施する等、フォローをすることができると考えております。

(義務教育指導課長)

A： 授業時間が減ることの小中学校における影響につきまして御答弁申し上げます。

小中学校におきましては、当該学年で指導すべき内容のうち、未指導となる部分が生じた場合には、次年度の当初の授業で前の学年の未指導分を指導すること、あるいは、必要に応じて補充的な学習指導をすることが考えられます。未指導の状況につきましては、各学級によって、どのくらいの未指導内容があるのか異なりますので、この引継ぎが円滑に行われるように、県としては各学校が未指導分の状況を学級ごとに共有するためのフォーマットを作成し、今後、活用を促していきたいと考えております。児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように市町村と連携協力しながら適切に対応していきたいと考えております。

Q： 学童保育は福祉部の所管であるとのことだったが、今回は学校が休みになることによる学童保育のことであり、学校の敷地内で行っているものなので、所管が違うから分からないという姿勢はいかがなものかと。朝から学童保育がやっていないので、結局学校で預かるという事例も結構あると聞いている。あまり縦割りのことを言われても、感染は感染なので、しっかりと連絡を取って情報共有しないといけないのではないか。本日の新聞にも、学童は丸投げ、といった記事もあった。連携がとれていないのではないかと思いますので、その考え方について伺いたい。

高校の場合は、3月は授業をそれほどやらないので大丈夫だという答弁だったと思う。3年生は、授業はほとんどないと思うが、1、2年生は授業をしっかりやっていた記憶がある。これは義務教育も含めてだが、4月以降補習すればいいということだが、4月以降は4月以降でやらなければいけないこと、カリキュラムが決まっているわけなので、結局やらなかった分はどこかにしわ寄せが行くと思うので、そのところは休校している間にしっかり考えて、補習をやるのであればいつでもという時間を使ってやるとか、休みを削ってやっていかなくても間に合わないとか、要はこういうことが起きたからこの年は終わらなかったから仕方ないというこ

とがないようにしてほしい。それが子供たちのためだと思う。授業がないから大丈夫だということではなくて、しっかり考えていただきたい。

そのことについてもう一度伺う。

(教育長)

A : 学童保育との関連です。先程の諸井委員の御質問への受け取りが不十分であったと思いますが、学童保育の人が足りないことへの対応であるとか、大勢の子供が集まることで感染リスクが高まることへの対応ということだと受け止めましたので、福祉部であるとお答えいたしました。

現場レベルでは学校と学童保育が連携を取る、行政レベルでは教育委員会と福祉関係が連携を取るというのはおっしゃるとおりでございます。そもそも政府の要請は、学校を全部閉じるということでしたので、教育委員会としましては、それでは朝から学童保育をやっていたらよいのではと思ったのですが、実情を聞いてみますと、委員がおっしゃったように、すぐには人を用意できないなどの声を福祉部から聞き、学校でも受け入れることを可能にしようと決めたものであり、当初から福祉部とは連携を取っております。

現実問題として、学校でも児童生徒を受け入れていますし、一方で朝から学童保育で受け入れている所もありますし、また膨らんでいる部分もあると思います。国から通知が出ていまして、学童保育で人が足りない場合は、教員が学童保育を担当することも考えられるということでありました。学童保育の場所ですが、通常、教室は使っておりません。敷地内であっても、別の建物であったり、全く違う場所であったりとなっています。

元々、学童保育と教育委員会で行っている放課後子ども教室を一体的にやるといったケースもありますので、そういったことも含めて、学校の教室を使ってもいいとの通知も出ています。それを市町村教育委員会に周知していますし、現場でも連携できていると思っています。そういったことはできますが、感染リスクへの対応といった点につきましては福祉部で配慮いただきたいと思っております。

(高校教育指導課長)

A : 各学校へは、今回の臨時休業により、学業に著しい遅れが生じることがないように、可能な限り、家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じるよう配慮することという通知を出しております。これによりまして、各校では、必要に応じて適切に課題等を出して対応していることと認識しております。臨時休業中におきましても、生徒を個別に登校させて指導したり、クラスごとに時間をずらして課題を渡したり、ということにつきましては、感染症予防対策を十分した上で、実施してもよいと思っておりますので、各学校では、それぞれ工夫しながら対応しているものと認識しております。

(義務教育指導課長)

A : 休校に係る影響につきまして、義務教育段階の内容について御答弁させていただきます。休校によって次の学年に影響がでることは御指摘のとおりでございます。

教育内容は基本的に積み上げでございますので、来年度の初めのほうに指導することが考えられます。そのためには、どこかで授業時数を確保しなくてはなりません。その方針は固まっているわけではございませんが、例えば、土曜授業をするであるとか、夏季休業期間を一部削減し、そこを授業時数に充てるなど、そのようなことが考えられると思っております。他自治体を含め、動向を調べながら適切に対応していきたいと考えております。

Q : 先ほどの答弁であった60市町村で行っている受入れについて、受入れの活用状況はどれぐらいなのか。どれぐらいの生徒、何%がきているのか確認したい。また、その中でどのように過ごしているのかといったことも確認したい。

(小中学校人事課長)

A： 受入れの数等についてお答えします。これにつきましては現在調査を行っているところです。そのため数値等について今、お答えすることはできません。

(井上委員)

○： それではこの措置がどこまで続くか分からないが、各市町村の状況など、ある程度まとまった段階で文教委員にも報告いただきたい。(要望)

(松澤委員長)

○： 後で、資料等で報告するようにお願いします。

(秋山委員)

Q： 県の役割として把握を進めてほしい。

2点伺う。1点目、国会でも議論されていたが、各自治体の判断に委ねると言われている。教育長は一律休校と要請したが、各市町村の判断は尊重されるのか伺う。

2点目、非常勤講師の方の給与補償が心配であるので、その点について伺う。

(教育長)

A： 各自治体の判断についてお答えします。それぞれ設置者がきちんと判断するものなので、その判断を尊重します。日頃、心配なこともあると思いますので、御相談にはきちんと対応していきたいと考えています。

(県立学校人事課長)

A： 休校に伴う非常勤の給与保証についてでございます。

県立高校における非常勤講師につきましては、臨時休校の期間中、成績処理などの業務を行うための勤務がありますので、報酬等の支払はございます。また非常勤職員につきましては、職員同様に通常どおりの勤務ということになっております。

市町村立学校についても同様の取扱いとなっております。また県立の特別支援学校については休業とすることなく学校運営を行っておりますため、非常勤講師、非常勤職員については通常どおりの勤務となっております。

【認知機能の強化に関するフォローアップ教育について】

Q： 認知機能の強化と言われても何を指しているのか分かりにくいかもしれない。これは高齢者の認知症予防などの話ではなく、児童生徒の学校教育における話になる。

今回の質問は7万部のベストセラーになった「ケーキの切れない非行少年たち」という宮口幸治さんの書いた本を読んで、示唆を受け、教室の中で特別なフォローアップが必要な子供たちに、現在、必要な支援が行われてはいないのではないかと強く気付かされたことがきっかけである。

著者は精神科病院や医療少年院で長く治療経験を持つ児童精神科医であるが、医療少年院で認知行動療法による反省を促そうとしても、その前提となる認知機能に問題があると効果が望めず、反省以前の状態に陥っている子供たちがとても多くいることに気付いた。認知行動療法とは思考の歪みを修正することで適切な行為、思考、感情を増やし、不適切な思考、感情を減らすこと、対人関係のスキルの改善などを図る治療法を指すが、この前提となる認知機能に問題があると自分の思考パターンを認識することや相手のことを考えて行動の適切、不適切さを判断できなくなってしまう。

しかし、これらの問題を持つ子は医療少年院だけにいるわけではない。著者によれば、認知の機能に問題がある可能性があるのは軽度の知的障害、境界機能、発達

障害のある子供たちで普通の生活を送る上では特に変わった様子がみられるわけではないので、普通教室にいても忘れられがちな存在と指摘されている。しかし、軽度知的障害に該当するIQ70から85の子供たちは十数%に当たると言われており、決して少ない人数ではない。

この本のタイトルの「ケーキの切れない」であるが、これらの子供たちはケーキを3等分しなさいというお題に、こんな感じに、真っ直ぐに切った後に、横に切ってしまうとか、上の方から横に3つにしてしまうとか、そもそも、3等分ではなく縦にいくつにも切ってしまうとか、そのような答え方をしてしまう。また、(図を示しながら)このように複雑な図形を同じように写しなさいと言ったときに、かなり違う写し方しかできない。記憶して書くのは難しいかもしれないが、見ながらやっても、同じように写すことができない。このような特徴がある。図形をそのまま写すことができなければ、漢字が覚えられないことも想像できる。こうしたことは学習面にも問題が出て、自己肯定感を持ちにくくなったり、いじめに遭いやすくなって傷ついたりして育つことにつながる。認知機能は全ての学習の基礎になる。

また、対人関係でも認知機能は必要で、聞く力という認知能力が弱いと友達が何を話しているのか分からず、話についていけない。見る力が弱いと相手の表情や仕草を読めず、不適切な発言や行動をしてしまう。想像する力が弱いので、相手の立場が想像できず、相手を不快にさせてしまうということが起きてくる。子供たちが成長し、健やかな社会生活を送っていくようになる上で認知機能の強化は大変重要と考える。認知機能の向上にはワーキングメモリー、脳のメモ帳とも呼ばれる情報を一時的に保持する脳機能を増やす認知機能トレーニングが有効であるとも、この本の中では紹介されている。これは、勉強を簡単なものから教えればよいという方法ではない。具体的な実践方法は、この著者の推奨する方法以外でもよいが、こうしたワーキングメモリーを鍛えて、認知機能を強化することを支援する教育指導、支援が必要ではないかと思うので伺いたい。

小中高それぞれの現場において、本書が問題提起しているような認知機能の強化が必要とされる児童生徒がいるという認識はあるのか。

こうした認識がある場合、現在、どのような教育上の対応を行っているのか。

また、対応として認知機能を強化するトレーニングが必要だと思うが、彼らが社会に出て困らないような認知機能の強化が図れる強化方法を研究して指導すべきと思うが、いかがか。

(義務教育指導課長)

A：小中高のそれぞれの現場において認知機能の強化が必要とされる児童生徒がいるという認識があるのかという点につきまして、「認知機能」という学術用語に関しては、県内教員の間で広く認識されているわけではないと考えております。一方で、教員の視点からは、御指摘のような見る力、聞く力、想像する力が弱いという児童生徒が一定数いるという認識はあり、配慮をしていると考えております。

国や県で調査をしましたところ、厳密な医学的根拠に基づくものではございませんが、小中学校の通常の学級に在籍するなかでも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しております。国の調査では6.5%、県の調査では10.7%が特別な教育的支援を必要としているということでございました。こうした事柄も、市町村や学校へ説明する際に周知しているところでございます。こうしたことから、高校でも支援を必要とする生徒が一定程度在籍しているものと考えております。

現在、どのような教育上の対応を行っているのかにつきまして、新しい学習指導要領におきましては、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義につきまして十分に理解することは不可欠とされているところでございます。

小中学校では、学習の遅れがある児童生徒に対しては、補習をするなどして対応しております。また、県としても、全校の教員を集めた教育課程に関する説明会を開催する時に、各教科の指導の工夫について伝えております。例えば、「問題を解くとき、立体模型などの具体物を用いて、児童生徒が実際に手に取って動かしながら

ら考えることができるようにする」という指導を教員が児童生徒に行うことなどを伝えているところでございます。

(高校教育指導課長)

A： 高校では現在、教員を目指す大学生などを学習サポーターとして配置し、生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学習内容をしっかりと身に付けさせることで、将来の進路を実現できるように支援しているところでございます。

(義務教育指導課長)

A： 認知機能の強化を図るための教育方法の研究について御答弁申し上げます。認知機能を強化するためのトレーニングが必要というのは、御指摘のとおりであると考えております。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供に適した指導の在り方については、しっかりと研究していきたいと考えております。

県議会令和2年2月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

【審査事項】 文化の振興について

頁	説 明 内 容
---	---------

1～5	個性ある地域文化の振興について
-----	-----------------

【委員会の意見・提言】

頁	意見・提言の内容
---	----------

6	教育改革について
---	----------

6	グローバル人材の育成について
---	----------------

7	スポーツの振興について
---	-------------

7	文化の振興について
---	-----------

個性ある地域文化の振興について

資料

埼玉県文化芸術振興計画の施策体系

戦略1

県民誰もが生き生きと文化芸術活動ができる基盤の整備



(2ページ)

- ・埼玉県文化振興基金の活用による資金助成
- ・アーティストボランティアコンサート
- ・県立博物館施設における企画展等の開催
- ・楽しく学ぶ機会の充実

(文化振興課)
(文化振興課)
(文化資源課)
(文化資源課)

戦略2

埼玉らしさの発見と世界への情報発信



(3ページ)

- ・蜷川レガシーの継承と新たな展開
- ・童謡コンサート
- ・国指定文化財に指定・答申された県内の文化財
- ・埼玉県文化財保存活用大綱の策定
- ・#101匹の埼玉狛犬

(文化振興課)
(文化振興課)
(文化資源課)
(文化資源課)
(文化資源課)

戦略3

文化芸術の力で地域の活力づくり



(4ページ)

- ・下総院一音楽賞
- ・文化施設等と連携した地域の活性化

(文化振興課)
(文化資源課)

戦略4

文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援



(4ページ)

- ・学校へ出張講座
- ・文化部活動における取組
- ・文化芸術に触れる授業等の取組

(文化振興課)
(高校教育指導課)
(高校教育指導課)

戦略5

埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現



(5ページ)

- ・ゴールド・アーツ・クラブ成果発表
- ・オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業
- ・障害者ダンスチーム「ハンドルズ」公演
- ・埼玉県芸術文化祭2019

(文化振興課)
(文化振興課)
(障害者福祉推進課)
(文化資源課)

戦略1 県民誰もが生き生きと文化芸術活動ができる基盤の整備

【趣旨】埼玉県文化振興基金を活用し文化団体等の活動を支援するとともに、県立博物館施設において様々な企画展等を開催するなど、文化芸術に親しみやすい環境を提供する。

【取組内容】

1 埼玉県文化振興基金の活用による資金助成 (予算額 9,563千円)

埼玉県文化振興基金を昭和59年に設置し、県民の文化活動を資金的に支援。
(平成30年度末現在高:4億3,169万3,356円)

(1)活動成果サポート

アマチュア文化団体が、日頃の活動や練習の成果を広く県民に発表・公開する場合に助成。

- ・助成限度額 対象経費の1/2 (限度額20万円)
- ・交付決定額 387万円(24件)

(2)伝統芸能サポート

国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体が行う後継者育成や備品整備等に助成。

- ・助成限度額 定額(限度額20万円)
- ・交付決定額 262万円(16件)

(3)次世代未来サポート

子供を対象とした文化芸術の体験と鑑賞、文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的とした体験型の講座等に助成。

- ・助成限度額 定額(限度額20万円)
- ・交付決定額 245万円(14件)

(文化振興課)

2 アーティストボランティアコンサート (予算額 1,732千円)

ボランティアで演奏活動を行う音楽家と社会福祉施設等の橋渡しを行い、芸術鑑賞に出かけることが難しい施設に入所している方などを対象としたコンサートの開催を支援。

(令和2年1月末現在:248件)

(文化振興課)



浦和ギター・マンドリンクラブ
第40回記念定期演奏会



修繕を終えた獅子頭
(黒谷獅子舞保存会)



みにこん会・こども音楽ドットコム
(プロと楽しむこども音楽会)



アーティストボランティアコンサート

3 県立博物館施設における企画展等の開催

施設名	内容
歴史と民俗の博物館	特別展「子ども／おもちゃの博覧会」 令和元年10月12日(土)～令和元年11月24日(日) ほか
さきたま史跡の博物館	企画展「徹底解剖！埼玉古墳群」 令和元年9月14日(土)～令和元年11月14日(木) ほか
嵐山史跡の博物館	企画展「戦国大名は如何にして軍需を調達したか」 令和元年11月30日(土)～令和2年2月16日(日) ほか
近代美術館	企画展「ニューヨーク・アートシーン」 令和元年11月14日(木)～令和2年1月19日(日) ほか
自然の博物館	特別展「知って！埼玉 化石でたどる2000万年」 令和元年7月6日(土)～令和2年1月13日(月) ほか
文書館	企画展「埼玉の“ふみくら”ー古文書から日本の歴史を見るー」 令和元年6月25日(火)～令和元年9月1日(日) ほか
さいたま文学館	企画展「太宰治と埼玉の文豪展」 令和2年1月18日(土)～令和2年2月28日(金) ほか
川の博物館	特別展「根・子・ねずみ～ネズミワールドへようこそ～」 令和元年7月13日(土)～令和元年9月1日(日) ほか

(文化資源課)

4 楽しく学ぶ機会の充実

(1)川の博物館大水車竣工

(予算額 153,683千円)

平成29年度～令和元年度 3か年継続事業)老朽化した大水車を改修し、近隣の小中学生等参加による竣工記念式典や水車の改修に使用した木材の端材を活用した体験事業を実施。



川の博物館大水車竣工記念式典の様子

(2)もっと知りたい埼玉古墳群

埼玉古墳群の特別史跡指定答申を機に、近隣小中学校と連携し、謎解きゲーム「もっと知りたい埼玉古墳群」を実施。

(文化資源課)

戦略2 埼玉らしさの発見と世界への情報発信

【趣旨】 埼玉県が誇る彩の国さいたま芸術劇場の質の高い舞台芸術作品の提供のほか、童謡など埼玉文化に触れる機会の提供を行う。また、埼玉県に所在する国指定等の文化財を適切に保存するとともに、文化財への興味を喚起する取組等を通して次世代への確実な継承を図る。

【取組内容】

1 蜷川レガシーの継承と新たな展開 (予算額 107,515千円)
故蜷川幸雄彩の国さいたま芸術劇場芸術監督のレガシーを生かし、質の高い芸術作品を提供。

(1) 舞台作品の継承・発展

吉田鋼太郎 彩の国シェークスピア・シリーズ芸術監督による新作を公演。
・「ヘンリー八世」令和2年2月14日(金)～27日(木)全15公演

(2) 「創造する劇場」としての作品づくり

創造する劇場として「さいたまゴールド・シアター」「さいたまネクスト・シアター」を継承し新作を公演。
・「CITY」(ネクスト出演)令和元年5月18日(土)～26日(日)全10公演
・「蜷の綿」(ゴールド、ネクスト出演)
令和元年10月13日(日)～15日(火)全3公演
・「朝のライラック」(ネクスト出演)令和元年7月18日(木)～28日(日)全10公演



「ヘンリー八世」撮影：渡部孝弘



「朝のライラック」撮影：宮川舞子

(文化振興課)

2 童謡コンサート (予算額 1,922千円)

童謡のふるさと埼玉を広くPRし、次世代を担う子供たちに優れた童謡音楽を継承していくことを目的として、童謡コンサートを開催。

- ・開催日 令和元年7月28日(日)
- ・開催場所 熊谷文化創造館さくらめいと 太陽のホール
- ・出演 箏和くわく塾(熊谷市)、埼玉県警察音楽隊・カラーガード隊、谷本賢一郎(歌手)
- ・来場者数 1,000人



箏和くわく塾(熊谷市)



谷本賢一郎(歌手)

(文化振興課)

3 国指定文化財に指定・答申された県内の文化財

種別	名称	概要
特別史跡 (令和元年11月15日答申)	埼玉古墳群 (行田市)	我が国を代表する古墳群。埼玉県における特別史跡指定は今回初。
重要有形文化財 (令和元年 9月30日指定)	旧山崎家別邸 (川越市)	和風と洋風の生活様式が統合された近代和風建築。
史跡 (令和元年11月15日答申)	神明貝塚 (春日部市)	奥東京湾北部の汽水域に形成。縄文時代後期前半の馬蹄形貝塚を伴う遺跡。
史跡 (令和元年11月15日答申)	午王山遺跡 (和光市)	弥生時代後期を中心として150棟以上の竪穴建物と多重の環濠からなる遺跡。
重要有形民俗文化財 (令和2年 1月17日答申)	行田の足袋製造用具及び関係資料(行田市)	江戸末期から昭和期に至る足袋製造用具及び関係資料のコレクション。
重要有形民俗文化財 (令和2年 1月17日答申)	志木の田子山富士塚 (志木市)	明治5年に築造された高さ約8.7メートル、直径約30メートルの富士塚。

(文化資源課)

4 埼玉県文化財保存活用大綱の策定

全ての県民が地域の文化財に触れる機会を増やし、価値を知り地域に愛着と誇りを深めるとともに、地域社会全体での保存活用の促進を目指し、令和2年3月に策定。

(文化資源課)

5 #101匹の埼玉狛犬

若年層を中心に身近な文化財への興味を喚起するため、県内の狛犬の写真をSNSで募集、人気投票を実施。

- ・実施結果: 投稿数739件、投票総数95,970票
- ・関連企画: 県立高校生によるミニチュア狛犬の制作や地域の狛犬の取材・調査、芸術文化関係インフルエンサーと連携したSNS上の情報発信。



人気投票1位
三峯神社のオオカミ像

(文化資源課)

戦略3 文化芸術の力で地域の活力づくり

【趣旨】埼玉県出身の偉人など地域にある文化資源を活用し、文化芸術の力で地域活性化を図る。
県立博物館が地域の文化施設、各種団体等と連携し、様々な取組を行う。

【取組内容】

1 下總皖一音楽賞 (予算額 556千円)

日本近代音楽の基礎を作った下總皖一の業績を讃えて本県ゆかりのプロの音楽家を表彰。

令和元年度の受賞者は以下のとおり。



森谷 真理氏(声楽家、淑徳与野高等学校及び武蔵野音楽大学出身)

国内外で幅広く活躍するソプラノ歌手。国内外主要歌劇場のオペラで主演を務めるなど幅広く活躍。



松本 美和子氏

(声楽家、武蔵野音楽大学特任教授)

日本を代表するソプラノ歌手で音楽教育家。武蔵野音楽大学(入間校舎)では音楽教育に力を注ぎ、優秀な声楽家を多数輩出するなど本県音楽文化の向上に貢献。



下總皖一

(文化振興課)



スタンプラリーシート

2 文化施設等と連携した地域の活性化

(1) 歴史と民俗の博物館「ミュージアムヴィレッジ大宮公園」魅力アップ地域活動事業

歴史と民俗の博物館を含む近隣9施設による連携事業

○わくわくスタンプラリーの実施

・令和元年11月11日(月)～令和2年2月11日(火)

○多言語ガイドブックの配布

(2) 自然の博物館「カエデの森」ライトアップ

長瀬町観光協会主催の「長瀬紅葉まつり2019」との連携事業。自然の博物館の敷地内「カエデの森」に集められた、埼玉県に分布する多種多様なカエデのライトアップを実施。

・令和元年11月1日(金)～11月24日(日)



「カエデの森」ライトアップの様子

(文化資源課)

戦略4 文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援

【趣旨】小・中学校への出張講座、部活動などにより、次代を担う子供たちの文化芸術活動の機会の充実等により、文化の担い手となる人づくりを進める。

【取組内容】

1 学校へ出張講座 (予算額 3,646千円)

(1) ミート・ザ・ミュージック

小・中学校に若手の音楽家を派遣し、身近な距離で音楽を聴き、体験する楽しみを提供。

・令和元年9月～令和2年2月 6校で実施

(2) ミート・ザ・ダンス

中学校にプロのダンサー兼振付家を派遣し、身体を使って自己表現する楽しみを提供。

・令和元年10月～令和2年2月 4校で実施



ミート・ザ・ミュージック



ミート・ザ・ダンス(©matron2019)

(文化振興課)

2 文化部活動における取組 (予算額 12,635千円)

(1) 第36回 埼玉県高等学校総合文化祭の開催

・開催期間:平成31年4月～令和2年2月

(2) 第43回 全国高等学校総合文化祭(佐賀県)への派遣

・開催期間:令和元年7月27日(土)～8月1日(木)

・派遣生徒:410人

(高校教育指導課)



全国高等学校総合文化祭(パレード)

3 文化芸術に触れる授業等の取組

・芸術(音楽・美術・書道)の授業や総合的な学習(探究)の時間などにおいて文化芸術の鑑賞や、創造的な活動を行う機会を充実。

(高校教育指導課)

戦略5 埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現

【趣旨】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、多様な人たちが参加する埼玉県版文化プログラムを展開することにより、本県の文化芸術の振興を図る。

【取組内容】

1 ゴールド・アーツ・クラブ成果発表 (予算額 7,782千円)

高齢者が演劇に取り組む「ゴールド・アーツ・クラブ」による稽古成果を発表。

- ・開催日 令和元年12月21日(土)～12月22日(日)
- ・開催場所 彩の国さいたま芸術劇場
- ・来場者数 643人 (文化振興課)



ゴールド・アーツ・クラブ成果発表(撮影:宮川舞子)

2 オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業 (予算額 14,035千円)

ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を盛り上げる文化事業に助成。

(1) 地域リーディングプログラム部門

- ・助成限度額 対象経費の2/3(限度額300万円)
- ・交付決定額 1,100万円(4件)

(2) 地域彩りプログラム部門

- ・助成限度額 対象経費の2/3(限度額20万円)
- ・交付決定額 240万円(12件)

(文化振興課)

3 障害者ダンスチーム「ハンドルズ」公演

『こんどはね ボクのおごりで 出かけよう』 (予算額 9,040千円)

近藤良平氏の演出・構成・振付による不思議で愉快的個性あふれるダンス公演。国内を代表するダンス集団コンドルズのメンバーや県内高校生と共演。

- ・開催日 令和元年12月1日(日)
- ・開催場所 彩の国さいたま芸術劇場小ホール
- ・来場者数 254人
- ・公開リハーサル、公開稽古等 17回(参加者数 延べ726人)



ハンドルズ公演 ©HARU

[ハンドルズが出演したその他のイベント]

①東京2020公認プログラム 渋谷フレンドシップフェスティバル

主催:NHK、開催日:令和元年8月25日(日)、来場者数:約800人

②ハンドルズ千葉公演

主催:(公財)千葉県文化振興財団、開催日:令和2年1月26日(日)、来場者数:135人

③東京2020大会・日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル

主催:文化庁など、開催日:令和2年2月8日(土)、来場者数:216人

(障害者福祉推進課)

4 埼玉県芸術文化祭2019 (予算額 15,108千円)

(1) 地域文化事業

市町村や文化団体が主体となり、伝統芸能、音楽コンサート、美術展覧会など地域に密着した多彩な事業を実施。

- ・開催期間 令和元年8月～12月
- ・参加団体 49団体(18市町、31団体)



小鹿野町の「歌舞伎・郷土芸能祭」

(2) 第69回埼玉県美術展覧会(県展)

日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門の作品を公募し、展覧会を開催。

- ・開期 令和元年5月28日(火)～6月19日(水)
- ・会場 埼玉県立近代美術館
- ・出品者数 3,201人
- ・出品点数 3,861点
- ・観覧者数 28,726人



県展会場の様子

(3) 埼玉県芸術文化祭30周年記念「芸術文化ふれあい交流フェア」

埼玉県芸術文化祭30周年を記念した、様々な文化芸術を鑑賞、体験できるイベント。イベントの中で、埼玉県芸術文化祭30周年記念シンポジウム「未来へ種をまく。ー芸術文化の役割を考えるー」を実施。

- ・開催日 令和元年11月24日(日)
- ・会場 ソニックシティ展示場、イベント広場、鐘塚公園
- ・参加協力 27団体
- ・参加者 8,009人



茶道体験のワークショップ



フィナーレ(舞踊と合唱)



30周年記念シンポジウム

(文化資源課)

令和元年度 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 意見・提言

1 教育改革について

- (1) 家庭教育を一層推進し、学力向上につなげること。
- (2) 海外への留学希望者が少ない中、自国をアピールしたい、海外で見聞を広めたいという向学心を持たせる教育の徹底に努めること。
- (3) 伝統と文化を尊重する教育を推進すること。
- (4) 特別支援学校卒業後の生徒の就職については、個々の能力を生かせるような、多様な就職先の確保に取り組むこと。
- (5) 就職する生徒も多くいる現状を考慮し、高校生のスキルアップのための支援を充実させること。
- (6) 「チームぴかぴか」の拠点の拡充を進めること。
- (7) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、これまでの取組を検証し、今後の取組を深めるための指標等について研究すること。

2 グローバル人材の育成について

- (1) グローバル人材育成センター埼玉における無料職業紹介について、県内企業への就職内定件数を増やすよう努めること。
- (2) 学校独自の企画による海外大学や高校等への短期派遣の際には、改めて、留学する生徒に対して、我が国の歴史教育、国旗・国歌教育を行うこと。
- (3) スーパーグローバルハイスクール指定校において、海外派遣や交流等の際には、我が国の歴史教育、国旗・国歌教育を行うこと。
- (4) グローバル人材育成向上のための方針を明確にし、定量的な目標を設定すること。
- (5) 小学校教員の英語教育能力の向上のため、集中研修を拡充すること。
- (6) 「埼玉発世界行き」奨学金は、年2回の募集を行うこと。

3 スポーツの振興について

東京2020オリンピックに埼玉県から100人出場する目標の達成に向け、更なる研究と努力を行うこと。

4 文化の振興について

埼玉古墳群が特別史跡に指定された今がチャンスと捉え、埼玉の誇りある文化、歴史遺産を強く発信することを、今後しっかりと予算をかけて進めていくこと。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 質疑・質問事項

議事堂 2 階 第 1 委員会室
令和 2 年 3 月 1 0 日（火）
1 0 : 0 0 開会～1 1 : 0 0 閉会

【個性ある地域文化の振興について】

Q： この中で、やはり行田市というのは結構色々出ていて、もちろん、さきたま史跡の博物館もありまして、日本遺産にも認定されて、これは埼玉県で初でもありますし、今回重要有形民俗文化財で足袋にも光が当たっている。この流れの中で、県としてはどのように活かしていくのか、予算もこれにはついていない、ということもあるが、具体的にどう活かしていくのかをお聞かせ願いたい。

（文化資源課長）

A： 埼玉古墳群は、本日正式に特別史跡となり、もう一つの足袋については現在答申をいただいているところです。行田については、大変多くの貴重な文化財があると認識しています。一方で、文化財については、非常に地域を元気にする力がある、というような認識は私どもにもありますし、この4月に施行されました改正文化財保護法におきましても、そうした文化財の持てる力を活用する、という点におきましては、文化財が持っている力で地域を元気にする、あるいは観光客を呼んでくる、など色々な力があるということは、保護法の改正の中でも言われております。

委員がおっしゃいますように、行田につきましては、埼玉古墳群、足袋という貴重な資源がございます。そのようなものを活用して、地域の方とともに、どのような文化財を活用した、地域を元気にする取組ができるか、マンパワーにはなりませんけれども、取り組んでまいりたいと思っております。

Q： マンパワーということで、期待をしたいというところではあるが、来ていただいた方は分かると思うが、これからオリンピックもある中で、行田市に来て、食事をする所もないし、お土産を買う所もないし、古墳があるだけ、という状況が行田市ではずっと問題視されている。その辺りも含めて、県の方でも、来ていただいた方がまた来たいと思えるような計画を立ててくれるとありがたいと思うが、その辺、何か考えがあるか、教えてほしい。

（文化資源課長）

A： 一度に全部を変える、ということは難しいと思っております。ただ、先ほど申し上げました、マンパワーで実施をする事業の中で、例えば、地域の方と一緒に古墳グッズの開発をしたり、地域のお菓子を作ったり、パッケージに埼玉古墳群の写真を貼ったり、色々な取組を地道に繰り返していくことによって、地域の方も古墳、文化財を使って地域を盛り上げていくというような機運を作れるでしょうし、私どもも専門的な見地などを活用して、同伴するとともに、後ろからしっかり、サポートをしてまいりたいと存じます。

Q： 後は、次世代に継承していく、ということも、戦略の中にあるが、その辺の考えもあれば、教えてほしい。

（文化資源課長）

A： 現在「博学連携」という考え方におきまして、博物館と学校の連携、というような

取組も実施しております。その中で、行田の小・中学校の生徒が、その事業の中に参画をして、行田にある様々な地域の資源について、学校の授業の中で学んで、それを地域に還元していく、例えば、学んだ内容で、博物館の展示の解説を一般の方に行う、というようなことを実施しております。

また、先ほど説明の中でも少し申し上げましたが、資料2ページで、一番下に「もっと知りたい 埼玉古墳群」という項目があるかと思えます。そちらは「なぞ解きゲーム」というものを、当課で開発しました。ミッションを示して、古墳を全部回らなければ解けないようなミッションを「なぞ解きゲーム」として実施しています。そこに小中学生が参加をして、必ず古墳を歩いて回らなければミッションが解けないようなものを作って、子供たちにしっかりと地域の魅力を理解していただけるような取組も、引き続き実施していきたいと思っております。

Q： 戦略2の蜷川レガシーの継承と新たな展開について、1億751万5,000円、1億を超える金額がかかっているが、大まかな内訳を教えてください。

(文化振興課長)

A： この蜷川レガシーの継承は、蜷川さんが残した取組を支援するもので、合計で1億円ちょっとの予算がついておりますが、おおむね、シェイクスピアシリーズの制作に半分程度掛かっております。

残りで、CITY、蜷の綿、朝のライラック等の制作に要しております。

Q： 101匹の埼玉狛犬。何で狛犬なのか教えてください。

(文化資源課長)

A： なぜ狛犬をテーマにしたのか、ということですが、狛犬は、県内全域で、誰でも見られる身近な場所にあります。造形的にも非常に面白い狛犬もあります。中には犬でないものもありまして、若い世代をターゲットにした取組でありますことから、写真に撮って、SNSに上げていくと、非常に「インスタ映え」がするというようなことで、評判を呼んだところでした。そのような、興味を喚起させるようなことで、かつ、地理的にも、色々なところに狛犬はありますので、狛犬を選んだ、ということでした。

Q： 半分以上が制作費に掛かるということだが、後でいいので制作費の中はどのような振り分けになっているのか、内訳を教えてください。後で個々の話でいい。

O： 後で、資料等で報告するようにお願いします。

Q： 狛犬というと神社仏閣にあるようなイメージで、インスタ映えするというのも分かるが、なぜ狛犬なのか、他にもインスタ映えするようなものがあると思うが、狛犬ではない、他のものは例に挙げられなかったのか。

(文化資源課長)

A： 狛犬につきましては、先ほど申し上げたように、インスタ映えをするというような、キャッチーなテーマであったということ以外にも、例えば、地域の方に大切にされて、氏子や商人・町人などの庶民からの寄進が主流である、というような歴史的、社会的な背景なども踏まえまして、テーマに選びました。また、狛犬にするかどうかという検討の中で、他のテーマも挙がってきたりした訳ですけれども、今申し上げたような理由で狛犬を選んだところでした。

毎年このような取組は続けていきたいと思っております。来年度は巨樹、大きな木、ですね、これをテーマに実施をして、少し自然の部分にもフォーカスしていくような取組にしたいと思っております。

Q： 3点質問したい。まず初めにこちらの資料について、それぞれの取組については予算が出ているが、全体的な予算についてはどうなっているのか。国の方では文化芸術基本法が制定されてから20年ぐらいたつが、ほぼ毎年予算が増額されている中で、県として、予算がどのような推移になっているのか、方向性を教えてもらいたい。

(文化振興課長)

A： 予算の推移でございますが、年度により施設の改修工事を行うこともあり、若干の変動がございますが、教育委員会も含めた県の文化事業予算は、平成23年度が約29億、24年度が約30億、平成25年が約29億、大体29億円で推移しており、28年度に32億円、令和元年度は31億となっています。

オリンピックに向けて文化プログラムを実施するとか、そのときどきによって必要な予算を要求し、増減はあるが、予算は大体29億、30億程度で推移しております。

Q： 資料2ページ右下の、川の博物館についてだが、私の地元の川口からも利用されている方がいて、非常に評判も良い施設である。今回の大水車改修に至った理由について、教えていただきたい。

(文化資源課長)

A： 川の博物館の大水車が改修に至った経緯でございますが、大水車につきましては、老朽化によって木材にゆがみが生じて、水輪のスムーズな回転などが障害をされて、危険性があったということで、この度改修に至ったというところでございます。

Q： 資料4ページ目の右側、戦略4の埼玉県高等学校総合文化祭はどのような大会なのか、参加者数、大会の目的、また、次世代の育成について言われているが、大会によってどのように育成につなげていくのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： 埼玉県高等学校総合文化祭についてお答え申し上げます。

埼玉県高等学校文化連盟に加盟する書道やかるた、吹奏楽など18の専門部会が1年の間に、それぞれ日頃の活動の成果を発表しております。令和元年度には、6月に開会式と全国高等学校総合文化祭の壮行会を開催しました。具体的には、合唱や吹奏楽の部会などは各地区で音楽祭を開催したり、書道部会は近代美術館で高校書道展を開催したりしております。囲碁やかるたのように大会を開催している部門もでございます。

Q： 川の博物館については、昨年台風19号で被害があったと聞いている。非常に評判の良い施設でもあり心配もするわけだが、被害額や復旧の状況について教えてほしい。

(文化資源課長)

A： 川の博物館の被害の状況と現在の復旧の進捗状況をお答え申し上げます。一つは、被害の状況ですけれども、金額的には出しておりませんが、仮オープンを11月14日からしています。観覧者数としては、昨年度の同時期と比較しまして、92.7%、というように落ち込んでいます。

一方で、マスコミ等に取り上げられた効果だと思っておりますが、有料の入館者が増加しており、こちらは25%増ということになっておりますので、予算的な部分での落ち込みは思ったよりも少ないのかな、と思っております。ただ、お越しいただく人数は相対的に減っている、というのは一番の大きな被害であると思っております。

もう一つ、復旧に向けてですが、現在、駐車場ですとか、比較的早めに対処できる部分につきましては、早めに復旧を進めているところです。一方で、電気施設の修繕

ですとか、多くの小さいお子さんが利用していただいている「わくわくランド」というところがあるのですが、そちらにつきましては、工事に関して少し時間を頂いているところです。「わくわくランド」は夏場に多くのお子さんが来ていただくところですので、夏に間に合うように、今努力をしているところです。

(財務課長)

A： 被害額について補足をさせていただきます。被害額そのものではありませんが、昨年の12月に復旧の経費をお認めいただきました。金額が3億6,300万円ほどでございます。これに既定経費等も活用しながら、早急な復旧に向けて努力をしていきたいと思っております。

Q： 埼玉県高等学校総合文化祭について、この大会をやることによって、どのような人材育成、次の時代を担う人材を育てていくのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： 先ほどの御質問の参加人数についてお答え申し上げます。高等学校文化連盟に加盟している学校は190校あり、そのうち県立高校は139校、加盟生徒数は、27,920人、そのうち県立高校は19,880人となっております。

次に、活動の成果、どのように人材育成につなげていくかについてでございますが、それぞれの活動が全国高等学校総合文化祭につながっております。今年度の成果は、新聞部門で不動岡高校が最優秀賞、自然科学部門で浦和高校が最優秀賞、書道部門で大宮光陵高校が文化庁長官賞等受賞しているところです。このような様々な大会を通して、生徒たちが日頃の成果を発表し、お互いに認め合ったり、切磋琢磨しながら、より一層文化について理解を深めることで、高校生の健全な育成につなげております。

Q： 2ページの文化振興基金の活用による資金助成について、三つに分かれて交付しているが、予算の956万3,000円の根拠、なぜこの金額に決めているのか。もう1点、交付を決定する基準について教えてもらいたい。

(文化振興課長)

A： 文化振興基金助成事業の予算の根拠でございますが、毎年900万円ぐらいの予算で実施しております。一つ基本的な考え方は、財源は文化振興基金が原資となっておりますので、運用益が減少していることもありますし、基金の残高が減少傾向にありますので、長く多くの団体に助成していきたいという考えで予算額を考えております。三つのメニューでおおむね60件程度の助成ができるぐらいの予算を要求しております。

採択の基準でございますが、応募を頂いた後、外部の専門家による審査委員会で、厳密に審査しております。審査の基準としては、「実現性」、確実に実行できるか、「事業内容」、県が補助するのにふさわしい内容か、「経費の適正さ」、適正な経費で実施されるか、「事業効果」、今後の継続・発展が期待できるか、この4点を基本に審査を行って、採択を決めております。

Q： 指定を受けた文化財について、今後の保存と活用をどのように考えていくのを教えていただきたい。

それから、今後、国指定の文化財に指定・答申されていく可能性のある文化財はどれぐらいの数があると考えているのか、教えていただきたい。

(文化資源課長)

A： 今回6件の文化財が指定・答申された訳ですが、その保存と活用についてどのように考えているのか、お答え申し上げます。基本的には、県全体の保存・活用の在り方

については、「埼玉県文化財保存活用大綱」現在はまだ案ですが、そちらで埼玉県にある文化財全体の保存・活用の大きな方向性を示しているところです。各市町村、地域は、この大綱を受けて、地域計画というものを作っていくこととなります。

一つ一つの指定文化財をどのように活用していくのかについては、まず地域がその文化財をどのように活用していくのか、ということその計画の中にしっかりと盛り込んでいくことが必要になると考えておりますし、また、私どもはその計画を策定するに当たりますと、学術的な部分ですとか、市町村によっては学芸員の数が少ないところもありますので、そういったところにサポートをしていく、というようなことを実施していきたいと考えております。

2点目ですが、現在、国の文化財に指定・登録される予定のものはいかがか、という御質問でしたが、国の指定につきましては、県におきましてはどのような動きになっているのか、通常は把握しておりません。国の方は調査をして、指定をしてくるものですので、こちらについては、県としては分からない、というところです。

Q： 埼玉県文化振興基金の活用による資金助成だが、長く広くという考え方は分かるが、文化振興そのものは、文化芸術に触れる、または従事する人を増やすという大前提に立てられているが、この考え方だけでは若干の不足があると思う。財源になる文化振興基金の問題もあるということだが、他の財源も考えながら、資金助成による文化振興が成り立つのではないか。

(文化振興課長)

A： もっと予算を多く用意して、多くの方が活用できるようにということでございますが、文化振興基金は限りがあることから有効に使わなければならないということが前提でございますが、今後、文化団体などの意見、考え方、要望などを把握しながら、どのように年間の助成を配分していくかを検討していきたいと思っております。

オリンピックに向けて文化プログラムの認証を受けた事業が県内には多くあります。オリンピックまでの期間限定ではあるが、文化プログラムの認証を受けた事業への助成も行っています。

現状では、文化振興基金を活用した助成にプラスとして、オリンピックを盛り上げるための文化プログラムの助成がありますので、更に多くの方に助成できている状況ではあります。

Q： 国指定文化財の保護については把握がないということだが、国が何を考えているのか分からない、というのは理解できるが、県としてやはり、県の中に存在している、価値のある文化財については把握しておく必要があるのではないか。そのようなものについて、把握をする考えがあるかないか聞きたい。

(文化資源課長)

A： 国の文化財の指定についてですが、現在、県の指定文化財につきまして、694件ございます。こういったものの中から国指定にランクアップしていくものがあると大変私どもも嬉しい、と考えています。

また、国の調査官などが埼玉県を訪れて、埼玉県の文化財について案内してほしいですとか、そのような話を頂くことがよくあります。それがどのような理由なのか、何のためにお越しいただくのかについては、私どもはよく分からないのですが、そういった際にしっかりと、文化庁の担当官に埼玉県の文化財の魅力なども伝えてまいりたいと思っております。

Q： 5ページの埼玉芸術文化祭について、予算が1,510万8,000円とあるが、事業が3件に分かれており、その内訳を教えてください。

(文化資源課長)

A： 概数で申し上げさせていただきます。地域文化事業につきましては、約150万円。県展につきましては、700万円でございます。こちらの資料には記載がございませんが、文化団体とのイベントマッチング事業を新しく始めるようになりまして、そちらの事業が174万円。それ以外にも、こちらの資料には記載がありませんが、芸術文化ふれあい事業という子供たちに芸術家を派遣する事業がございまして、そちらが200万円などとなっております。

Q： **教育長に伺う。私自身若かりし頃、青年会議所という町づくりをする団体に所属していたが、その時に町・地域、ここでは埼玉県という大きな地域になるが、発展していくためには、「若者、ばか者、よそ者」という方たち3人の力が必要だという話を聞いた。若者は情熱であったり、ばか者は一生懸命がむしゃらに関わらせて、そして外から見た方の知恵というものが必要不可欠であると思っている。**

総論の話になるが、埼玉県の文化全体を外の目で御覧になったときの、埼玉県の文化全体のポテンシャルをどう感じているのか。その上で、この文化を通して、埼玉県の発展というものがどうなるのか、その可能性について思いがあればお話を伺いたい。

(教育長)

A： 御質問ありがとうございます。まずポテンシャルですが、劇場も、ミュージアム施設は昔からたくさんありますし、図書館も複数あります。あと文化財とか、様々な県民の活動というのは非常に豊かにあると思います。ただ、豊かにあるものを、県民御自身がそれほどすごいことだとは思ってはいらっしゃらないようなところは見受けられました。「翔んで埼玉」ではないけれども、なんとなく自分たちで地味なんじゃないかと思っていらっしゃるところがあるのかな、と感じています。あと、特に若い世代を中心に東京へ出て行きやすいという地理的状況があるので、大都会の方に目が向いてしまうところはあるのかなと思います。

それを、私としては地元に戻したいという思いがございまして、今日の資料には出ていませんが、地域の魅力を、もっと若者も含めて見直していくということで、「地域学」のようなものを作ってはどうかという提案をしています。これは、「学校地域WIN-WINプロジェクト」という別の事業の中から出てきていますけれども、「おがわ学」という、小川地域の、和紙だけではなく良い文化がたくさんありますが、例えば、最近のアニメの聖地がございまして。そういった古い伝統的なものから、現在、将来のものも含めて「おがわ学」というものを作ってはどうかという、持ち掛けをいたしまして、それが走り出しているところです。

さらに、先ほど、行田の御質問がございましたけれども、行田も「おがわ学」のことを聞いて、「ぎょうだ学」というのを小・中・高、大人も含めて作りたいということをおっしゃっていますので、そういう地域ごとに、市町村単位やもっと小さい単位でその地域を見直そうという動きが少しずつ出てきています。そこから、もっと埼玉の魅力発信ということが出てくるのではないかというふうに思っています。

さらに、先ほど狛犬の御質問がありましたけれども、今まで気が付いていないものもたくさんあると思っています。気が付いていないものも、それはよそ者の目も必要かと思いますが、やはり地元の人たち自身が、気が付くということが大事だと思っております。地元の人たちに、お金を掛けないで気が付いてもらえるような仕組みとして、インスタを使って、そのような資源を発掘するという手法も開発しました。それは、先ほど巨樹に展開するという話がありましたけれども、色々なものに使えると思います。

県内だけでなく民間でもできると思いますし、そういったことを県主催だけではなく、色々な人がやり始める。狛犬については、本を作っただけということで、予算ゼロで始めた事業ですけれども、色々な方の力を借りることによってどんどん波

及していく。そういう波及効果が出てくれば、より埼玉県民が自分自身で埼玉の魅力を発見して、色々な人がそれに寄ってたかってきて、そして、それをすごいなと思った他の地域の人たちが埼玉県に入っていくという将来像を私は描いて、いくつかの仕掛けをしてまいりました。

これからも何らかの形で関わっていきたいというふうに考えています。

【意見・提言について】

- **埼玉古墳群が特別史跡に指定された今がチャンスと捉え、埼玉の誇りある文化、歴史遺産を強く発信することを、今後しっかりと予算を掛けて進めていくこと。**

県議会令和2年2月定例会 予算特別委員会 (付託議案)

【付託議案】

頁		説 明 内 容	議決結果
1~47	第 1 号議案	令和2年度埼玉県一般会計予算	可 決
	第 1 4 号議案	令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業 特別会計予算	可 決

令和2年度当初予算

歳出予算の事業概要

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	1 教育委員会費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教育委員経費		16,451 (15,995)	一般財源 16,451	教育委員報酬等 教育委員 5人	13,960
				全国都道府県教育委員会連合会負担金等	2,491

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
特別職給与費	19,390 (18,384)	一般財源 19,390	教育長給与費 1人		
一般職給与費	6,072,845 (3,624,950)	国庫支出金 317,481 諸収入 121,881 一般財源 5,633,483	教育局等職員給与費 ・一般職員（会計年度任用職員除く） 386人 ・会計年度任用職員 2,379人 計 2,765人		
事務局経費	516,791 (738,518)	一般財源 516,791	教育局及び教育機関の経常経費 385,034 教育局一般庁費 17,192 秘書業務等委託費 10,763 障害者雇用推進事業費 5,888 教育電子県庁推進事業費 95,945 教育情報セキュリティ推進事業費 1,969		
教育関係表彰費	1,934 (1,980)	一般財源 1,934	教育関係表彰費 ・教育功労者及び優良教育施設・団体表彰 ・永年勤続退職者感謝状贈呈 ・児童生徒学業優秀善行表彰		
教育情報番組制作放送費	7,938 (7,938)	一般財源 7,938	教育情報番組制作放送事業費		

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教育行政企画費	26,606 (15,414)	国庫支出金 3,267 一般財源 23,339	教育行政企画費 990 ・教育委員会の事務に関する点検評価の実施 ・都道府県教育長協議会経費 ・総合教育会議の開催 高等学校教育事業管理費 2,485 ・協議会及び研修会の開催 県立学校教職員負担軽減検討事業費 18,415 ・勤務管理システムの維持・活用 県立学校オリンピック・パラリンピック教育 推進事業費 3,267 ・県立学校におけるオリンピック・ パラリンピック教育の実践・普及 学校問題解決のためのスクールロイヤー 活用事業費 1,449
教育調査統計費	497 (1,213)	一般財源 497	教育統計調査の実施
公立文教施設指導費	1,425 (2,341)	国庫支出金 1,425	公立文教施設整備指導事務費
学校教育改革推進費	6,697 (12,559)	国庫支出金 1,473 一般財源 5,224	魅力ある県立学校づくり推進費 576 ・県立学校の活性化・特色化の検討・推進 ・専門高校拠点校（スーパーキャリア ハイスクール）の設置に向けた検討 地域に開かれた学校づくり推進事業費 4,074 ・県立学校教職員の人事評価の実施 ・県立学校の第三者評価の実施 ・県立学校への学校評議員の配置 ・県立学校のコミュニティ・スクールの導入 学校と地域の未来を創ろう！プロジェクト費 1,237 ・地域との協働による学びの充実と 地域活性化に取り組むモデル事業の実施 学校地域WIN-WINプロジェクト費 810 ・学校と地域のマッチングによる学びの充実 及び学校の力を地域に生かす取組の推進

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	3 教職員人事費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教職員人事事務費	37,978 (50,824)	使用料及び 手数料 7 諸収入 510 一般財源 37,461	教員採用選考試験事業費 22,376 雇入時健康診断費 4,840 埼玉ティーチャーズカレッジ連携事業費 10,762 ・埼玉教員養成セミナーの開催		
公務災害補償基金負担金	291,281 (272,185)	一般財源 291,281	負担率 義務教育職員 1.05 1000 その他の職員 1.0165 1000		
教職員給与等管理事務費	77,684 (96,029)	使用料及び 手数料 52,269 一般財源 25,415	給与等事務費 10,882 教育職員免許事業費 10,353 小中学校県費事務（給与・報酬）システム 推進事業費 56,449		
教職員退職手当	33,139,102 (36,290,284)	一般財源 33,139,102	教育関係職員退職手当 定年 1,209人 勸奨 190人 その他 2,501人 計 3,900人		
教職員住宅等管理費	46,574 (37,889)	財産収入 86,581 県債 12,000 一般財源 △52,007	教職員住宅等管理費 ・教職員住宅の維持管理 26住宅・32棟 ・廃止教職員住宅の利活用の推進 解体設計 3住宅		
教職員厚生費	340,386 (340,386)	一般財源 340,386	公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助		

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教職員人事給与情報 管理システム推進費	11,074 (18,626)	一般財源 11,074	教職員人事給与情報システム推進事業費
県立学校総務事務 システム推進費	195,465 (265,967)	一般財源 195,465	県立学校総務事務システム推進事業費
義務教育学校管理指導費	4,928 (8,961)	一般財源 4,928	学校管理指導事業費
外部人材配置費	99,934 (866,798)	国庫支出金 32,420 一般財源 67,514	市町村立小中学校外部人材配置事業費 ・スクール・サポート・スタッフを配置する 市町村への補助

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	4 教育連絡調整費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
被災児童生徒就学等支援費		21,372 (26,463)	国庫支出金 21,372	被災児童生徒就学等支援事業費 ・被災児童生徒へ就学援助費を支給する市町村への補助	
教育課程推進費		13,208 (12,432)	国庫支出金 1,560 一般財源 11,648	小中学校等教育課程研究事業費 6,756 ・小中学校教育課程地区説明会等の開催 高等学校教育課程研究事業費 6,452 ・高等学校教育課程研究協議会等の開催 ・教育研究団体事業費補助及び研究大会補助	
国際理解教育推進費		116,288 (452,863)	国庫支出金 36,623 諸収入 250 一般財源 79,415	県立高校グローバル教育総合推進事業費 85,853 ・高度な英語力の育成に向けた教員研修の実施 ・語学指導等におけるALT等の活用 ・高校生及び教員の海外派遣 ・オリンピック・パラリンピックに向けた国際理解教育の実施 ・高校生留学促進事業の実施 スーパーグローバルハイスクール事業費 30,119 ・大学等と連携したグローバルリーダー育成のカリキュラムの研究及び実践 帰国児童生徒等への教育充実・サポート事業費 316 ・帰国・外国人児童生徒及び保護者への相談対応等の実施 ・日本語指導研修会の実施	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教員研修費	13,485 (10,656)	国庫支出金 1,572 一般財源 11,913	教職大学院派遣研修事業費 2,702 幼稚園教育振興・充実事業費 7,636 ・幼稚園新規採用教員研修の実施 ・3年経験者研修の実施 ・主任教諭等研究協議会の開催 ・幼稚園への指導者の派遣 ・幼稚園で行う預かり保育への支援 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状 取得等支援事業費 3,147 ・認定こども園移行に必要な免許状取得 及び免許状更新に係る経費の補助

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
指導内容研究推進費	301,178 (333,003)	国庫支出金 22,385 諸収入 1,065 一般財源 277,728	<p>学力・学習状況調査実施事業費 219,842</p> <p>良い授業を見つけ！広めて！学力UP事業費 9,975</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に効果的な授業改善の推進 ・教員研修用映像資料の配信 ・大学教授等による訪問指導の実施 <p>AIを活用した学びの実践研究事業費 59,731</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力・学習状況調査結果等のデータとAIを活用した個に応じた指導の実践研究 <p>小中学校英語教育推進事業費 9,019</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語指導力養成研修の実施 ・英語の指導力向上のための研究 <p>情報活用能力育成推進事業費 888</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の育成に係る実践研究 <p>理科教育振興・支援事業費 1,420</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科学の甲子園ジュニア」県予選会の実施 <p>指導行政推進事業費 303</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指導の重点・努力点」の刊行等

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
地方産業教育審議会費	381 (381)	一般財源 381	県地方産業教育審議会の開催 委員15人 年3回
進路指導推進費	67,125 (62,318)	使用料及び 手数料 16,060 国庫支出金 11,920 一般財源 39,145	<p>県立高校キャリア教育総合推進事業費 13,468</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材を活用したキャリア教育の実施 <p>職業人材を育成する専門高校活性化事業費 49,265</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業等と連携した実践的な職業教育の実施 ・全国産業教育フェア埼玉大会準備経費 <p>高校生の「農力」育成強化プロジェクト費 4,392</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校におけるGAPの実践・GAP認証の取得 ・農業高校と地元企業との連携による地域特産品開発に向けた研究

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
指導内容充実費	108,388 (128,388)	国庫支出金 11,326 繰入金 5,273 一般財源 91,789	未来を拓く「学び」プロジェクト費 8,067 ・協調学習による授業改善 ・協調学習の効果検証 世界をリードする科学技術人材育成事業費 7,568 ・STEM教育研究推進モデル校の指定 ・大学・研究機関との連携による高校生の研究活動等の実施 課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン費 57,413 ・学習サポーターの配置 指定校 全日制高等学校10校 指定校 定時制高等学校23校 ・多文化共生推進員の配置 指定校 全日制高等学校13校 指定校 定時制高等学校17校 彩の国高校生芸術文化創造活動支援事業費 13,343 県立高校文化部活動指導員活用事業費 5,355 県立高校教育環境整備支援事業費 14,340 ・校外行事における介助等の実施 ・高校通級指導の研究 長期入院を要する高校生への学習環境整備事業費 2,302
教育振興団体補助	1,280 (1,280)	一般財源 1,280	運営費補助

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
いじめ・不登校総合対策費	307,831 (963,571)	国庫支出金 4,038 一般財源 303,793	いじめ・不登校対策相談事業費 286,304 ・スクールカウンセラーによる教育相談体制の整備 全公立小・中学校（政令指定都市を除く） 全日制高等学校 18校 定時制高等学校 10校 教育事務所等 6所 ・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備 定時制高等学校 8校 教育事務所 4所 全市町村（政令指定都市・中核市を除く） ・高校相談員による教育相談体制の整備 高等学校 10校 ・精神科医師の配置 1所 ・チュードントサポーターの派遣 中学校等 160人 ・市町村が実施する取組の支援 いじめ・不登校に対応する中学校相談員への助成 ・埼玉県いじめ問題調査審議会運営費 調査委員 5人 ・生徒指導支援員による県立学校への指導・助言 SNSを活用した教育相談体制整備事業費 17,465 ・県内中学校・高等学校（政令指定都市を除く）の生徒を対象にSNSを活用した相談体制を整備 ネットトラブルサイト監視事業費 4,062 ・サイト監視活動の実施
非行防止対策費	31,176 (51,929)	一般財源 31,176	地域の多様な人材との連携による高校生自立支援事業費 29,726 ・自立支援機関と連携した教育支援 いじめ・非行防止学校支援推進事業費 1,450 ・生徒指導上の諸課題に対応するための研修等の実施

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
学校教育総合支援事業費	45,827 (17,785)	国庫支出金 22,801 一般財源 23,026	中学校部活動指導員活用事業費 44,901 ・中学校へ部活動指導員を配置する 市町村への補助 コミュニティ・スクールディレクター配置 支援事業費 926 ・コミュニティ・スクールディレクターを 配置する市町村への補助
特別支援教育推進費	26,660 (33,502)	国庫支出金 4,462 一般財源 22,198	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進 事業費 24,934 ・発達障害支援の充実 ・小中学校支援体制の整備 ・高等学校支援体制の整備 ・特別支援学校支援体制の整備 ・人材育成・指導力の向上 ・地域及び関係機関の連携支援の充実 障害者の生涯を通じた多様な学習活動 推進事業費 1,316 ・パラリンピアン・芸術家等による 児童生徒への授業 特別支援教育研究団体補助 410
障害児就学支援費	627 (627)	一般財源 627	就学支援費 ・県障害児就学支援委員会の開催 委員20人 年3回
就学奨励費	185 (185)	国庫支出金 185	被災児童生徒へ就学奨励費を支給する市町村 への補助（小・中学校分）

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
市町村教育委員会指導費	497 (492)	一般財源 497	市町村教育委員会連携事業費 ・教育長研究協議会等の開催
市町村教育委員会連合会補助	450 (450)	一般財源 450	運営費補助
情操教育関係事業費	1,517 (1,517)	一般財源 1,517	教育研究・発表会等奨励事業費 ・教育研究団体事業費補助及び研究大会補助 ・発表会・展覧会の開催
教科用図書選定費	5,418 (6,680)	一般財源 5,418	教科書採択・給与事務費 ・教科用図書選定審議会の開催 委員20人 年2回 ・教科書展示会 27会場 14日間
道徳教育推進費	22,788 (22,991)	国庫支出金 22,788	自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進 事業費 ・市町村の特色ある道徳教育の取組の支援 ・道徳教育研究推進モデル校の指定 ・埼玉県道徳教育推進協議会の開催 ・道徳教育に係る外部講師の派遣
教育ふれあい推進事業費	1,703 (1,703)	一般財源 1,703	彩の国教育の日推進事業費 ・彩の国教育の日の普及・推進 ・埼玉・教育ふれあい賞表彰式の開催
生徒進路保障対策費	3,542 (5,953)	諸収入 4,765 一般財源 △1,223	同和対策修学奨励事業費 ・地域改善対策高等学校等奨学資金の返還

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
人権教育推進費	7,782 (5,430)	国庫支出金 3,804 諸収入 271 一般財源 3,707	<p>人権教育推進事業費 3,540</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等人権教育研修会の開催 ・性の多様性の尊重に係る教職員向け啓発資料の作成 <p>人権感覚育成事業費 438</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚育成指導者研修会の開催 ・「子ども人権メッセージ」の発信 <p>人権教育開発事業費 3,804</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育総合推進地域の指定 3地域 ・人権教育研究指定校の指定 2校
児童虐待防止事業費	1,390 (1,391)	一般財源 1,390	<p>児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止支援研修会の開催 ・児童虐待防止に係る啓発資料の作成

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	5 教育センター費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
総合教育センター費		157,048 (161,351)	使用料及び 手数料 669 国庫支出金 5,282 財産収入 10,584 諸収入 10,779 一般財源 129,734	管理運営費 51,065 教職員研修及び調査研究事業費 86,258 ・年次研修、社会体験研修等の実施 ・教育課題に関する調査及び研究 教育相談事業費 19,725 ・電話相談 (いじめ・不登校等) ・面接相談 (いじめ・不登校、特別支援教育等)	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	6 恩給及び退職年金費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
恩給及び退職年金費		27,713 (37,496)	一般財源 27,713	教育関係職員恩給費 対象人員 19人	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	7 教育財産管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
県立学校建物等維持管理費		2,026,614 (3,332,423)	使用料及び 手数料 11,750 国庫支出金 10,038 財産収入 254,381 県債 521,000 一般財源 1,229,445	県立学校維持修繕費 1,253,473 県立高等学校等下水道受益者負担金 6,741 県立学校等定期点検費 276,180 県立学校防音校舎空調設備設置費 設計 1校 14,789 県立学校グラウンド整備事業費 工事 5校 98,000 教育施設PCB廃棄物処理推進事業費 365,244 未利用施設活用事業費 12,187 ・旧衛生研究所跡地の利活用	
快適ハイスクール施設整備費		2,464,891 (2,783,303)	県債 2,459,000 一般財源 5,891	防水対策、バリアフリー化、設備改修 及びトイレ改修 設計 20校 工事 23校	
県立学校大規模改修費		2,207,181 (3,368,064)	県債 2,033,000 一般財源 174,181	県立学校施設耐震化事業費 479,501 診断・点検 27校 設計 12校 工事 13校 高等学校大規模改修費 1,653,439 設計 2校 工事 5校 特別支援学校大規模改修費 74,241 設計 3校 工事 1校	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
県立学校体育館整備費	835,154 (823,902)	県 債 689,000 一 般 財 源 146,154	設計 7校 工事 41校
教育関係庁舎 建物等維持管理費	705,897 (1,518,638)	使用料及び 手数料 251 諸 収 入 7,125 県 債 156,000 一 般 財 源 542,521	教育関係庁舎維持修繕費 104,978 教育関係庁舎等清掃警備委託費 445,479 社会教育施設大規模改修費 144,103 設計 1施設 長瀬げんきプラザ 工事 1施設 神川げんきプラザ 社会教育施設建物いきいき回復事業費 11,337 設計 1施設 総合教育センター江南支所
教育関係庁舎 解体事業費 (令和元年度着工分・継続 事業第2年次支出額)	354,566 (449,197)	県 債 318,000 一 般 財 源 36,566	工事 1施設 旧総合教育センター (2か年継続事業)
教育環境整備基金積立金	45,929 (34,015)	財 産 収 入 9,837 寄 附 金 36,092	寄附金及び運用益金の積立

(単位：千円)

款	10 教育費	項	2 小学校費	目	1 教職員費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	137,349,774 (138,105,982)	国庫支出金 34,648,865 諸収入 150,132 一般財源 102,550,777	小学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 16,032人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 748人 ・事務職員及びその他の職員 853人 ・産休代替者、退職者等 273人 計 17,906人
旅		費	464,315 (473,153)	一般財源 464,315	小学校教職員旅費

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	3 中 学 校 費	目	1 教 職 員 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
給	与	費	82,514,157 (82,840,553)	国庫支出金 20,604,854 諸 収 入 48,239 一 般 財 源 61,861,064	中学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 9,336人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 376人 ・事務職員及びその他の職員 459人 ・産休代替者、退職者等 135人 計 10,306人
旅		費	465,868 (475,754)	一 般 財 源 465,868	中学校教職員旅費

(単位：千円)

款	10 教育費	項	3 中学校費	目	2 学校管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
中学校管理費		10,242 (10,242)	一般財源 10,242	県立中学校管理運営費 1校 伊奈学園中	
中学校入学志願者選考費		492 (492)	使用料及び 手数料 814 一般財源 △322	入学志願者選考事務費 1校 伊奈学園中	

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	4 高 等 学 校 費	目	1 高 等 学 校 総 務 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
	全 日 制 高 等 学 校 給 与 費	72,643,802 (73,116,386)	使用料及び 手 数 料 12,375,872 国庫支出金 153 諸 収 入 246,370 一 般 財 源 60,021,407	全 日 制 高 等 学 校 教 職 員 給 与 費 ・ 校 長 及 び 教 員 (副 校 長、教 頭、主 幹 教 諭、 教 諭、助 教 諭 及 び 講 師) 7,382人 ・ 養 護 教 員 (養 護 教 諭 及 び 養 護 助 教 諭) 200人 ・ 事 務 職 員 及 び そ の 他 の 職 員 1,223人 ・ 産 休 代 替 者、休 職 者 等 81人 ・ 会 計 年 度 任 用 職 員 1,733人 計 10,619人	
	旅 費	508,148 (507,101)	一 般 財 源 508,148	全 日 制 高 等 学 校 教 職 員 旅 費	
	定 時 制 高 等 学 校 給 与 費	7,026,683 (7,060,551)	使用料及び 手 数 料 146,743 国庫支出金 143 一 般 財 源 6,879,797	定 時 制 高 等 学 校 教 職 員 給 与 費 ・ 校 長 及 び 教 員 (副 校 長、教 頭、主 幹 教 諭、 教 諭、助 教 諭 及 び 講 師) 608人 ・ 養 護 教 員 (養 護 教 諭 及 び 養 護 助 教 諭) 31人 ・ 事 務 職 員 及 び そ の 他 の 職 員 170人 計 809人	
	旅 費	42,116 (42,028)	一 般 財 源 42,116	定 時 制 高 等 学 校 教 職 員 旅 費	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
通信制高等学校給与費	520,381 (526,776)	使用料及び 手数料 10,872 国庫支出金 204 一般財源 509,305	通信制高等学校教職員給与費 ・校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、 教諭、助教諭及び講師） 47人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 1人 ・事務職員及びその他の職員 11人 計 59人
旅費	3,879 (3,872)	一般財源 3,879	通信制高等学校教職員旅費
外部人材配置費	16,599 (1,195,856)	一般財源 16,599	県立学校外部人材配置事業費
高等学校入学志願者選考費	44,604 (46,384)	使用料及び 手数料 94,546 一般財源 △49,942	入学志願者学力検査事業費

(単位：千円)

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	2 高等学校管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
全日制高等学校管理費		4,537,183 (4,685,511)	使用料及び 手数料 231,626 国庫支出金 90,481 財産収入 29,395 繰入金 97 諸収入 2,556 一般財源 4,183,028	全日制高等学校管理運営費 4,162,808 全日制高等学校 134校 環境整備業務委託費 374,375	
定時制高等学校管理費		239,992 (247,260)	使用料及び 手数料 2,293 一般財源 237,699	定時制高等学校管理運営費 175,210 全・定併置校 18校 独立校 4校 給食調理業務委託費 64,782	
通信制高等学校管理費		58,523 (54,119)	使用料及び 手数料 174 一般財源 58,349	通信制高等学校管理運営費 1校 大宮中央高	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	3 教育振興費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金		505,899 (506,381)	一般財源 505,899	埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計への繰出金	
理科教育設備費		28,500 (30,278)	国庫支出金 14,250 一般財源 14,250	高等学校理科教育等設備整備費	
公立学校父母負担軽減事業費		12,559,655 (12,865,614)	国庫支出金 11,689,599 一般財源 870,056	公立高等学校就学支援金事業費 11,267,795 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金 事業費 1,291,860	
転編入学受入推進費		1,138 (1,138)	一般財源 1,138	転編入学受入推進事業費	
産業教育設備費		98,304 (106,281)	県債 60,000 一般財源 38,304	高等学校産業教育設備整備費	
定時制・通信制教育振興費		4,928 (4,947)	一般財源 4,928	定時制・通信制勤労青少年修学奨励事業費 ・修学奨励費の貸与 29人	
情報教育推進費		2,256,662 (1,950,544)	県債 274,000 一般財源 1,982,662	「教育の情報化」基盤整備費 ・主体的な学びを支援する タブレット端末等のICT環境の整備 ・校務支援システムの整備 ・生徒及び教職員用コンピュータの整備 ・教育情報ネットワークの整備 ・生徒一人一台端末の教育環境実現に向けた 実証研究	

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	4 高 等 学 校 費	目	4 学 校 建 設 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
県立高等学校 エレベーター等設置費		43,468 (33,115)	県 債 42,000 一 般 財 源 1,468	エレベーター等の設置 設計 4校	
県立高等学校 実験実習棟改築費		384,070 (258,592)	県 債 235,000 一 般 財 源 149,070	県立学校施設耐震化事業費 176,339 実験実習棟の改築 移転経費 5校 記念館等の改築 設計 2校 高校生の「農力」育成強化プロジェクト費 207,731 温室の改築 工事 2校	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (平成30年度着工分・継続 事業第3年次支出額)		116,826 (841,061)	県 債 69,000 一 般 財 源 47,826	実験実習棟の改築 工事 2校 熊谷農業高・秩父農工科学高 (3か年継続事業)	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (令和元年度着工分・継続 事業第2年次支出額)		125,927 (1,250,789)	県 債 124,000 一 般 財 源 1,927	実験実習棟の改築 工事 3校 杉戸農業高・児玉白楊高 (2か年継続事業) いずみ高 (3か年継続事業)	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費	目	1 特別支援学校総務費				
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要					
給	与	費	37,141,566 (36,419,180)	国庫支出金 5,329,151 諸収入 59,300 一般財源 31,753,115	特別支援学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 4,140人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 80人 ・寄宿舎指導員 86人 ・事務職員及びその他の職員 370人 ・産休代替者、退職者等 76人 ・会計年度任用職員 521人 計 5,273人				
旅		費	169,035 (163,830)	一般財源 169,035	特別支援学校教職員旅費				
外	部	人	材	配	置	費	7,698 (277,709)	一般財源 7,698	県立学校外部人材配置事業費

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	2 特 別 支 援 学 校 管 理 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
特 別 支 援 学 校 管 理 費		1,171,437 (1,166,576)	使用料及び 手 数 料 593 国庫支出金 416 財 産 収 入 10,472 諸 収 入 2,938 一 般 財 源 1,157,018	特 別 支 援 学 校 管 理 運 営 費 特 別 支 援 学 校 特 別 支 援 学 校 分 校 環 境 整 備 業 務 委 託 費	1,081,969 36校 4校 89,468

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	3 特 別 支 援 教 育 振 興 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
ゆとりある障害児教育推進事業費		936,385 (560,628)	国庫支出金 1,800 県 債 21,000 一 般 財 源 913,585	特別支援学校医療的ケア体制整備事業費 4,328 ・相談医の派遣 特別支援学校 15校 ・担当教員研修会の開催 自立と社会参加を目指す特別支援学校整備 事業費 289,573 ・県南部地域特別支援学校（仮称）の 備品等の整備 ・県東部地域高校内分校（仮称）の 備品等の整備 ・既存特別支援学校の学習環境の整備 障害のある子供たちの超スマート社会を生き 抜く力を育むICT環境整備事業費 72,708 ・障害特性に応じたICT環境の整備 特別支援学校教育設備整備事業費 31,139 ・教育用コンピュータの整備 ・教材備品等の整備 給食調理業務委託費 537,074 給食調理業務委託導入校設備改善事業費 1,563	
就 学 奨 励 費		784,630 (698,750)	国庫支出金 369,848 一 般 財 源 414,782	特別支援学校就学奨励事業費 ・特別支援教育就学奨励費の支給 対象人員 7,127人 ・被災児童生徒への就学奨励費の支給 （特別支援学校分）	
ス ク ー ル バ ス 運 行 費		2,381,990 (2,259,631)	一 般 財 源 2,381,990	特別支援学校通学環境充実事業費 ・スクールバスの運行 241台	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
就労支援推進事業費	9,682 (81,232)	一般財源 9,682	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援 総合推進事業費 ・ 障害者雇用促進に向けた仕組の構築 ・ 企業のニーズを踏まえた職業教育の推進 教員への企業研修の実施 就労支援アドバイザーの配置 ・ 就労可能な企業の情報の収集 ・ 企業に向けての理解啓発

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	4 特 別 支 援 学 校 施 設 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
県立特別支援学校 教室不足対策費		529,266 (174,433)	県 債 521,000 一 般 財 源 8,266	知的障害特別支援学校の設置 設計 3校 上尾南高校内分校(仮称) 北本高校内分校(仮称) 宮代高校内分校(仮称) 工事 1校 県東部地域高校内分校(仮称) 既存特別支援学校の校舎の増築 設計 1校 大宮北特別支援学校	
県南部地域特別支援学校 (仮称)校舎整備費 (継続事業第3年次支出額)		2,652,256 (1,449,611)	県 債 2,651,000 一 般 財 源 1,256	知的障害特別支援学校の設置 工事 1校 県南部地域特別支援学校(仮称) (3か年継続事業)	
県東部地域特別支援学校 (仮称)校舎整備費 (継続事業第1年次支出額)		248,927	県 債 241,000 一 般 財 源 7,927	知的障害特別支援学校の設置 設計・工事 1校 県東部地域特別支援学校(仮称) (3か年継続事業)	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	1 社会教育総務費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	2,698,598 (2,626,236)	国庫支出金 4,009 諸 収 入 8,431 一 般 財 源 2,686,158	教育局等職員給与費 ・一般職員（会計年度任用職員除く） 321人 ・会計年度任用職員 78人 計 399人

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	2 社会教育振興費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
青少年教育振興費		363,502 (338,341)	国庫支出金 179,688 一般財源 183,814	放課後子供教室推進事業費 341,661 ・推進委員会及び指導者研修会の開催 ・放課後子供教室等を実施する市町村への補助 学校応援団推進事業費 18,209 ・市町村における学校応援団活動の支援 青少年げんき・いきいき体験活動事業費 3,632 ・経済的に困難な子供たちを対象とした 体験活動の実施	
社会教育振興費		70,732 (66,154)	国庫支出金 2,486 諸収入 1,872 一般財源 66,374	文化遺産調査活用事業費 1,209 ・博物館・美術館等を活用した博学連携 プログラムの普及 オリパラおもてなしミュージアム ―外国人ファンを増やそう！インバウンド 拡大事業―（文化資源課） 2,216 ・インバウンド拡大に向けた博物館・美術館 合同広報の実施 渋沢栄一・大河ドラマ関連広報等実施事業費 4,971 ・大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に決定 した渋沢栄一に関連する展示会広報等の実施 県立図書館サービス充実・強化推進事業費 5,082 ・県立図書館の重点サービスの充実・強化 図書館資料相互貸借推進事業費 11,924 県立図書館情報化推進事業費 33,604 県立図書館利用環境整備事業費 10,693 廃止社会教育施設維持管理費 1,033	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
社会教育団体補助	9,030 (9,030)	一般財源 9,030	運営費補助 7,640 事業費補助 1,390
成人教育振興費	3,608 (3,789)	国庫支出金 1,202 一般財源 2,406	家庭教育支援推進事業費 ・埼玉県家庭教育アドバイザー及び 埼玉県家庭学習アドバイザーの養成・派遣 ・家庭学習に関する「親の学習」プログラムの活用
生涯学習推進事業費	8,980 (5,031)	使用料及び 手数料 688 一般財源 8,292	県社会教育委員会等開催費 1,526 ・県社会教育委員会等の開催 委員20人 年3回 ・県生涯学習審議会の開催 委員20人 年2回 県立学校学習・文化施設地域開放事業費 2,184 「外国人親子への支援と地域住民とのつながり づくり」モデル事業費 4,512 ・地域の関係機関との連携による学校を 核とした外国人親子への支援 生涯学習を担う未来人材育成プロジェクト費 758 ・子ども大学実行委員会が実施する 特別支援モデル事業等への支援
さいたま芸術文化祭開催費	12,641 (15,108)	一般財源 12,641	埼玉県芸術文化祭開催費 ・埼玉県芸術文化祭の開催 ・埼玉県美術展覧会の開催
人権教育推進費	3,716 (3,691)	一般財源 3,716	人権教育推進事業費 ・県人権教育推進協議会の開催 委員20人 年2回 ・地区人権教育推進協議会運営費補助 ・人権教育研究大会の開催 ・市町村人権教育担当者研修会の開催 ・市町村人権教育指導研修事業費補助 ・人権啓発映画の購入

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	3 文化財保護費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
文化財管理指導費		58,255 (60,627)	使用料及び 手数料 5,671 国庫支出金 1,143 財産収入 257 一般財源 51,184	埋蔵文化財保存活用事業費 文化財管理事業費 県文化財保護審議会運営費 委員18人 年2回 特別天然記念物カモシカ保護対策事業費	52,217 3,502 1,580 956
文化財調査費		8,761 (12,452)	国庫支出金 2,138 一般財源 6,623	県内遺跡発掘調査費 文化遺産調査活用事業費 ・無形民俗文化財、自然遺産及び歴史遺産 に関する調査 ・地域の文化財の保存活用に関する 地域計画策定支援	4,277 4,484
美術刀剣類登録審査費		413 (605)	使用料及び 手数料 2,825 一般財源 △2,412	銃砲刀剣類登録審査 年6回	
文化財保護事業補助		140,573 (123,568)	一般財源 140,573	国・県指定等文化財保護事業補助	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
埼玉古墳群整備費	105,860 (106,509)	使用料及び 手数料 434 国庫支出金 8,896 県債 5,000 一般財源 91,530	史跡埼玉古墳群保存活用事業費 18,093 ・奥の山古墳の整備工事 ・整備基本計画策定 さきたま古墳公園管理費 87,767
文化財保護団体補助	590 (590)	一般財源 590	運営費補助

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	4 社会教育施設費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
文	化財収蔵庫	172,770	県債	文化財収蔵施設収蔵庫増設事業費	
建	設費	(163,615)	169,000	埋蔵文化財の収蔵スペースの増設	
			一般財源	文化財収蔵施設の整備	
			3,770	工事 第2収蔵庫内保管庫増設	
熊	谷図書館費	65,554	財産収入	図書館サービス運営費	
		(66,197)	875		
			諸収入		
			231		
			一般財源		
			64,448		
久	喜図書館費	25,414	財産収入	図書館サービス運営費	
		(25,417)	1,974		
			諸収入		
			30		
			一般財源		
			23,410		

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
げんきプラザ費	343,596 (351,468)	使用料及び 手数料 13,238 財産収入 791 諸収入 1 一般財源 329,566	管理運営費 げんきプラザ 2所 加須・大滝 16,569 げんきプラザ管理運営費 (指定管理者分) 長瀬・小川・神川・名栗 327,027
さいたま文学館費	123,000 (121,136)	使用料及び 手数料 488 一般財源 122,512	さいたま文学館管理運営費 ・管理運営委託費(指定管理者分)
文書館費	18,744 (30,670)	諸収入 390 一般財源 18,354	管理運営費 8,456 文書収集等事業費 10,288

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	8 社 会 教 育 費	目	5 博 物 館 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
歴史と民俗の博物館費		92,690 (88,565)	使用料及び 手数料 9,157 国庫支出金 2,461 財産収入 4,132 諸 収 入 4,235 一 般 財 源 72,705	歴史と民俗の博物館管理運営費 86,564 オリパラおもてなしミュージアム 一挙公開！よみがえる至宝 一太平記絵巻 の美一（歴史と民俗の博物館） 6,126 ・太平記絵巻の公開	
史跡の博物館費		48,972 (41,500)	使用料及び 手数料 8,622 国庫支出金 4,297 財産収入 8,067 諸 収 入 772 一 般 財 源 27,214	さきたま史跡の博物館管理運営費 30,832 オリパラおもてなしミュージアム 来て、見て、触って！古墳の世界 一豪族の 時代一（さきたま史跡の博物館） 2,745 ・埴輪の公開 ・古代体験プログラムの実施 嵐山史跡の博物館管理運営費 8,118 オリパラおもてなしミュージアム サムライ体験in嵐山～城跡で武将と姫に 大変身～（嵐山史跡の博物館） 7,277 ・鎧、着物の着装体験の実施	
自然と川の博物館費		257,426 (269,432)	使用料及び 手数料 10,003 財産収入 1,397 諸 収 入 171 一 般 財 源 245,855	自然の博物館管理運営費 18,809 川の博物館管理運営費 238,617 ・管理運営委託費（指定管理者分） ・資料収集費	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	6 美術館費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
運	営	費	69,962 (80,368)	使用料及び 手数料 20,330 財産収入 731 諸収入 944 一般財源 47,957	近代美術館管理運営費 68,837 オリパラおもてなしミュージアム 埼玉アート！北浦和から未来へ発信事業 (近代美術館) 1,125 ・ホームページの多言語化
企	画	展	72,833 (82,975)	使用料及び 手数料 29,002 財産収入 8,760 一般財源 35,071	企画展の開催 「美男におわす」展ほか4回
美	術	作	54 (63)	財産収入 54	美術作品取得基金運用益金の積立

(単位：千円)

款	10 教育費	項	9 保健体育費	目	1 保健体育総務費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	261,784 (213,590)	諸 収 入 1,315 一 般 財 源 260,469	教育局等職員給与費 ・一般職員（会計年度任用職員除く） 24人 ・会計年度任用職員 30人 計 54人

(単位：千円)

款	10 教育費	項	9 保健体育費	目	2 学校保健連絡調整費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教職員健康診断費		189,261 (195,758)	一般財源 189,261	教職員健康管理・労働安全衛生管理推進事業費	
学校保健推進費		421,451 (434,204)	国庫支出金 5,234 諸収入 580 一般財源 415,637	学校健康教育推進費 419,564 ・学校健康教育関係研修会の開催 ・学校医等の配置 ・児童生徒の健康診断の実施 ・食物アレルギー対応研修会の開催 ・食に関する連携教育の調査・研究 学校保健総合支援事業費 1,887 ・地域の課題解決のための検討委員会の開催 ・学校保健・がん教育に関する研修会等の開催	
学校安全管理強化費		254,308 (261,415)	国庫支出金 4,322 諸収入 201,534 一般財源 48,452	県立学校生徒等災害共済保険料 249,183 学校安全総合支援事業費 5,125 ・防災に関する指導方法の研究 ・学校防災アドバイザーの活用 ・高校生災害ボランティア人材の育成 ・普通救命講習会の開催 5校	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
学校給食中毒等 事故防止対策費	12,091 (25,005)	国庫支出金 20 一般財源 12,071	細菌検査の実施等による衛生管理の徹底
学校環境整備推進費	40,234 (33,404)	一般財源 40,234	学校環境衛生対策費 ・レジオネラ菌対策の実施 ・建築物の環境衛生維持管理の実施
登下校安全対策推進費	5,841 (3,642)	国庫支出金 3,265 一般財源 2,576	高校生自転車安全教育プログラム費 4,136 ・自転車安全運転推進講習会の開催 ・自転車安全教育推進校の指定 2校 児童生徒のための安心・安全事業費 1,705 ・小学校へのスクールガード・リーダーの配置 ・「高校生の自動二輪車等の交通安全講習」 の実施
学校保健関係団体補助	1,530 (1,530)	一般財源 1,530	運営費補助

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	9 保 健 体 育 費	目	3 体 育 振 興 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
学 校 体 育 振 興 費		78,173 (136,170)	国 庫 支 出 金 1,124 繰 入 金 6,800 一 般 財 源 70,249	学校体育実技指導研修事業費 1,322 ・実技指導者講習会の開催 児童生徒のための体力向上推進事業費 3,257 ・新体力テスト結果の分析 ・「学校体育必携」の作成 ・体力向上に関する運動方策の検討・実践 運動部活動指導充実支援事業費 19,873 ・県立高校への運動部活動外部指導者の配置 運動部活動全国・関東大会派遣等事業費 53,721 ・中・高校生に対する体育大会派遣費補助	
社 会 体 育 振 興 費		2,087 (2,087)	使 用 料 及 び 手 数 料 6,435 一 般 財 源 △4,348	県立学校体育施設開放事業費 ・県立学校施設の開放及び活用推進 全県立学校	

(単位：千円)

会 計 名	埼 玉 県 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 特 別 会 計		
事 業 名	本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要
奨 学 金 貸 付 費	764,641 (773,624)	財 産 収 入 12,457 繰 入 金 718,253 繰 越 金 1 諸 収 入 33,930	高等学校等奨学金事業費 ・奨学金貸与枠 令和2年度在校生向け 5,700人 令和3年度入学生向け 1,800人

予算特別委員会質疑応答要旨

議事堂 4 階 第 4 委員会室
令和 2 年 3 月 1 6 日 (月)
1 3 : 2 5 開会 ~ 1 6 : 3 6 閉会
(休憩 1 4 : 2 2 ~ 1 4 : 3 2
1 5 : 3 8 ~ 1 5 : 4 9)

1 議 案

【第 1 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計予算】

【第 1 4 号議案 令和 2 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算】

【埼玉県議会自由民主党議員団】

Q : はじめに、主要な施策の 7 ページ「世界をリードする科学技術人材育成事業」について伺う。AI などの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り込まれ、社会の在り方が劇的に変化する「超スマート社会」の到来を迎えようとしている。このような時代において、社会を創造し発展させるためには、科学、科学技術、工学、数学といった幅広い知識や考え方を総合的に学ぶ STEM 教育を充実させ、将来の科学技術を担う人材を育成することが急務であると考えている。また、公立高校の入試においても、理数科の倍率は、県立高校 5 校で 1. 5 3 倍と他の学科に比べて高く、理科や数学をしっかり勉強したいと考えている子供たちが数多くいる現状がある。教育局では科学技術系人材育成のためモデル事業を新たに実施するようだが、この事業を通してどのような子供たちの育成を目指しているのか伺う。

(教育長)

A : 本事業は、持てる知識、能力を総動員して、社会課題を創造的に解決することのできる人材育成を目指しております。そのため、県立高校生に対し、理数や工学などの教科横断的な学びの中で、課題を見つけ、その解決に果敢にチャレンジする力を育むとともに、様々な先端技術に触れる機会を提供するものでございます。

Q : 志の高い事業であることは分かったが、答弁にあったような能力の育成は、これからの社会を考えれば、いわゆる進学校に通うような子供だけに必要なものではないと考える。今回の事業では何校をモデル校にし、どのような基準で選定していくのか伺う。

(教育長)

A : 県立高校 6 校をモデル校に指定する予定でございます。モデル校の選定に当たりましては、理数科や普通科といった学科に捉われることなく、各校の STEM 教育への考え方や実施計画、更には地域バランスなどを考慮して選定いたします。また、本事業の研究成果が、多くの学校で活用できるようにすることも必要ですので、様々な視点でモデル校の選定を進めてまいります。

Q : 6 校を選定することだが、モデル校では、具体的にどのような取組の実施を考えているのか伺う。

(教育長)

A : 各モデル校におきましては、大学や研究機関と連携いたしまして、教科横断的な幅広いテーマの下、実験や研究を行うことで、問題解決能力や科学的思考力の育成を図ってまいります。また、様々な分野で活躍する研究者や技術者に講演をさせていただいたり、長期休業中には研究施設等を訪問するサイエンスキャンプを実施することを考えておりまして、幅広い知識や考え方の育成、科学に対する意欲の向上に努めてまいります。

Q : 大学や研究機関等と連携をするとあったが、県内の大学あるいは研究施設等などの連携は具体的にどう考えているのか伺う。

(教育長)

A : 今のところ、具体的な例として考えていますのは、東京大学とか東北大学などで、脳科学研究であるとか、新素材の開発等に取り組んでいる研究室を訪問させていただいて、研究者によるセミナーの受講やグループワークなどを行うことを予定しております。

Q : 先ほどの説明の中で、サイエンスキャンプということで、研究施設等の見学等を実施するということがあったが、具体的な場所や内容は決まっているのか。現時点でどのように考えているのか伺う。

(教育長)

A : サイエンスキャンプにつきましては、今のところ四つのコースを考えておりまして、延べ100名の生徒の参加を想定しています。先ほど申し上げた東京大学には、脳科学以外にも生産技術研究所もあり、かなり横断的な研究を行っております。そういった研究施設や、東京工業大学なども考えているところでございます。

Q : 取組の内容は分かったが、県立高校が139校ある中で、モデル校が6校ということもあり、取組の成果を効果的に広めることが重要だと考えるが、どのように広めていくつもりなのか伺う。

(教育長)

A : 高等学校におきましては、「総合的な探求の時間」をはじめ、各教科においても探求的な学習の充実が求められており、モデル校で実施する実験や研究等の手法を他の県立高校に広めていくことは必要であると考えております。6校のモデル校では定期的に連絡会を開催して、各高校の優れた取組について情報共有を図ってまいります。さらに、県でモデル校での実践や成果をまとめ、全ての県立高校へ周知することで、この事業の成果を広めてまいります。

Q : これからモデル校の選定に入っていくと思うが、モデル校の授業時数等には、どのような配慮がされるのか率直に伺う。

(教育長)

A : 授業時数につきましては、学校の裁量において付加することも可能ですので、そういったことも活用しながら、また、元々ある数学や理科などの様々な授業、そして探究の時間を組み合わせることによって時間を生み出してまいります。

Q : 効果の普及も含めて、しっかりと取り組んでいただき、多くの学校でSTEM教育の充実を進めてもらいたい。更に進んで、今回の事業の成果なども踏まえて理数

科の定員を増加するなど、一層の理数教育の推進は考えていないのか伺う。

(教育長)

A : 理数科の定員につきましては、先ほどの御質問にございましたように、かなり志望率が高い状況にございます。県内中学校卒業者の状況や地域の増減状況、施設設備なども踏まえまして、総合的に判断して、定員を定めてまいりたいと考えております。

○ : 是非しっかりと成果を出して、多くの県立高校生が日本で、世界で活躍できるように取り組んでいただきたいと思います。

Q : 次に、主要な施策の11ページ「高校生の『農力』育成強化プロジェクト」について伺う。近年、安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など、農業を取り巻く社会的環境は著しく変化している。しかし、安全・安心な農産物を消費者へ安定的に供給するという農業の役割そのものは不変であり、安全・安心を担保する仕組みを整えることは非常に大事なことであり、安全・安心を身に付けさせる取組を行っており、今年度は杉戸農業高校でグローバルGAP認証を取得し、他の農業高校でもS-GAPの取得に向けて取り組んでいると聞いている。GAP教育を進めることで、学校や生徒にはどのような変化が見られたか伺う。

(教育長)

A : 生徒のアンケート結果から申しますと、「農業や農業に関係する仕事への関心が高まった」という回答が60%近くございました。また、「将来的に就農したくなった」との回答が45%くらいございまして、就農や就業意欲の向上につながることが分かりました。また、細かい点で申し上げますと、「記録を取る習慣」や「作業安全に対する高い意識や行動力」、「整理整頓の徹底」などが身に付いたという感想もございました。教員からは、「GAPの実践により、実習の安全が図られるとともに、万が一事故が起きても原因の特定や適切な対応ができる」など安全面において指導力が向上したといった感想がございました。GAPの実践により、農場や生産物の安全性が一層担保されることから、食の安全に対する生徒・教員の意識向上につながっていると思われまます。

Q : アンケートの結果、生徒・教員の意識も向上しているという受け止めをしたが、気になるのが就農率に関してである。先ほどの答弁では、就農率45%という話があったが、今後、就農率の向上について、どのように考えるか伺う。

(教育長)

A : 先ほど45%と申し上げたのは、「将来的に就農したくなった」という生徒の割合でございまして、卒業生のうち、就農する割合は、就職者の中で1.4%という非常に少ない状況にあるのが実態でございまして。また、農業大学校等に進む生徒は、進学者の中で6.1%ということで、これもまた、それほど多くない状況でございまして。そういった中で、農業高校におきましては、地域の農家の方々等に学校にお越しただいて、授業に参画していただいたり、あるいは、生徒たちを現場に派遣してインターンシップをさせたり、そういったことを通して、就農意欲を更に高める努力をしているところでございまして。

Q : 是非、就農率のアップもお願いできればと思う。このようなGAP認証を契機とした今の良い流れを途切れさせることなく、農業高校の取組を充実させることが大

変重要だと思う。令和2年度は、どのような取組を進めるのか伺う。

(教育長)

A : 令和2年度におきましては、GAPを学んだ高校生が、農業生産者等を対象に県が主催する「GAPセミナー」で事例発表を行い、県内農家等にGAP普及拡大をすることを支援してまいります。また、東京2020オリンピック・パラリンピックがございまして、県立高校のGAP実践農場で生産した食材をオリンピック・パラリンピックに提供していく計画がございまして、具体的には、杉戸農業高校と熊谷農業高校が学校で生産した食材を使ってオリジナル食品を開発いたしまして、ホストタウン自治体である加須市との連携によって、コロンビア選手団に食品を提供する予定でございまして。

○ : **自分たちが育てた作物が誰かに届き、喜んでもらえる様子を見ることができるといのは、とても貴重な体験である。就農意識にもつながると思うので、是非成功させてほしいと思う。**

Q : **次に、主要な施策の12・13ページ「自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業」について伺う。特別支援教育の対象となる児童生徒は、近年、知的障害を中心に全国的に増加傾向にある。本県においても同様の傾向が見られ、特に県南部地域の児童生徒数の増加は著しいと聞いている。このような中、県では、戸田翔陽高校の敷地内への県南部地域特別支援学校(仮称)、松伏高校内への県東部地域高校内分校(仮称)、旧岩槻特別支援学校施設を活用した県東部地域特別支援学校(仮称)の整備が進められているが、知的障害特別支援学校における現在の児童生徒数と過密の状況は、どのようになっているのか伺う。**

(教育長)

A : 県立知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数は、令和元年5月1日現在で6,004人であり、全学校の受入規模は4,794人でございますので、受入規模に対して1,210人の過密の状況でございます。

Q : **現在、知的障害特別支援学校全体の受入規模に対して、児童生徒数が1,200人ほど多いという状況であるということだが、今後の児童生徒数の推移は、どのようになると見込んでいるのか伺う。**

(教育長)

A : 今後の推移につきましては、現段階での推計によりますと、令和9年度頃をピークと見ております。令和元年5月1日現在の6,004人に比べ、低く見積もっても550人程度増加すると見込んでおります。

Q : **知的障害特別支援学校は、現在、過密の状況にあり、今後も増加傾向が続く見込みであるということが分かった。そのような中で、令和2年度予算では、先ほど申し上げた3校の特別支援学校の設置に加え、さらに、上尾南高校内分校(仮称)、北本高校内分校(仮称)、宮代高校内分校(仮称)の分校3校の設置と、大宮北特別支援学校の敷地内への校舎増築のための予算が計上されている。この分校3校の設置と大宮北特別支援学校の増築による効果はどのくらい見込んでいるのか伺う。**

(教育長)

A : 御質問のございました高校内分校3校の設置と大宮北特別支援学校の校舎増築によりまして、児童生徒数の受入規模が216人程度拡大すると見込んでおります。

Q : 216人という数字は、まだまだ全然足りないと思われている。これまでの取組と合わせると約700人の知的障害特別支援学校の受入規模が大きくなる。知的障害特別支援学校の過密解消に向けた積極的な取組については、一定の部分での評価はしたいと思う。ただ、現時点で1,200人程度の超過状況であり、今後も増加傾向が続くとのことであったので、この対応だけでは、過密の解消は進まないと思う。知的障害特別支援学校の過密解消に向けて、更なる取組が必要だと考えるが、いかがか。

(教育長)

A : 御指摘のとおり、新たな取組でございます。高校内分校3校の設置などをお認めいただいたとしても、過密状況の解消まで至らないところでございます。過密状況と児童生徒数の将来推計などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校や高校内分校の更なる設置、校舎の増築など様々な方法がございますが、それら可能性のあるもの全てについて検討を行いまして、引き続き、教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

O : 先程の答弁の中では、7年後ぐらいに児童生徒数がピークを迎えると聞き、今以上に、積極的な対応、対策を考えていかなければならないと受け止めている。知的障害特別支援学校の過密解消に向けて、引き続き、特別支援学校の教育環境の整備について、しっかりと取り組んでほしいと思う。

Q : 次に、主要な施策の15ページ「障害者雇用推進事業」について伺う。障害者の雇用の促進等に関する法律は、障害のあるなしに関わらず、均等な機会を得て障害者が自身の能力を存分に発揮する社会をつくること、いわば共生社会の実現を目的としているものである。障害者の雇用率達成を目指すのは当然であるが、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、多様な在り方を認め合える社会を実現することを念頭に推進することも重要である。特に、教育現場において障害者雇用を進めることは、子供たちがお互いの違いを認めあう心が養われるなど、大きな意義があると考えている。このことについては、令和元年6月定例県議会の一般質問においても触れている。また、同定例会での文教委員会の中でも、障害者雇用の推進に係る令和元年度の取組などについて教育委員会から報告を受けたところである。その後、法定雇用率達成に向けた進捗状況はどのようになっているのか伺う。

(教育長)

A : 県教育委員会における障害者雇用率でございますけれども、法定雇用率2.4%に対して、令和元年6月1日現在は1.58%でございました。なお、直近の令和2年3月2日現在では、実雇用率1.90%に向上をしております。令和元年度は、本採用教職員の障害者雇用とともに、非常勤職員による障害者の雇用を進めてまいりました。非常勤職員においては、雇用予定数281人に対しまして、令和2年3月2日現在で、延べ290人を雇用したところでございます。

Q : 教育委員会の障害者雇用率は法定雇用率である2.4%にまだ達していない状況とのことだが、障害者雇用促進法では、法定雇用率を達成していない場合、「法定雇用率達成に関する計画」を国に提出することとなっている。教育委員会でも、令和2年12月末までに法定雇用率を達成するものとして、この計画を提出していると聞いているが、達成に向けてどのように進めていくのか伺う。

(教育長)

A : 令和2年度におきましては、本採用教職員の障害者雇用ももちろん行いますし、

合わせて、会計年度任用職員におきまして障害者雇用を推進してまいります。この会計年度任用職員につきましては、今年度比66人増、総数にいたしますと347人分の予算を提案させていただいております。加えて、引き続き障害者本人を支援する支援員の配置や、教職員が障害者をより深く理解できる研修を実施いたしまして、障害者が働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。こうした取組によって、令和2年12月末までに、法定雇用率2.4%を達成してまいりたいと考えております。

Q： 本採用職員の採用や、会計年度任用職員の雇用など、今年度以上の取組を進めていくとのことで、期待したいと思う。しかしながら、単に採用数を増やすだけではなく、障害のある方が安心して働くことができる環境整備に努め、職場定着を促していくことが重要である。先ほど、今年度の障害者採用状況について説明があったが、採用した障害のある方が安心して働けるような工夫を行ったのか伺う。また、採用した職員は辞めることなく定着しているのか伺う。

(教育長)

A： 障害者非常勤職員の雇用につきましては、採用者の障害の状況や程度など、個々の状況を十分に把握いたしまして、配置に努めてまいりました。また、必要に応じて支援員を配置して、いろいろなサポートを行うという工夫をしております。定着の状況についてでございますが、平成31年度当初に採用した本採用の教職員12人、内訳は、教員が8人、事務職員等4人でございますけれども、このうち事務職員の1名が体調・病状悪化により退職をしております。非常勤職員につきましては、令和2年3月2日現在で延べ290人を雇用いたしましたが、うち34名が退職をしております。退職の理由でございますけれども、多くは体調や病状の悪化、それから民間企業等への進路変更によるものでございまして、いずれも、職務内容を起因としたものではなかったということを確認させていただいております。

○： 中央省庁の障害者雇用に関しては、職務のマッチングや受け入れ態勢が整っていないなどの要因により、退職となった方がいるとの新聞報道もある。採用時の課題に対応するだけではなく、採用後の職業生活全般に渡るスキルアップにも取り組んでいくことで、職場定着がより進むものと考えているので、教育委員会には、法定雇用率の達成だけに囚われることなく、雇用される障害者に寄り添った、適切な雇用に努めていただきたいと思う。

Q： 次に、主要な施策の16・17ページ「学校における働き方改革の推進」について伺う。学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けている。また、新学習指導要領が実施され「プログラミング教育」等への対応や国が進める大学入学者選抜改革への対応等、更なる時間の確保が必要となっている。このような中、子供たちに対する効果的な教育活動を実現するためには、これまでの教員の働き方を見直し、「働き方改革」を進めることは急務だと考えている。教育委員会では、働き方改革を進めるため、今年3月から勤務管理システムが稼働していると聞いているが、今後、把握した在校等時間を踏まえてどのように働き方改革を進めるのか伺う。

(教育長)

A： この勤務管理システムの導入によりまして、管理職は、日々の教職員の在校時間の状況を、客観性のあるデータとして個人別に把握することができるようになります。このデータを基に、県といたしましては、昨年9月に策定した「学校における働き方改革基本方針」の取組を着実に進めてまいります。併せて、学校におきまし

ては、管理職が不要不急の業務の見直しを率先して行うであるとか、業務の偏りを解消するための教職員間の配分の見直しを行ったり、業務プロセスの改善などを指導することで、負担軽減を図ってまいります。また、教職員本人につきましては、繁忙期などを認識させることで、勤務時間を意識した働き方や、業務改善への工夫、計画的な休暇取得などを促してまいります。これらの取組をとおして、学校教育の質の維持向上を図りながら、働き方改革を着実に進めてまいります。

Q： 把握した勤務時間を踏まえた取組もしっかりと進めるべきだと思うが、平成31年2月県議会における付帯決議や今年度6月の文教委員会の中でも指摘しているように、教職員の負担軽減のための条件整備や心理的ケアなど、トータルケア体制を整備することも必要である。そこで、教員が教員としての専門性を踏まえ、授業準備や、教育活動に専念できるようなサポート体制、具体的には、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員については令和2年度で十分措置されるのか伺う。

(教育長)

A： スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置の意向につきましては、全ての市町村に複数回にわたって丁寧な聞き取りを行っております。聞き取りの結果として、スクール・サポート・スタッフについては32市町から、中学校の部活動指導員については17市町から意向があり、意向のあった市町全てに配置ができる予算を、今議会にお願いをしております。県立高校の部活動指導員については、今年度及び令和2年度の2年間のモデル事業により効果検証を行うこととしていますので、今年度と同規模の予算を今議会にお願いをしています。令和3年度からの本格実施に向けて、県立高校の要望や事業成果を検証した上で、措置することを検討してまいります。

Q： 今、市町村の希望に沿った措置が行われているという答弁があったが、聞き取りの結果スクール・サポート・スタッフは32市町、部活動指導員は17市町ということであった。これで教員の働き方に多少の変化は見られると思うが、数としては、さらに必要だと思うが、どう考えるか伺う。

(教育長)

A： 実際にスクール・サポート・スタッフを配置した市や町に話を伺いましたところ、かなりの教員の時間数減になったということでございました。そういった点を考慮いたしまして、市町の方には、そういった成果もお伝えしているところです。一方で、市町村の側での予算措置も必要だという点が、全ての市町に拡大していない原因かと思っております。

Q： 市町村の側でも予算措置が必要であるということだが、大きい市であれば十分な予算措置等もできると思う。しかし、小さい市町村だと、そこまでの予算措置というのは、かなり厳しいのではないかと思っている。その市町の中での、ボランティア活動的な部分に頼り切ってしまうのではないかと、懸念するところである。その点については、どのように考えているか伺う。

(教育長)

A： 働き方改革には、様々な手法があると思っています。スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を導入するといった人的な措置もありますし、それ以外にも、教育委員会からの調査や様々な依頼を減らすことであるとか、例えば伊奈町ではカエル会議というものを行っており、教員の意識改革によって勤務時間を減らすといったことも行っています。また、校務支援システムを導入することによって色々な作

業を減らすといったように、様々なものがありますので、そういったものを、言わば総動員することによって、各学校ごと、あるいは市町村ごとの働き方改革を進めることを、県としては支援をしてまいりたいと考えています。

Q： 市町村の希望に沿った部分では措置していると捉えておく。では、教職員の心理的ケアの実施について、どのような措置を行うのか伺う。

(教育長)

A： 超過勤務が長く続いたりして健康に不安を抱える教職員に対しましては、各学校で依頼している産業医が面接指導を行っております。産業医は、医学的な立場から教職員に生活習慣の改善やストレスの軽減に向けた具体的な指導を行うとともに、校長に教職員の健康管理に必要な留意点を助言しております。また、産業医だけでなく、心身の不調を感じる教職員の身近な相談先といたしまして、教育局に配属しております保健師が健康相談に当たっております。保健師は、教職員の悩みや不安の解消に向けて、必要に応じて管理職と連携して、学校が組織的に教職員の健康をサポートできるよう助言を行っております。今年3月から勤務管理システムが導入されまして、校長が超過勤務による健康リスクを抱える教職員をより確実に見極められるようになりました。また、産業医や保健師にとっても、勤務実態をより正確に理解した上で、面接指導等を的確に行えるようになると考えております。令和2年度予算には面接指導に必要な予算として、今年度を上回る418万円を計上したところでございます。教職員が心身共に健康でいられるよう、こうした取組を更に充実してまいります。

Q： 勤務時間の把握とともに、教員のトータルケア体制の整備についても考えているようだが、附帯決議も踏まえ、是非実効性のある働き方改革にしてもらいたいと思う。働き方改革は必要だが、子供たちがないがしろにされることだけは絶対にあってはならない。子供たちが困っているのに働き方改革だから帰るということでは本末転倒である。教育長、最後にどのような考えで働き方改革を進めていくのか改めて考えを伺う。

(教育長)

A： 昨年9月に教育局としての働き方改革の施策を取りまとめた「学校における働き方改革基本方針」を示しましたが、その中で私からのメッセージとして「教職員の皆さんにお願いしたいことは」として三つのことを言っております。1番目に「子供たちを、学校を愛し、教職員としての仕事に最善を尽くすということは、これまでと変わらないこと」、2番目に「全てを自分で一からやろうとせずに、ICTの活用などにより、指導案や指導事例、校務に係る情報を共有していただきたいこと」、3番目に「働き過ぎだな、辛いな、と思ったら、一人で抱え込まないで周囲の人、あるいは専門機関に相談するのをためらわないこと」を個々の教職員に対して呼び掛けております。それを基本として、在校等時間の上限設定などの制度改正をするために、今議会におきまして条例改正をお願いしております。また、会議や調査の縮減などの負担軽減、ICTの整備や部活動指導員の増員などの条件整備、関係機関や一般県民への呼び掛け、先行事例の収集・提供、こういったことを県教育委員会として取り組んで、学校における働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

○： 今、話があったことを徹底していただきたい。最近、教員採用試験の倍率等で考えてみると、教育現場が大学生などからは敬遠されがちではないかと危惧している。ブラック企業の一つになっているかどうかは分からないが、学校における働き方改革を進めることによって、教育の現場がしっかりしていくであろうと期待をしている。そういった意味で是非取り組んでほしい。それから新型コロナウイルス関係で卒業式等、

授業を含めて非常に混乱していると聞いている。卒業式も市町村によっては実施したり、できなかったところもあるようだが、そういった場面でも県教育委員会で市町村教育委員会のフォローをお願いしたいと思う。

Q： 主要な施策の9ページ「SNSを活用した教育相談体制整備事業」について伺う。これまで教育局では、24時間対応の電話相談やEメールによる相談を実施してきたと承知している。また、今年度、試行的に一部の県立高校生を対象にSNSを活用した教育相談を実施しているが、その効果について具体的な解決例、また課題はあるのか伺う。

(教育長)

A：今年度の内容についてでございますが、県立高校15校、9,682人を対象といたしまして、7月から3月末までの9か月間、平日17時から22時の時間ということで、試行をいたしました。この成果については、大体半分くらいが、ちょっとした不安であるとか悩みということでございましたので、割と初期の悩みの解決にかなり寄与したということが伺われます。また、2割くらいは、自殺したいとか自傷行為をしているなど、かなり深刻なものも掴むことができましたので、それらを学校へ繋いだり、対面での相談にも繋ぐなどして、解決を図っております。実相談者数は1月末時点で131人、延べ相談件数は599件でございます。実相談者のうち学校と連携した見守りに繋がったものは、23人でございます。

Q： そもそもSNSを活用した教育相談を実施した経緯は、生徒の方からの要望があったものなのか、それとも全国的な流れがあったからなのか、その点について伺う。

(教育長)

A：生徒の方から具体的にそのような要望があったということではございません。実態といたしまして、全国的な状況ではございますが、平日コミュニケーション手段としてSNSを利用する10代の割合については、平成29年度では、6割くらいになっております。また、中高生のインターネット利用率については、平成30年度では、中学生だと95%、高校生だと99%という状況でございます。スマートフォン等の所有率というのも、中学2年生で77.6%、高校2年生で98.3%という実態がございましたので、世の中の流れに従って導入し、試行したものでございます。

Q： この事業は、埼玉県だけではなく、全国的に他の都道府県で行っているという認識でよいか伺う。

(教育長)

A：全ての県でということではございませんが、国の補助事業もございますので、各都道府県、政令市で取り組んでおります。かなり多くの県で実施しているものでございます。

Q： 相談員は民間委託ということだが、相談員として訓練等を受けている、いわゆる「プロ」が相談を受けるのか。単なるダイレクト電話をかけるような外部に委託する類ではないと思うが、どのような者が民間委託の相談員になっているのか伺う。

(教育長)

A：今年度実施いたしましたSNS相談事業の委託先選定に当たりましては、相談員の資格として、公認心理師又は臨床心理士の有資格者や、教職や児童福祉などの職を経験し、かつ、1年以上の相談業務の経験を有している者との条件を付しました。加え

て、業務受託者は、相談員に対して、相談期間開始前にSNS相談のスキル向上、情報セキュリティに関する研修を実施するとともに、開始後も実践的な研修を複数回実施するよう条件を付して、質の確保を図ったところでございます。

Q： 主要な施策9ページのイラストでは、二人で相談しながら受けているが、実際はどのような体制で相談に対して答えるのか。相談員が一人で答えるのか、それとも数人で相談しながら返事をするのか伺う。

(教育長)

A： SNS相談の特徴としてテキスト情報のみのやり取りですので、相談者の心理状況や切迫感を把握することが難しい状況がございます。そのため、今年度の事業実施に当たりましては、相談対応のマニュアルを作成して、受信した相談の内容や緊急性について、相談員単独ではなく、必ず複数の者で検討して、判断の上、対応を開始することといたしました。それから相談員に加えまして、相談員の相談業務に関して助言や指導を行う者を「相談責任者」として配置することで、相談員個人の見解だけでなく、複数による相談体制の確立にも努めてまいりました。

Q： 次に、主要な施策の18ページ「学校問題解決のためのスクールロイヤー活用事業」について伺う。スクールロイヤーは、顧問弁護士として契約をして相談を受けるのか伺う。

(教育長)

A： 顧問弁護士は、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものであるかと思えます。スクールロイヤーは、あくまで学校からの相談に対して、子供たちにとって最善の対応となるように第三者的な立場で法的観点を踏まえた指導助言を行う弁護士ということで考えております。

Q： 弁護士と一言にいても、それぞれ専門性があるかと思う。教育に特化した弁護士を選ぶのかと思うが、選任方法を伺う。

(教育長)

A： 既に先行して実施している自治体がございますので、どのような選考方法を行っているのかを参考にさせていただき、また、弁護士会や県の顧問弁護士にも相談するなどして慎重に人選をしてみたいと考えております。

Q： 内容は承知したが、何名を予定しているのか。埼玉県も広いので3名なら3等分してやるのか、それとも別の方法で管轄するのか、管轄範囲についても伺う。

(教育長)

A： 人数につきましては、5名程度と考えております。管轄範囲につきましては、東西南北に各1名のスクールロイヤーを委嘱して、相談業務や研修などを行っていただくことを考えております。また、全域を担当するスクールロイヤーを1名ということで合わせて5名でございます。

Q： その数で足りるから5名ということだと思うが、実際もっと必要だと認識しているのか。それとも、今までの経験から5名で十分だと考えているのか伺う。

(教育長)

A： 学校側としては相談したい事項が相当あると思っております。来年度の実施状況を

見て、その後については検討してまいりたいと考えております。

Q： 先ほど教育長の答弁の中にもあったが、具体的にどのような場面でスクールロイヤーの活用を考えているのか。例えば、いわゆるモンスターペアレントのような人が来た時に教育現場だと対応しきれないからスクールロイヤーを活用するようなことを想定しているのか伺う。

(教育長)

A： 問題解決の場面で申し上げますと、いろいろな問題が大きくなる前から関わっていただくことを考えております。初期の段階で学校がスクールロイヤーの助言を得ることができれば、学校が子供たちにとって最善の対応をすることができると考えております。例えば、子供同士のトラブルであるとか、いじめ、これも非常に初動が大事であると考えております。また校則についての問題もあるかと思えます。そういった各問題に対しての問題解決、それから教職員に対して研修の講師として活躍していただくことも考えております。

Q： スクールロイヤーに相談する場合、どのようなシステムで相談するのか。例えば、生徒がスクールロイヤーに相談したいと言って受け付けてもらえるのか。それとも、学校の先生が相談したいといったときにすぐ受け付けてもらえるのか、そのシステムについて伺う。

(教育長)

A： スクールロイヤーは、学校が問題解決のためにお願いするものでございますので、生徒が直接相談するということは最初から想定しているものではございません。生徒が相談するのであれば、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといったところが第一義的に対応することになると思えます。

Q： スクールロイヤーについては、日本ではなじみがないところもあるかと思うので、相談を受けた相手だけでなく、相談された相手のことも公明正大に考えた対応をしなければ圧力になってしまうと考えるが、その対応についてどのように考えているか伺う。

(教育長)

A： 委員のおっしゃるとおりでございます。学校側の代理人ではなく客観的に第三者的な立場からいろいろな観点での問題解決についてのアドバイスを頂くということで、あくまでも子供たちが安心して学校に通えるように、教職員、子供、そして保護者あるいは地域の方々の継続的な関係を見据えて指導助言をしていただくことを考えておりまして、御指摘のような懸念が生じないように対応してまいります。

Q： 主要な施策の19ページ「県立高校トイレ改修加速化事業」について、県立高校における普通教室のある校舎のトイレ洋式化は現在どの程度進んでいるのか伺う。

(教育長)

A： 令和元年度末で約6割に達する見込みでございます。

Q： 残りの4割については、どのように進めていくのか伺う。また、工事期間中は授業に支障を及ぼすと思うが、どのような時期に工事を行っているのか伺う。

(教育長)

A： まず、今後どのように進めていくのかについてでございますが、前回の改修からの経過年数や劣化状況などに応じて、優先順位をつけて計画的に令和6年度までに100%を目指して改修工事を行っていきたくて考えております。また、工事時期についてでございますが、御指摘のように授業中では支障があることがございますので、休業期間中に集中して工事を行うことにしております。

Q： 県教育局の職員も同席して埼玉県立高等学校のトイレの劣化状況はどのようになっているのか一緒に調べることも必要かと思うが、どのように考えているのか伺う。

(教育長)

A： 学校から実情をお聞きした上で、教育局財務課におります施設の専門職員が学校を訪問して調査を行っております。

Q： なぜトイレの質疑をしているかという、実は2年ほど前にとある中学校の女子生徒3人が学校の近くの民家にトイレを借りに来ているという切実な話を聞いた。そういう中学生も高校に入学するので、授業に集中できないということになったら何のための高校であるか分からない。100%を目指すという計画で、令和6年度までに必ずできるのかどうか確認する。

(教育長)

A： 現在の計画では令和6年度までに100%、165棟でございますが、それを目指して改修を進めてまいります。

Q： 次に、主要な施策の6ページ「県立学校におけるICT環境整備」について伺う。本県の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は7.4人で、全国45位で大変低い。1位の佐賀県では児童生徒1.8人に1台である。41位の広島県が最近生徒一人ずつタブレット端末かノート型パソコンを持たせる方針を固めたことが昨年12月発表された。ICTを活用した教育の質の向上を狙い、令和2年度の新1年生から対象とし、初年度は全80校のうち、4割の35校で予定するとある。この取組をどのように捉えるか伺う。

(教育長)

A： 広島県の教育長からもLTE端末を持たせる方針だというお話を伺っておりまして、かなり意欲的な取組だと思っております。本県といたしましては、国のGIGAスクール構想の中で、小中学校におきましては、国の補助金を活用することによって、一人1台の端末を使えるようになることが考えられます。一方で高校につきましては、端末に対する国の補助がございませんので、広島県の取組や、既にBYODを導入している神奈川県や東京都といったところも参考にしながら、来年度予算案にBYODの試行に係る費用を計上させていただいております。

また、国のGIGAスクール構想を活用することによって、校内のLAN環境についても整備されることとなりますので、高速で大人数が同時に使うことができる環境が整備されるようになって考えております。

Q： 広島県を参考にすることだが、埼玉県でも遅れているところをしっかりと取り組めるかどうか、全国標準並みになるかどうか。その辺についての覚悟を伺う。

(教育長)

A： 国のGIGAスクール構想に則りまして、県及び市町村で予算要求していくこと

により、小中学校については一人1台ということが少し年数が掛かりますけれども実現できると思っております。また高校につきましても、来年度実施予定のBYODの試行がうまくいくということになりましたら、その後、BYODで全ての生徒たちが、自前のものを持つことによって、一人1台ということは達成できると思っております。

Q： 国では、学校のICT活用の遅れを解消する一歩として、令和7年度までの工程表を示しているが、埼玉県では工程表を示す予定はあるのか伺う。

(教育長)

A： 県としての情報化推進計画を作る必要があると考えておりました、現在局内にそのための検討委員会を設けております。そこで計画を立ててまいります。

Q： その計画を公表するのはいつになるのか伺う。

(教育長)

A： 県としての情報化推進計画でございますが、まず国が大きな情報化推進計画を作ることになっておりますが、それがまだ出ておりません。それに基づいて発表したいと思っておりますので、国が発表しましたら、なるべく速やかに公表できるように、準備を進めております。

Q： 国の公表を待つのもいいが、埼玉県は現実に全国平均より少ない、遅れているということであるから、現在の実情を踏まえて、独自に工程表を作成することも生徒にとって重要だと思うので、しっかり取り組んでいただきたいが、覚悟について伺う。

(教育長)

A： 埼玉県は、1台当たりの児童生徒数が非常に低いわけでございますが、実は小中学校がかなり遅れている状況でございます。小中学校のパソコンの整備につきましては、市町村教育委員会が主体的に行うものでございますので、市町村がどういった悩みを抱えているかをきちんとお聞きしております。これからも、市町村をサポートしながら、加えて県におきましては県立学校について責任を持って整備をしてまいりたいと考えております。

Q： 主要な施策の1ページ「学力・学習状況調査の実施」について伺う。埼玉県の学力は全国平均に近づいてきてはいるが、年1回の調査結果だけで向上したとは言えないと考えている。今回2.3億円近くの費用を掛けてテストを実施しているが、生徒一人一人が自分の学力を的確に把握できるテストとは言えないのではないか。少なくとも、一般質問でも指摘しているが、受験の資料としては使えないと思っている。このテストで、生徒や担任の先生が学力を把握し、進路指導、特に志望校の決定に利用できるテストになっているのか伺う。

(教育長)

A： 本県の学力・学習状況調査でございますが、それぞれの児童生徒の現時点の学力を把握するというよりも、前年度からどのくらい伸びたか、その伸びた要因は何か、といったことを把握するものになっております。それを把握することによってどういった指導が伸びたことに結び付いたか、それを検証して教員の指導力の向上に役立っているものでございます。そのため、現時点で自分がどのくらいの学力であるかということや、進路指導に直接使うということではなく、学力がどのくらい伸び

たか、また、どのように伸びそうかということも含めて、進路指導については総合的な資料を用いて行うものだと考えております。

Q： 29年6月の私の一般質問に対する、小松教育長の答弁を読ませてもらうと「本来であれば中学校において中学校の教員がきちんと進路指導できるようにすることが必要であると考えております。現在、御指摘のように全県的なテストというものがないわけでございますけれども、より充実した進路指導を行うための学力把握のあり方について、今後幅広く研究を進めてまいりたい」という答弁を頂いたが、どのように研究を進めたのか、またどこで学力を把握できるシステムやテストをしたのかを伺う。

(教育長)

A： 学力の伸びについては、県学調で把握しております。また、いわゆる業者テストを学校の進路指導で使うということについては、私は否定的な考え方を持っております。個人が学校の外で受けて、自分がどこへ行きたいというのを考えるときに使うのは良いと考えております。学校におきましては、地区ごとに校長会が公的テストを行っております。その公的テストによってある程度の位置が分かるということになっております。この公的テストにつきまして、より広域化することによって県内での位置が分かりますので、広域化するように校長会に働き掛けているところでございます。

Q： 学校の外で使うのは構わないということだが、世の中は学校の外の北辰テストを毎月親がお金を出し、塾等で受け、受験に臨んでいるのが現実である。中学校の先生が作った公的テストはレベルがバラバラで高校受験には使えない。議案で出されている約2.3億円のものほどの誰が作っているテストなのか。金額はどのように定めたのか。入札を行っているのか伺う。

(教育長)

A： 本調査は調査問題の作成・印刷から調査問題の配送・回収・採点作業まで一連の作業を業者に委託して行っております。調査問題につきましては委託業者が原案を作成し、県の指導主事等が監修をした上で出題をしております。委託業者につきましては、毎年度公募し、プロポーザル方式により選定をしているところでございます。応募者からの提案書類やプレゼンテーションの内容から、実施体制、業務遂行能力などに加え、事業金額の妥当性も含めて審査した上で選定しているところでございます。

Q： 業者テストは駄目と言われているが、これは公募の業者テストであり、文科省の通知に違反はしないのか伺う。

(教育長)

A： 業者テストという言葉の定義でございますが、岡田委員のおっしゃっている北辰テストなどの業者テストは、県の方針で行われているものではございませんし、県の監修などが一切入っておらず、県の介入の余地が全くないものでございます。一方で、県学力・学習状況調査は県が実施主体であり、「こういう目的のもとに、こういった構成で問題を作ってほしい」という委託をした上で、県の指導主事等が監修を行っているものでございますので、北辰テストとは全く異なる性質のものであると考えております。

Q： 北辰テストにこだわっているわけではないが、偏差値や、入試に使えるようなテ

ストを入札で県が選ぶということはできないのか伺う。

(教育長)

A： 高校への進路指導というのは、偏差値だけで決まるものではないと思っております。偏差値ももちろん一つの手掛かりになると思いますが、普段の学習状況であるとか、学習意欲、本人が何を学びたいか、将来何をやりたいかなどを全体的に勘案して中学校において進路指導するべきものと考えております。

Q： 次に、主要な施策の総括1ページ「小中学校英語教育推進事業」について伺う。今年教育改革の年で、10年に一度の学習指導要領の改訂がある。今年小学校の教科書が変わっていくわけだが、特に今回の目玉は小学校の英語教育である。小学校3年生から英語が必修化になり、5年生からは教科化ということで、読み書き文法をやっていくということである。高校では4億円の予算がついているが、高校の教科書は令和4年度の改訂である。今年小学校が改訂になるわけであるが、本当に900万ほどの予算で3年生からの必修化というのができるのか。小中学校英語推進事業の内容を予算の内訳も含めて伺う。

(教育長)

A： 現行の学習指導要領の下におきましても、英語の音声、基本的な表現に慣れ親しませるなど、コミュニケーション能力の素地を養うため、小学校における英語教育の改善に取り組んできております。こうした蓄積に加えまして、令和2年度からの英語教科化に向けて移行期間である平成30年、令和元年度において小学校教員を対象に英語教育に関する研修を重ねてきました。研修の中身でございますが、各小学校から1名ずつが参加し、それぞれ、昨年度3日間、今年度2日間の英語指導力養成講座を実施して、受講者はその成果を校内研修という形で行ってもらい、他の教員に広めているところでございます。もう一つは、モデル校を指定し、大学教授等の指導を受けた英語の指導方法や教材開発の研究成果を授業公開等で広く普及をしてきたところでございます。来年度以降につきましても、更なる充実に向けて、引き続き小学校教員を対象に指導力向上などを目的とした研修のための予算を盛り込んでいるところでございます。

Q： 小中合わせて900万円ではとても英語教育はできないのではと疑問に思っている。私も小学校6年生の子供がおり、移行期間の教科書等もよく見ていたが、これまでは「聞く」「話す」ができればよいとなっていたところに、来年度からは急に文法が出てくる。5年生は2年間掛けて教科化であるからよいが、6年生は1年間で今の中学1年生が習うことを来月から始めることとなる。埼玉県全ての学校で英語を学ばなければならないので、モデル校であるとか、各学校一人とか言っている場合ではないのではないのか。また、小学校は担任が教えるわけであるが、若い先生や英語が得意な先生はよいが、何十年も英語に触れてこなかった先生が教えなければならないこともある。本当に900万円の予算で耐えうるのか。補正予算を組んでも、すぐにやっていただきたいと思うが、見解を伺う。

(教育長)

A： 先程、900万円の内訳について申し上げておりませんでした。教員の指導力養成のために663万4千円、指導力向上のための研究に238万5千円を盛り込んでおります。小学校の外国語活動は35単位時間のみでございましたが、移行期間中に既に15時間から35時間上乗せをしております。その中で、読むことや書くことも学んでいる状況でございます。一定程度の配慮した教育が移行期間中には行われてきております。一方で、委員御指摘のとおり、様々な心配があると思われま

すので、国の方で考えている英語の専科教員の配置や、更に校内研修を充実させることで不安を払拭してまいりたいと考えております。

Q： 現場のお母さんの立場からすると足りないと思っている。先程、質問した学力・学習状況調査について、小学校6年生は国語、算数となっている。むしろ、英語をテストして、この移行期間で子供や地域でばらつきが出ていると思うので、小学6年生の英語の学力が今どのレベルにあるのか、どこが弱いのかというのをこの1年間で把握し、中学校2年生の内容へ入る際に、耐えうるようにしなければならないと考える。小学校5、6年生、特に小学6年生の英語能力の把握については、どのように行うのか伺う。

(教育長)

A： 現行の学習指導要領上、英語に親しむという英語の活動であり、数値による評価の対象になっておりません。しかし、各学校で、どのくらい楽しんで英語が定着しているかということは、ある程度把握していると思われまます。小学校5、6年生の評価については、来年度以降の対象であることを御理解いただきたいと思います。

Q： 次に、主要な施策の24ページ「文化財保護事業補助」についてだが、事業としてはとてもいいものだと思っている。中でも民俗芸能振興事業が特に大事だと思っているが、予算はいくらか伺う。

(教育長)

A： 令和2年度につきましては、県指定の民俗文化財に関する9団体に対して、合計122万2,000円を計上しております。

Q： 少ないなというのが本音である。県民生活部にも質問をしたが、伝統文化はきちんと残していく必要があるため、ここに予算を増やしてほしい。県民生活部は市指定も入っているが、こちらは県指定の文化財だけである。もっと幅広く県の伝統文化を残せるようにできないか伺う。

(教育長)

A： 団体に対して、直接補助をするということは県指定のものだけを考えておりますが、市町村指定のものも含めて、発信の場を設けることは大事だと思っております。県内各地のイベントと文化団体をマッチングする事業にも取り組む予定でございます。

【無所属県民会議】

Q： 主要な施策の4ページ「課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン」について、令和2年度の予算案として5,741万3,000円と、今年度よりも739万3,000円の増額予定となっているが、増額の理由を伺う。

(教育長)

A： この事業の中で、日本語教育支援の多文化共生推進員がございませが、令和元年度23人のところを令和2年度は30人に増やす予定となっていることが増額の理由でございます。

Q： 多文化共生推進員の増員が増額理由であるとのことだが、この多文化共生推進員というのは、日本語指導に関する資格・知識・経験を有する方になっていただくと

ということで、近年外国人住民が非常に増加している中、全国的に見てもこの推進員の確保というのが非常に難しいということをおも聞き及んでいる。そういった中、今年度より7名増員予定ということで、実際に埼玉県においてどのように人材を確保するのか伺う。

(教育長)

A： 多文化共生推進員には、日本語教育能力検定試験の合格や日本語教師養成講座420時間の修了といった、日本語指導に関する資格や経験を応募資格としているところがございます。こうした資格や経験を有する多文化共生推進員の確保に当たりましては、日本語教師養成学校や国際交流協会のメールマガジンに募集案内を掲載していただくなど、各方面の協力を得ながら人材の確保に努めているところがございます。

Q： 埼玉県においても、3月13日の金曜日まで、県のホームページで募集をかけていたと思うが、実際の応募状況はどうだったのか伺う。

(教育長)

A： 担当課長から御答弁申し上げます。

(高校教育指導課長)

A： 応募の状況でございますが、現在のところ80名程度の応募がございます。

Q： 正直、そんなにたくさんいるということに驚いたが、是非良い人材を確保していただきたい。もう1点、地域によって外国人生徒の数も違うし、国籍・全日制・定時制によっても、必要な支援が違うと思うが、適切なところに適切な人員を配置していただきたいと考えるが、見解を伺う。

(教育長)

A： 確かに様々な言語の生徒がおります。中国語が多い学校であったり、あるいはポルトガル語、英語といったケースもございます。そういったことに対応できるようにしてまいりますし、日本語教育ということではございませんが、多様な国籍に対応するため、必要に応じて通訳を派遣しております。そのようなことも含めて、日本語レベルに応じて、効果的な配置ができるように工夫してまいります。

Q： 次に、学習サポーターについて伺う。本事業は、教員志望の大学生等に声を掛けて、学習サポーターとして県立高校の生徒の学習を支援している。実際にどのように人材を確保しているのか伺う。

(教育長)

A： 学習サポーターの募集でございますが、県のホームページに、リーフレットや登録票を掲載したり、教職を希望する方へリーフレットを配布する等しております。また、教職課程を設置する大学に、学習サポーター配置校の一覧等を情報提供いたしまして、大学生への周知を依頼しているところがございます。

Q： 歳出予算の事業概要29ページ「スクールバス運行費」について伺う。令和元年度と比較して、1億2,235万9,000円の増額予定となっているが、増額理由を伺う。

(教育長)

A : スクールバス運行業務委託は5年間の長期継続契約で実施しておりますが、スクールバスを運行する特別支援学校33校は契約終了年度が様々であるため、毎年度入札実施校数が異なっております。今年度は入札対象校が6校だけでしたが、来年度の入札対象校は13校となりまして入札積算額が大幅に増えること。さらに、来年度は児童生徒数の増加によりまして、スクールバスの利用者が増えると見込まれるため、バスを5台増車する予定がございますため、増額となっております。

Q : 入札についてはしっかりと実施していただきたい。二つ目の理由で5台増車することのだが、利用する生徒の乗車時間の短縮にもなり負担軽減につながる。また、保護者の方々からもそういった御意見があったと思う。用意してもらった資料によると、県南部で受け入れ規模が900人のところ、それを400人以上上回る在籍者数がある。県東部でも受け入れ規模1,000人のところ、400人を超える在籍者数があるという現状がある。適切なところに増車していただきたいと思うが、見解を伺う。

(教育長)

A : 御指摘のとおり、児童生徒数の増加が著しい県南部、県東部地域などの特別支援学校で増車する予定でございます。

Q : 以前から、特別支援学校のPTAの方々からバスにGPSを付けてほしいとの声が県にも届いているかと思う。バスを降りてから家に帰るまでの間にどこかに行ってしまう子がいたり、保護者が携帯電話やGPSを持たせようとしても持ちたがらなかったり、どこかに置いてきてしまったりと、バスを降りてからすぐに家に帰れなかったという話を聞いている。新しく5台増車するということのだが、そのバスにはGPSは搭載されているのか。

(教育長)

A : スクールバス位置情報については、現在、産業労働部と連携して、一部の学校で実証実験を行っている段階ですので、来年度増車予定のバスには位置情報を把握できる機能を付ける予定はございませんが、実証実験の結果を踏まえて、そのような機能について検討してまいります。

Q : 「教職員のワークライフバランス」について伺う。令和2年度、小中学校の産休育休の代替教員は何人を見込んでいるのか。

(教育長)

A : 産休や育休はいずれも結婚や出産といった教員個々の事情でございますので、人数を見込むことは難しいと考えております。参考に、令和元年5月1日現在ですと、産休代替は小学校で134人、中学校で54人でございます。また、育休代替は小学校で735人、中学校で200人となっております。

Q : 今、答弁のあった産休育休代替の教員のうち、何人が臨時的任用教員なのか伺う。

(教育長)

A : 法律に基づき、一年を超える育休代替につきましては、任期付本採用教員、それ以外の教員につきましては、臨時的任用教員として配置をしております。

Q : 本来の教員定数を補うということだから、臨時的任用教員の配置となるのだと思う。そのような代替の教員で、初めての臨時的任用で学級担任となった教員は何人

ぐらいいるのか伺う。

(教育長)

A：平成30年5月1日現在の数字でございますが、初めての臨時的任用で学級担任となったケースは、小学校で33件、中学校で9件ございました。

Q：同じ教員で定数を補うというわけだから、任期内では同一賃金、同一責任ということになるのだと思う。正規の職員と同じ責任を負っているわけだが、一方で任用期間があるので身分保障が薄いとも言われている。その部分についてどう捉えているのか伺う。

(教育長)

A：臨時的任用教員の任期は半年ずつとなっておりますが、そのような制度の中で、本人の不利にならないような取扱いとなるよう努めております。

Q：これだけ多くの代替教員がいる。身分保障のところをいうと、退職金等の算定では、期間が短かったり、あるいは積み上げてリセットされてしまうので、今回の退職金の未払い問題のように、隠れてしまう部分が臨時的任用教員にはあるのだと思う。本人が意識的ではなくとも、そのようになってしまうといった心配もある。他都道府県の例ではあるが、臨時的任用の期間を積み上げ、また経験年数等を考慮しながら、正規教員の採用試験の際にハードルを下げる場所もあると聞いた。そのことについてどう考えているのか伺う。

(教育長)

A：臨時的任用教員につきましては、臨時的任用教員としての経験をもって教員採用試験を優遇するということはできませんが、特別選考を行っているところでございます。

○：何が言いたいかという、初の臨時的任用で担任になる場合など、子供たち特に低学年の子供たちに与える影響が大きいということも含め、先生にもプレッシャーを与えるものであり、非常に重荷だと聞いている。これだけ多くの臨時的任用、代替教員がいるので、そのことを配慮していただければと思う。

Q：次に、「特別支援学校高等部卒業生の進路」について伺う。令和元年度の卒業生全員で1,107人、昨年度とおおむね同数になるかと思うが、卒業生の中でも特に肢体不自由の児童生徒など生活介護事業所にお世話になる方々の進路が心配になる。高等部在学中は教育委員会所管であり、卒業すると福祉部門になる。そのことから他部局との連携が重要になってくると考える。生徒の進路を考えると1学年・2学年でのカリキュラムが進路について特に重要であると思うが、見解を伺う。

(教育長)

A：特別支援学校の進路指導におきましては、個別の教育支援計画や移行支援計画を作成いたしまして生活介護事業所と情報共有することや、事業所での実習に積極的に取り組むことなどを大切にしているところでございます。

Q：主要な施策の14ページ「自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業」について、約1億400万円が計上されている。就労支援アドバイザーの配置、ハローワークと連携した職場の開拓、卒業生による講演会ということがある。特にここで一番重要になるのは、特別支援学校を卒業した生徒が教育委員会で採用

ということもうたわれているが、そのような計画、また予定等があるのか伺う。

(教育長)

A： 特別支援学校の卒業生のうち、一般就労を希望しているものの、すぐに一般就労できなかった者について教育委員会で雇用するという事を実施しておりまして、来年度は南部拠点と北部拠点で併せて24名を雇用する予定でございます。

O： 是非とも積極的に進めていただきたいと思っている。

Q： 主要な施策の6ページ「県立学校におけるICT環境整備」について伺う。計画に沿ってプロジェクターの設置などの整備を進めている中で、令和2年度も固定式、常設のプロジェクターを付けていくと思うが、内容について伺う。

(教育長)

A： プロジェクターの設置でございますが、教室内の生徒がどこからでも見やすく、活用しやすいと思われる黒板の中央に投影されるよう設置場所を決定しているところでございまして、具体的には、黒板中央上部に壁掛けの形で設置しております。

Q： 付け方について、一律同じように付けていると伺っているがどうか。

(教育長)

A： 原則、一律でございます。

Q： 先ほどトイレの改修関係の質疑で、教育委員会の職員が現場を見たほうが良いのではないかといった質問に対し、見ているといった答弁があったが、プロジェクターの設置についてはどうか伺う。

(教育長)

A： プロジェクター設置の事業を始める前に、それまでのプロジェクターを持ち運んで利用していた状況を確認したり、各学校でどのようなものが望ましいかといったことを聞いた上で、一律に黒板中央に投影できるような設置をしているところでございます。

Q： 教室の使い方や机の並び方は、全ての教室が一律同じだと思いか伺う。

(教育長)

A： 教室によっても違うと思えますし、授業の展開の仕方によっても異なると思っております。

Q： 教室によって、教室の使い方や机の並び方が違うにもかかわらず、黒板の中央あたりにプロジェクターを一律に設置しているということで、学校関係者の方から、見にくい、使いにくいから使いたくないという話を聞いている。費用の関係もあると思うが、使われなければ意味がないので、現場に合わせて、令和2年度は設置方法について工夫していくべきだと思うが、いかがか。

(教育長)

A： 以前はプロジェクターを持ち運びで利用していたものを、取付け方式に変えたものでございます。大多数の教員の意向を確認した上で、現在の形にしておりますが、使いにくいといったようなことがございましたら、そのような意見も踏まえて、今

後どのようなやり方があるか、設置位置の改善に努めてまいりたいと考えております。

Q： 次に、「県立学校の指定避難所」について伺う。昨年的一般質問でも取り上げたが、市町村の指定避難所として、県立学校165校が指定されているとのことであった。指定避難所となることについては、市町村と学校が覚書を結んでいるということであったが、この覚書の中で、洪水時避難場所なのに避難場所がグラウンドになっていたり、緊急時避難場所なのに使う前に市町村から文書の申請がないと使わせないというような覚書もあった。これが問題だということで、総点検を始めるということであったが、今この総点検がどのくらい進んでいて、令和2年度はどのように進めていくのか考えを伺う。

(教育長)

A： 覚書の総点検につきましては、現在、県立学校と市町村が円滑に覚書を交わすことができるよう、災害対策基本法を基に点検すべき内容や覚書のひな形の作成を教育委員会において進めております。例えば、点検内容については、洪水浸水地域に位置する学校においては、校舎上層階が使用場所として予定されているかなどの項目を盛り込むことを考えております。事務作業が大変遅くなっていることをお詫び申し上げます。遅くとも今週中に県立学校に対し、通知を発出できるよう準備を進めてまいります。その後、各学校から総点検結果を回収し、本年度中を目途に確認を完了してまいります。また、覚書の不備等があった学校については、見直すべき点を示して、来年度早々には改善を図るよう努めてまいります。令和2年度では、改正された覚書を基に各学校が適切な運用が図れるように、校長会議等を通じて指導してまいります。

Q： ひな形を各学校に見てもらって、ひな形との相違によって変えていくということか。特に洪水時であるとか、それぞれ違ったケースもあると思うが、ひな形で一律になってしまうと、今までやってきたものも、ひな形を示した結果がこれまで使ってきた覚書であった。今度示そうと思っているひな形というのは、個々のケースに合うように見直してください、というような内容になるのか伺う。

(教育長)

A： 御指摘のとおり、元々は地震だけを想定していて、今回洪水時ということでございますけれども、それ以外にも様々な災害が生じると考えております。また、それがダブルでくる、例えば今回のように、もし今なにか起きたとしたら避難所に人が密集してそこで感染症のおそれとか、そういった様々なケースを考えて、それぞれに対応できるような、総点検にしていきたいと思います。

Q： そのようなひな形を示していくということか。

(教育長)

A： そのとおりでございます。

Q： 歳出予算の事業概要22ページ「高等学校総務費」について、令和2年度の見込みで良いが、県立高校の校長で今いる学校から異動するまでの期間は2年程度が多いと聞いているが、どういう状況であるか伺う。

(教育長)

A： 令和2年度当初人事については、正式に決定しておりませんので、現段階ではお答

えできない状況でございます。参考として平成31年度当初の人事異動について申し上げますと、県立学校176校中、2年以内に転勤した校長は16人でございます。

Q： 資料によれば、平均2.6年ということだが、176人の中で2年が16人ということであるが、一番多い年数というのは3年なのか、4年なのか伺う。

(教育長)

A： 担当課長から御答弁申し上げます。

(県立学校人事課長)

A： 県立学校長の赴任状況ですが、最長で6年の者がおります。

Q： 一番長いのは資料に載っているのだから分かるが、何年の人が一番多いのか。例えば176人のうち50人が3年だったとか、20人が6年だったとか、実数で聞きたい。

(教育長)

A： 担当課長から御答弁申し上げます。

(県立学校人事課長)

A： 申し訳ございません。手元にデータがございませんので、お時間を頂いて答弁させていただきたいと存じます。

Q： 一般の教員というか、校長・教頭を除いて県立高校で一般的に教員の一つの学校に留まる長さはどのくらいなのか。令和2年度の見込みで教えてほしい。

(教育長)

A： 担当課長から御答弁申し上げます。

(県立学校人事課長)

A： 一般の教員については、初任者は5年以内の異動でございます。2校目は7年以内、3校目が10年以内の異動を一つの目安としているところでございます。

Q： 実数が厳しいようであれば、この176人の中の何割くらいが3年とか、何割くらいが4年とか、大体の割合で良いので教えてほしい。176人中2年が16人ということだが、聞いている話では、校長は3年が多くて、4年未満が多いという一方、教員に関しては7年や10年がいるということで、以前にも質問したが、学校によっては教員と校長の発言力が逆転しているような事態があるようなことも聞いたことがある。以前この改善を求めたことがあったが、令和2年度にどのように考慮しているのか、検討してもらえるのか伺う。

(教育長)

A： 確かに管理職としてあまり短いというのは望ましくないかもしれませんが、しかしながら、校長は着任したその瞬間から学校の責任者でございますので、リーダーシップやマネジメント能力を発揮して、学校のガバナンスを行っていく必要があると考えております。要するに校長の能力次第であると思っておりますので、管理職としての能力の向上に努めてまいりたいと考えています。

(教育長)

A： 石川忠義委員からの校長の赴任年数に関する質問につきまして、県立学校人事課長

から御答弁させていただきたいので、よろしくお願いたします。

(県立学校人事課長)

A： 石川忠義委員からの現在の校長の赴任年数、在職年数についての質問でございます。各学校の前任校長の在職年数では、2年が最も多いところでございました。51.7%の割合となります。

【埼玉民主フォーラム】

Q： 主要な施策の16ページ「学校における働き方改革の推進」に関連して伺う。本来の学校の先生の仕事に絞っていくために、事務的な仕事の部分でシステムを導入することで、もっと効率化する余地があるのではないかと考えている。新しいシステムを導入すると、慣れるまでは余計に時間が掛かることもあるかもしれないが、慣れていけば誰もが時短して効率的な仕事が可能になっていくと考えている。県立高校は校務支援システム管理運営費6,135万4,000円が計上されているが、県内の小中学校についても校務支援システムを導入していくことで負担軽減が図れると考えている。スケールメリットを考えると県下一律で導入することも検討できたらよいのではないかと考えたが、もともと設置者である市町村が取り組むべきものであるし、既に導入済の市町村もあると伺っているところだが、どのくらいの市町村で導入されているのか伺う。

(教育長)

A： 既に導入している公立学校の割合が64.4%となっているところでございます。

Q： 更に導入を進めていくために、有効性の紹介をするなど、各市町村に導入を強く働き掛けてはどうかと考えるが、見解を伺う。

(教育長)

A： 残りの市町村について、意向を確認しましたところ、導入を検討しているとのことでございましたので、一定期間後には導入が進むのではないかと考えております。

Q： 働き方改革に関連して、先生の仕事の中で、集金などの事務も煩雑だと思う。この集金、現金ではなく、給食費は振込などのケースが多いと思うが、まずこの給食費の集金に係る公会計化から伺いたい。平成30年2月、山本議員の一般質問に対する答弁で、給食費の公会計化について、県内では28市町村が導入したとのことであったが、その後、どのくらいまで進んだのか伺う。

(教育長)

A： 平成30年の2月に、県内で28市町村と答弁しております。その後については増えておりませんが、昨年7月に国が公会計化のガイドラインを出したということもございまして、今後、いくつかの市町村で公会計化をすると聞いております。

Q： 今紹介のあった、昨年7月に文科省の方からも改めて通知が出たということもあり、是非進めていただきたいと思うが、ヒアリングの際に、公会計化をしても、学校の事務としては余り負担軽減にならないのではないかと聞いた。現場では、余り評判が良くないところもあるのか伺う。

(教育長)

A： 従来、この学校給食費の公会計化をするメリットとして考えられていたのは、一つには会計の透明化ということ、もう一つは給食の安定供給、その2点にかなりフォーカスしていたと聞いております。近年、働き方改革の問題が非常に大きくなってきて、集金事務は学校の教員が本来やるべきものではないということ、明確に国が示したこともあり、働き方改革の一つの方策として言い始めたのが割と最近であるということが、背景にあると思っております。今後は、この公会計化に当たっては、働き方改革の視点をきちんと盛り込むように、市町村には伝えてまいりたいと考えております。

○： 文科省の通知の中でも、学校給食費以外の教材費、修学旅行等の学校徴収金などについても公会計化を進めているようなので、是非、それらも合わせて働き掛けをお願いしたい。

Q： もう一点、いろいろなシステムを入れていくと省力化できるのではないかということで、入試の関係なのだが、私もこの3月は子供の受験を経験して、その中で、私立と県立でこんなに入試の手続きについて違うのだと実感した。私立の方では、願書もパソコンやスマートフォンからIDを取得し、必要事項をフォームに入力して電子申請する。受験票はPDFをダウンロードして印刷する。調査書は郵送するが、検定料もクレジットカードやコンビニ払いが可能となっている。合格発表も、IDを入れると、画面上に「合格」と出てくるようなシステムになっていた。それに対して県立は、願書は手書き、調査書は持ち込み、検定料は収入証紙である。収入証紙を買える場所が限られているので、品切れの店舗も出ていて、買うことが大変である。学校に手書きで出したものは、学校がその後のいろいろな事務を進めていくために、入力作業とかが出てくるわけで、そのあたりにもう少しシステムを入れていく要素が残っていると考えるが、見解を伺う。

(教育長)

A： ウェブ出願についてですが、公立に関しましては、まず全ての中学生が安心して出願できる仕組みであることや、インターネット環境がない家庭についてどうするかということ、さらに、選考手数料の納入方法について検討すべき課題があるのではないかと考えています。一方で、ICTはかなり日常生活で活用されるようになってきておりますので、今申し上げたような課題がどのように解決できるかを考えて、どのような出願手続が適切なのか検討してまいりたいと思っております。

○： いろいろと課題はあると思う。パソコンもスマートフォンも持っていない家庭もあるだろうし、願書・届出を出すときに先生がチェックするというのが、各個人に任されてしまうと、しっかりとできないのではないかとということとか、いろいろな課題があると思うが、システム化も考えられるということを見視野に入れながら、例えば、パソコンもスマートフォンも持っていない家庭に対しては、どういったフォローをすればよいかということを検討すれば、進めていけるものもあるかと思うので、今後の検討をお願いしたい。新型コロナウイルスの関係で、今まで学校で手紙を通じて児童・生徒に連絡していたものも、さいたま市のケースで言えば、メールの一斉配信などで届いたりもしている。市町村によって取組がいろいろ違うと思うが、システムを導入したらできることが、今後出てくると思うので、取組をお願いしたい。

Q： 主要な施策の9ページ「SNSを活用した教育相談体制整備事業」について伺う。先ほど詳しい質問が高木功介委員からあったが、私は、座間の事件を受け、以前に

一般質問で、SNSを活用した相談を実施すべきと提案させていただいた。今年度は県立高校15校で実施し、来年度はさいたま市を除く県内の中学・高校に通う全生徒へ対象を拡大するというので、歓迎をしたいと思う。今回、対象期間を7月から12月までとした理由はなぜなのか伺う。

(教育長)

A： これまで本県で実施している電話やメールなどの児童生徒からの相談状況を踏まえ、長期の休業明け前後や自分の進路を考える時期など、児童生徒が悩みを抱えやすい時期が分かっています。それを考慮しまして、7月から12月としたものでございます。

Q： 今年度やってみて2学期までの相談が多いということもあるのかと思うが、悩みを持って相談をしていた子供が、その子自身にとっては非常に重い悩みかもしれない。数は少ないかもしれないが、そういう子供たちが、3学期になって相談しようとしたら相談ができないという状況について、どのように対応するのか。県で実施している他の電話やメールの相談をSNS相談のシステムにアクセスした際に知らせることができるような方法を確保しておくべきと考えるが見解を伺う。

(教育長)

A： 委員御指摘のとおりだと思いますので、SNS相談対応期間終了後には、それ以外の電話やEメールなどの他の相談窓口を案内するなどして、相談対応期間終了後における生徒への支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

O： 是非よろしくお願ひしたい。子供たちが悩みを相談したいときに、SNSを頼る子供が増えていると思うので、非常に重要な相談事業として、今後も育てていく事業だと思ふ。

Q： 次に、歳出予算の事業概要4ページ「教職員住宅等管理費」について伺う。予算調書を見ると、教職員住宅管理費については、家賃収入が管理にかかる経費を上回っていて、実は一般財源に繰り入れられるような状況にはなっているが、入居率の目標が90%以上となっているのに対して、平成27年度は91.3%であったが、そこから毎年下がり続けて、令和元年度は80.2%の入居率となっている。時代の変化で、昔の社宅のような、職場を同じくする人の集住を望まない傾向が背景にあるのではないかと思うが、そもそも教職員住宅は何住宅何戸あるのか。

(教育長)

A： 担当課長から御答弁申し上げます。

(福利課長)

A： 平成31年4月1日現在で、26住宅459戸でございます。

Q： 今回の予算の中では、廃止した住宅を壊す費用、撤去する費用なども含まれているようだが、今後、教職員住宅に関しては、どのような方針で運営していくつもりか伺う。

(教育長)

A： 今ある教職員住宅につきまして、なるべくそこに住んでもらえるように、入居率の改善のために3DKなど世帯用の住宅にも単身者の入居を認めることや、入居期間も制限を伸ばすなどしているところでございまして、そういった広報に努めてま

います。一方で老朽化は進んでまいりますので、老朽化したものについては、建替えは行わず、建築後40年を経過したものについては、廃止する予定でございます。

○： 適正な管理で無駄のないように教職員住宅を運用していただきたい。

Q： 次に、歳出予算の事業概要11ページ「いじめ・非行防止学校支援推進事業費」について伺う。この事業は、平成14年度から継続している事業で、歳出予算の事業概要だけを見ると、分かりにくいと思うが、来年度の予算は、今年度と比べて、事業費が10分の1になっている。主要施策8ページに「いじめ・不登校対策相談事業」もあり、いじめの部分が共通しており、似ている事業があるから、この事業を縮小したということなのか。この事業は、平成14年度から長く継続している事業なので、背景が分かれば教えてもらいたい。

(教育長)

A： この事業は、学校の力だけでは解決の難しい問題について、学校を中心に、警察や市町村の福祉部門、地域住民など、外部の関係機関や人的資源とネットワークを組んで、その解決をするという事業でございます。平成14年度から実施しておりまして、学校や市町村教育委員会が行うネットワークの立ち上げや運営を支援するために、教職経験のある「生徒指導支援員」を県内四つの教育事務所に配置してまいりました。この事業を通じて、県内市町村教育委員会の約9割がネットワークづくりを経験し、立ち上げや運営のノウハウが定着してまいりました。このため、各市町村教育委員会の自立自走に向けて、段階的に配置人数を減らしてきておりまして、令和元年度末をもって「生徒指導支援員」の配置を終了することとして、準備を進めてまいりました。したがって、令和2年度に非常に予算が少なくなっているというものでございます。

【埼玉県議会公明党議員団】

Q： 主要な施策の8ページ「いじめ・不登校対策相談事業」について伺う。執行部に聞いたところ、これまでの取組を来年度予算でも継続していくとのこと、これでいいのかと思った。本県においていじめは減っているのか、増えているのか伺う。

(教育長)

A： 本県の公立学校におけるいじめの認知件数でございますが、小・中・高・特別支援学校合わせて、平成28年度は9,092件、29年度は12,409件、平成30年度は18,259件となっております。増加の傾向にございます。

Q： 増えているとのことだが、現在のいじめの解消率について伺う。

(教育長)

A： いじめの解消については、県独自の調査でございますが、公立学校における平成30年度のいじめ解消率は、令和元年7月末現在で、いじめの認知件数18,259件のうち、17,531件が解消しておりまして、96.0%でございます。

Q： 解消率は7月末時点で、96%とのことだが、728件が未解決ということになり、現在も、辛い日々を送っている児童生徒や家庭が多くある。私はいじめの解消はどこまでも100%を目指さなくてはならないと思っている。

過去の予算特別委員会の質問でも紹介したが、知り合いの中学生がいじめを受けていた。担任の「いじめられる側にも問題がある」との一言で人間不信になり、不登校になった。彼はどれだけ苦しんだでしょう。ある日、「今、自宅の窓から飛び降りようとしています。助けてください。」と親御さんから連絡を受け、飛んで行って、親御さんとともに必死で何度も何度も説得して思い留まらせることができた。

気が付くと夜中になり、県の協力もあって戸田市の病院まで両親と一緒に彼を搬送し、緊急入院になった。その後、精神医療センターにも入院したが、親御さんの最後まで寄り添った愛情と行動で少しずつ立ち直り、通信教育で高校・大学を卒業し、今では父親の仕事を手伝うまでになっている。この子はまだ、未来に向けて前進できているから良かったと思う。しかし、解決できていないお子さんは、人生を大きく狂わせてしまう。前途ある未来が閉ざされてしまう。私は、いじめの解消に取り組むうえで大切なことは、初動対応、また気付き、それから必死の一人が最後まで寄り添うことだと思っている。最後まで責任を持って一人になっても寄り添う、それは、家庭、担任教師、友人、行政の担当者、誰でもいい。絶対に諦めずに最後まで寄り添い、行動する人がいれば、必ずいじめは解決できると信じている。そこで、教育長に伺う。教育長はこれまで教育行政に携わる中で、いじめ問題に直接関わったことがあるかと思う。これまでの経験を踏まえ、いじめを解決する上で、最も大切だと思うこと、そして、その思いを胸に、いじめの撲滅に向けて、新年度当初予算も踏まえてどう取り組んでいくのか伺う。

(教育長)

A： 学校におけるいじめにつきましては、まずは学校の教員が軽微なものも含めて、早期にいじめの芽を見つけて、その解消に向けて学校組織全体として、積極的に対応するとともに、解決するまで御指摘のように生徒に寄り添ってしっかり見届けることが大切であると考えております。また、御質問にございましたように、家庭など学校以外の子供を取り巻く人々が、気付くこともございますので、そういった方々と学校との連携というのも非常に大事だと思っております。また、寄り添うという意味でございますけれども、被害者の心が折れないように強くサポートすると同時に、できれば当事者同士、加害者と被害者の間で、人間関係というものも改善していくことが望ましいので、その道筋を作るという上でも教員の果たす役割は大きいと思っております。そういった教員の働きも含めまして、全ての教員が児童生徒の些細な変化に気付く力をさらに高めていきたいと考えており、教員研修や各種会議など、あらゆる機会を通じて教員一人一人のいじめに対する感度を上げられるように全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○： 今、教育長の思いを伺った。今年度予算の継続ということで、様々な取組をして、いじめ・不登校を何とか止めたい、また解決をしたいという取組を県教育局はされているのではないかと思います。悩みを解決できずに悩んでいる方々がいるわけなので、今後検証もしっかり進めていきながら、この事業内容でいいのかどうか、現場目線に立って、予算の在り方も含めて検討していただきたいと思う。

Q： 次に、主要な施策の12ページ「自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業」について、特別支援学校の児童生徒の増加に対応するための取組が示されている。

地元の草加かがやき特別支援学校は、知的特別支援学校で最も過密状況が厳しい学校の一つである。小松教育長には平成30年2月に、できるだけ丁寧に過密化の状況を見てほしいとの保護者の気持ちを受け止めていただき、同校を半日掛けて視察していただいた。後日、お礼を伝えた際「本当は最低1日いなければ実態は分からない。」とおっしゃったことには感銘を受けた。その後、教室のカーテン、水道

施設の整備、新たな倉庫の設置、そしてグラウンドの整備などを進めていただく中、今後の過密化改善に向けては、同年12月定例会での私の質問に対し、方向性を示していただいた。その際の答弁は、本事業内容に示されているとおり、過密状況の緩和のため、隣接する特別支援学校で児童生徒の受入れを進め、県南部地域特別支援学校の開校に伴う通学区域の再編によって、令和3年4月に100名程度の減少を見込んでいたとのことであった。これまでの過密状況の緩和策は順調に進んでいるのか、その上で、令和3年には、予定どおり100名程度の減少になるのか伺う。

(教育長)

A： 御質問の中にございました、通学区域の再編については、既に取組をしております。越谷市在住で市内中学校から高等部へ入学する生徒については、本来、草加かがやき特別支援学校が通学区域となっておりますが、令和元年度から弾力的に地元の越谷西特別支援学校で受け入れております。また、令和3年度に通学区域を再編する予定ですので、令和2年度の草加かがやき特別支援学校小学部入学予定者のうち、川口市在住の者は、川口特別支援学校で受け入れることとしております。

これらの取組によって、令和2年度の児童生徒数の増加を25名程度抑えることができる見込みでございます。令和3年度の県南部地域特別支援学校の開校による通学区域の再編と合わせて、当初のとおり、100名程度減少するものと見込んでおります。

Q： 予定どおり進んでいることについて、まずは安心した。ただし心配な点もある。それは、草加かがやき特別支援学校の通学区域では、草加松原団地の再開発が進められている。またレイクタウン周辺の宅地開発が進んでおり、今後も人口増が見込まれる。先ほどの取組で、一旦は児童生徒数が減少するものの、再び過密な状況に戻ってしまうことが懸念される。過密化の解消は一時的なことにならないのか不安だと保護者から寄せられている。環境の変化により、見込み違いは起きないかということについて、平成30年9月定例会において、我が団の塩野県議が「特別支援学校の教室不足の現状と計画的な施設整備について」一般質問をした。その際、教育長から、過密化解消のために施設整備をはじめ、総合的な観点から計画的に施策を進めていくとの答弁があった。草加かがやき特別支援学校をはじめとする知的特別支援学校の過密解消に向けて、一時的な解消にならないように、どのように今後取り組んでいくのか伺う。

(教育長)

A： 県では、知的障害特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の大幅な増加などへ対応するために、平成31年3月に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を策定いたしました。これに基づいて、令和2年度当初予算案では、県南部地域特別支援学校、県東部地域高校内分校、県東部地域特別支援学校の整備のほか、新たに高校内分校3校の整備や校舎の増築などの必要経費を計上しております。草加かがやき特別支援学校をはじめ知的障害特別支援学校の過密への対策につきましては、引き続き、児童生徒数の推移を注視しながら、県有施設等の活用による新設校や高校内分校の設置、校舎増築など可能性のあるもの全てについて検討を行ってまいります。

O： 児童生徒の教育環境を守るためにも人口推計など長期的な視点を持って環境にどんな変化があっても対応できる盤石な取組をお願いしたい。簡単ではないのはよく分かっているが、草加かがやき特別支援学校については本当にここまで増えるのかと驚いている。今後もいろいろな形で変化はあると思うが、変化の中でも対応できる取組を全力でお願いしたい。

Q： 次に、主要な施策の6ページ「県立学校におけるICT環境整備」について伺う。様々な障害の子供がいる中で、タブレット端末やプロジェクターを整備するだけでは足りないのではないかと。利用しやすい環境をどうやって、効果を出すためにどのような取組を考えているのか伺う。

(教育長)

A： 県では、平成30年度から2か年にわたりまして、特別支援学校6校でICTの活用について実証研究に取り組んでまいりました。その結果、障害のある児童生徒のコミュニケーション支援などにタブレット端末などのICTの活用が大変有効であって、障害による困難さの改善に寄与するといったようなことが確認されております。こういった実証研究の成果も踏まえた上で、タブレット端末や大型提示装置を整備する経費も計上させていただいております。その他に障害のある子供たち一人一人がタブレット端末等を有効に活用できるよう、障害の特性に応じたアプリや視線入力装置をはじめとする補助入力装置等の整備も予定しております。また、教員向けの研修や公開研究授業等を通じて教員の指導力の向上を図ることで、ICTを効果的に活用した教育活動を推進してまいりたいと考えております。

【日本共産党埼玉県議会議員団】

Q： 歳出予算の事業概要8ページ「学力・学習状況調査実施事業費」について伺う。学力・学習状況調査の実施及び調査結果活用事業には、児童生徒一人一人の学習内容の定着状況や学力の伸び、学習意欲等を把握するとあるが、学力の伸びはどのように把握するのか伺う。

(教育長)

A： 本調査では、IRT（項目反応理論）というテスト理論を用いております。IRTは、各学年の問題のレベルと正答率によって、年度や学年が変わっても、同じ尺度で学力のレベルを把握することができます。把握した学力のレベルの差によって学力の伸びを測定しております。なお、年度や学年が異なるテストの結果を比較できるようにするため、一部、過去に出題した問題を出題しているところでございます。

Q： 調査結果は本人や保護者にどのような形で伝えられるのか。

(教育長)

A： 児童生徒や保護者に対しましては、各教科の学力のレベルや伸びの状況、学習に関するアドバイスなどを分かりやすく示した、個人結果票というものを作り、調査結果を返却しております。この個人結果票の中には、各教科ごとに、児童生徒本人の小学4年から中学3年までのそれぞれの時点の学力のレベルを、12段階で示せるよう、一覧表を掲載しております。その表に、本人の過去から現在までの学年ごとの学力レベルを赤線で示し、例えば「今年は昨年より学力レベルが一つ上がった」など、学力の伸びを本人や保護者が目で見て分かるようにしております。また、全体の正答率や、教科の中での領域別正答率を、県全体と比較することもできるようにしております。返却の際には、学校の担任から児童生徒や保護者に対し、1年間の頑張りや伸びを認めたり、苦手領域を中心に学習するよう言葉掛けをしたりするよう、各学校にお願いしております。

○： 委員長、資料配布をお願いしたい。

○： 秋山文和委員の質疑に際し、資料の使用及び配布を認めます。

Q： この資料は、ある保護者から許可を得て、借りて、配布させていただいた平成31年度の埼玉県学力・学習状況調査個人結果票である。これを見て、保護者や本人がどんな問題を間違え、どこが理解できていないか、この結果票で分かるのか。

(教育長)

A： 先ほど、御答弁申し上げましたように、経年での伸びを測るために、同一の問題を年度を越えて出題する必要があることから、原則として問題を非公開としているため、問題そのものを使って振り返りをするにはできない設計になっております。そこで、保護者や本人が出題された問題の概要や教科の領域を確認できるよう、一覧にしてホームページで公開しております。また、個人結果票には、これまでの学力の伸びの状況や、例えば国語科では「読むこと」「話すこと・聞くこと・書くこと」など、教科の領域別の正答率や、学習に関するアドバイスなどを記載しております。加えて、一人一人の結果を踏まえた家庭向けのメッセージも記載しているところでございます。こうした資料を基に、本人や保護者が、本人の学力などの状況をしっかり把握できるようにしているところでございます。

Q： 具体的なものが何も分からず、推移だけが分かるようになっている。これで担任や教科の教員が、その児童生徒に具体的な指導を行えるのか。

(教育長)

A： この赤い線だけでは、どのくらい伸びたかということしか分かりませんが、下に学習に関するアドバイスが書いてございます。また、コバトン問題集のようなものも作っておりますので、それらを適切に子供たちに提示することによって学力向上に努めているところでございます。

Q： 児童生徒と最も密接なのは担任であるが、問題を回収されてしまうので、その担任もどのような問題が出たか分からない。保護者にとっても理解するのは難しいと実感している。その中で、学力の伸びが良くない児童生徒に対し、県としてどのような指導を行っているのか伺う。

(教育長)

A： 児童生徒への直接の指導を行うのは各学校の教員でございますので、県といたしましては、学校現場の教員が集まる市町村ごとの研修会や学校訪問に県の指導主事などが出向きまして、調査結果の活用について直接働き掛けてまいりました。今年度はこれまでに、県の指導主事が延べ270回以上訪問しております。学校においては、調査結果を基に学力を伸ばした良い取組を見つけ、学校全体で共有して授業改善に生かすなど、本調査の活用がある程度定着してきているものと考えております。

Q： 私どもは学力・学習状況調査を廃止して、少人数学級や定数増により先生方の負担を軽くすべきではないかと主張してきた。実施し続けるならば、例えば、伸びの低い生徒の多いところや正答率の低い学校の教員体制を厚くしたり、アシスタントティーチャーを配置するなど、特別な対策をしてはどうかと考えるが見解を伺う。

(教育長)

A： この調査の結果などを踏まえて、特に支援が必要な市町村や学校に対しましては、先ほど申し上げましたように指導主事等が直接訪問することに加えて、加配教員を

配置するなど、人的支援も行っております。指導主事の訪問など、指導面の支援のほか、必要に応じて人的支援も行うことにより、今後も市町村や学校をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

教職員のわいせつ行為等の不祥事の根絶を求める決議

平成30年度にわいせつ行為及びセクシャルハラスメントで懲戒処分又は訓告等を受けた全国の公立の小学校、中学校、高等学校等の教育職員の数、過去最多の282名に上った。

本県においては、わいせつ行為等により懲戒免職処分を受けた教育職員は、平成30年度に9名、本年度においても16名に上るなど、非常事態が続いている。

また、平成30年9月に明らかとなった障害者雇用水増し問題については、県教育委員会の障害者の実雇用率が令和元年6月1日時点で1.58%と、本年12月末までに法定雇用率の2.4%を達成するにはまだ大きな乖離がある。

さらに、本年1月には、平成27年度以降に退職した臨時的任用職員9,734人に対し、総額約26億8,000万円にも上る退職手当の一部未払があることが判明し、多額の遅延損害金が生じる事態となった。

県教育委員会において、こうした一連の不祥事が立て続けに発生し、県民の信頼を損ねていることは、誠に遺憾である。

県民の教育行政に対する信頼を回復するためには、教職員一人一人がその職務の重みを再認識するなど、綱紀粛正に万全を期すことが必要である。また、子供をわいせつ行為等から守るために、教員採用の段階でも、性犯罪等に詳しい医師や臨床心理士の専門的な知見を活かすなど、不適格者を見極める対策を早急にとらなければならない。

よって、本県議会は、県教育委員会が教職員のわいせつ行為等の不祥事を根絶するよう、綱紀粛正を徹底し、再発防止に全力で取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年3月27日

埼玉県議会

文 教 委 員 会

氏名 (ふりがな)	会派	期数	選挙区	特別委員会	議運	図書	備考
◎ 木下 博信 きのした ひろのぶ	自民	2期	南第1区 (草加市)	地方創生・ 行財政改革			
○ 宇田川 幸夫 うだがわ ゆきお	自民	2期	東第9区 (八潮市)	○ 人材育成・文化・ スポーツ振興			
● 高木 功介 たかぎ こうすけ	自民	1期	南第9区 (さいたま市浦和区)	危機管理・ 大規模災害対策			
● 荒木 裕介 あらかき ゆうすけ	自民	3期	南第8区 (さいたま市桜区)	公社事業対策			
● 武内 政文 たけうち まさみ	自民	3期	西第9区 (毛呂山町・越生町・ 鳩山町)	◎ 自然再生・ 循環社会対策			
● 中屋敷 慎一 なかやしき しんいち	自民	4期	南第16区 (鴻巣市)	危機管理・ 大規模災害対策	●		
● 平松 大佑 ひらまつ だいすけ	県民	1期	南第18区 (新座市)	地方創生・ 行財政改革			
● 柿沼 貴志 かきぬま たかし	県民	1期	東第1区 (行田市)	公社事業対策			
● 浅野目 義英 あきのめ よしひで	民主フォーラム	4期	南第9区 (さいたま市浦和区)	人材育成・文化・ スポーツ振興			
● 西山 淳次 にしやま じゅんじ	公明	6期	西第1区 (所沢市)	自然再生・ 循環社会対策			
● 柳下 礼子 やぎした れいこ	共産党	7期	西第1区 (所沢市)	危機管理・ 大規模災害対策			

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

氏名 (ふりがな)	会派	期数	選挙区	常任委員会	議運	図書	備考
◎ 小川 真一郎 おがわ しんいちろう	自民	3期	北第4区 (深谷市・美里町・ 寄居町)	環境農林			
○ 宇田川 幸夫 うだがわ ゆきお	自民	2期	東第9区 (八潮市)	○ 文 教			
● 山口 京子 やまぐち きょうこ	自民	1期	東第5区 (蓮田市)	総務県民生活			
● 浅井 明 あさい あきら	自民	2期	東第8区 (越谷市)	◎ 県土都市整備			
● 中野 英幸 なかの ひでゆき	自民	3期	西第7区 (川越市)	県土都市整備			
● 諸井 真英 もろい まさひで	自民	4期	東第2区 (羽生市)	環境農林			
● 小谷野 五雄 こやの いつお	自民	7期	西第8区 (日高市)	福祉保健医療	●		
● 岡村 ゆり子 おかむら ゆりこ	県民	1期	南第2区 (川口市)	福祉保健医療			
● やこ 朋弘 やこ ともひろ	県民	1期	西第6区 (富士見市)	警察危機管理防災			
● 町田 皇介 まちだ こうすけ	民主フォーラム	1期	南第13区 (上尾市・伊奈町)	総務県民生活			
● 浅野目 義英 あきのめ よしひで	民主フォーラム	4期	南第9区 (さいたま市浦和区)	文 教			
● 石渡 豊 いしわた 豊	公明	5期	南第13区 (上尾市・伊奈町)	総務県民生活			
● 前原 かづえ まえはら かづえ	共産党	2期	西第5区 (ふじみ野市・ 三芳町)	総務県民生活			